

て、総理府のほうでこれを引き取って、少なくとも通産、厚生、両省を中心に、各省庁関係のあるところは参加してもらって、当然「法律で定める」となっている義務に従った立法について直ちに作業を開始しよう。私のところは、人手が少ないうえに、たかさんの審議会をもらってたいへん事務量が多いのでありますが、しかし、先般の御指摘も、まさに政府としては一言もない。率直にいうと怠慢であると思ふのです。ですから、このことについては、その当日からすでに行動を開始いたしました。通産、厚生両省は、総理府において「ニシアチブをとられることは、あるいは快しとしないかもしれませんが、これから会合をやってみまして。それならば、いずれかの省が、あるいは両省が協議して、「別に定める。」となっているその法律を、いつごろまでに立法するのか、それらを内容ともに確かめますし、いつまでもただ総理府でやってもよろしいとは思いません。というところであるならば、私のほうで積極的に、総理府が立法の主導権をとって法律をつくらなければならぬ。かような決意をいたして、その後だんだん相談、連絡をいたしておるところでございます。すでに動き始めました。

○島本委員 すべてからくそういうようにして、直接問題の核心に触れるようにこれは取組んでまいらなければ、公害行政は、地方では、ざる法ばかりつくる、そして末端の住民をかかえる自治体はまさに塗炭の苦しみの中からその解決を迫られる、こういうふうにして中央不信がだんだん高まるばかりではないか、こういうように私は考えております。その際に、長官が進んで、所管外であらうとも、この重大な問題に対して手をつけ、そうしてこの解決を促進する、こういうような態度は、私としてはほんとうに嬉しいものである、こういうふうに思います。一日も早くこれはでかすように、心からこれを期待してやみません。努力を心からお願ひしておきたいと思ひます。

と同時に、通産並びに、厚生は見えておりませ

んけれども、午後二時半から来るのでありますけれども、こういうような具体的な問題に対しては、これは実施官庁であつて、そしてそれぞれの利害を持つていられる苦しい立場にあることは、言わねなくともわかっているのです。それを克服していくのがいまの立場として重要であります。そういうような点を十分考へて、残された問題に対しての取組みは、心を新たにこれに当たつてもらいたいと思ひます。これは要望にとどめておきたいと思ひます。

それと、長官にもう一つお伺ひしておきたいと思ひます。

それは、紛争処理法の内容等について、諸般の質問でおわりのとおりであります。その内容は、現行法律の中で——私どもとしては、前回野党一致で修正した部分、これを原案として出しておるわけでありまして、そういうような立場からして、長官の考えは、これは手を触れないのが道義的な考えである、こういうような考え方であるように私は聞きました。しかし、前回終わつて、そしていかに廃案になりました。今回新たに提出されたという見地から、この法案は、時代の推移と合つて、当然こういうふうにして修正し、あるいはこのようにして実施したならば最もよいのだというふうになれば、これはやはり修正するのじやないか、こういうふうに思ふのです。前回大臣は、この点についてはなかなかたい決心のようになりませんでした。しかし私は、これを修正して、やはり修正すべきは修正し、そして通すべきは通し、そして国民のためにこの紛争処理が早く実効をあげるようにしたほうがよろしいのだ、こういうふうな考えでいるわけでありまして、そこで、この中の裁定の問題、またこの機関の恩恵を受けるために、今度いろいろと申し出る場合に、被害者の一方的な申し出または双方の申し出、こういうようなそれだけの違いがあるわけでありまして、私はこれを最も被害者に適用しやすいようにして実施させるのがよろしいのじやない

か、こういうふうに思つてゐる次第であります。

また、裁定等の問題は、八条機関や三条機関、すなわちこれになじむような状態であるならば、裁定はこれを取り入れても差しつかえないのだ、こういうようなこととございまして、そういうような点等を考へまして、これはやはり改むべきは改め、そしてつばな法律案にして、一日も早くこれを上げるのがわれわれの態度としていいのじやないか、こういうふうに思ひますけれども、もう一度この点について、大臣の決意の表明をお願いしたいと思ひます。

○山中国務大臣 先般も、私はまず、議会政治の、結論の出たことに対する段階的なとらえ方に、ついて申し上げました。したがって、道義的にという表現をされましたけれども、ある意味ではそういうことでもあるかと思ひますが、やはり前の国会でありますとも、国民を代表する衆議院において、修正部分はそのまゝ、そして一部原案に反対の点がありまして、院の意思が決定を見ておりますので、その意味で私、議会制度のたてまえ上、その点をまず原則的に申し上げたのです。しかしながら、裁定を含む三条機関その他の問題は別として、修正された部分に対しては、そこまですべて修正する必要があるというふうな感じが、まあ、このことに踏み切れるような内容でもございまして、また、これは院の意思でもございまして、また、問答無用で、原案でそれを除いて出してくるのであれば、もうとんでもない話のうちに入るのじやないかと、残りの附帯決議の部分につきましては、その実行について、完全に委員会の意思とわれわれ政府の意思とは一致いたしております。したがって、これは今後議論が残るであらう。でありますから、先ほどの別に法律で定める費用負担等の問題も含めまして、これからひとつ、これを包含した法律が前進して展開することを、われわれとしては必要としてくるのだと思ひますが、それらの過程において、さしあたりはまず、本国会においてはこの原案で、再度

提出いたしました修正を取り入れた原案で相なるべくは御承知を願ひしておきまして、そして政府との間に、なお、附帯決議部分等については意見の——最終的に私も一致していい部分がございまして、政府との間にそのような意見の一致していない部分を今後詰めていきながら、新しい法律なり、換骨奪胎した、時流の待望する法律の内容なり、に改めていくべき段階ではなからうか。ここで全部を取り入れるということになりますと、またどうも、政府の中において相当な議論を必要としたまはりますし、場合によっては行政委員会等の議論にもなりますので、基本的な機構等の問題についても、政府の姿勢としては、いさぐちに進進し得ない分野がございまして、そこらところは、御了解を願ひたいと思ひます。そこらところが、私どもの立場は、現在のところ、前進すべき限界一はいで再提出させていただいたというふうにお受け取りいただければ幸ひだと存じます。

○島本委員 大臣にはまことに、一人でがんばつてもらつて、敬意を表します。

しかし、もう一つ、この際ですから、大臣に重大な決断を願ひたいことがあるのです。それは法務省関係であります。以前の予算委員会分科会並びに当委員会等におきまして、法務大臣並びにその関係者の発言等を通じて、私自身にもあったのでありますけれども、現在の国際情勢や日本の国内情勢等から、当然公害罪の単独立法、これの制定の必要性を認めておるわけでありまして、私どもはそれに対して、今後刑法全体の改正の中からはという時間がかかりまして、これは単独立法にして、現在苦しんでおる国民を救うのだ、公害の被害を受けておる国民を救うのだという考えは、やはり正しいと思ひます。一日も早くこれを推進してもらいたいのはもちろんです。ただ、そこにいくまでの間に、現在イタイイタイ病で裁判で争つてゐる人たちが、それから水俣病で裁判で争つてゐる人たちが、この数を見ますと、相当の数であります。そしてそれがずうつと

長引いております。やはり裁判です。それから、いわゆる企業側が被告側に立っております。そこからも、費用がなくて困っている、したがって国のほうでこの点はめんどうを見てもらいたいということに對しての反対の抗告さえ出るわけでありま

す。しかし大臣もこの点を考えて早くこの決着を見るように進めてもらいたいと思います。この点に對しましての決意並びに見解をお伺わせ願いたいと思います。

○山中国務大臣 この問題は、先ほどの二十二条の問題とは少し立場を異にいたします。すなわち、現行の裁判制度の中で行なわれている実態についての御批判でありますし、したがって、法務省並びに、その係争の長引いている間、公害の特殊な事情にかんがみて、ただいまお話のありましたような実態上の証明されなくとも、その被害の事実が発生して、死亡もしくは不遇な境遇におる人々に対する措置等は、これは厚生省のなし得る仕事の範囲でもありますし、ある程度のこととしておろすと思ひますが、そこらのことを前提として議論が展開されなければなりません。

ただ、政府全体の姿勢としてこれが単独立法でいくのか、あるいは一般刑法の分野の中で、公害罪のなかに對して新しい分野を開拓するものか、この二つの点はやはり私も意見を出す機会ももちろんあるでしょうけれども、法務大臣あるいは人間の命を守る立場からの厚生省というものがあたりの事前の十分な御相談があつてしかるべきだと思うのです。

例にとられました空賊の問題につきましても、単独立法という意見もまだ強うございますが、現在の政府の中の議論では、やはり現在の刑法の中で新たにこの空賊に對する嚴重なる処分というものを盛り込んだ改正ということがいいんじゃないかという意見もまた同じように強うございまして、この点、今後議論が進んでいくと思ひますが、この問題も似たようなケースでありますし、法務省は現在の裁判のあり方、それに対応する今後のその事実を踏まえてそれをどのようにとらえているのか等につきましても、最高裁等から来ておりますので、そちらの諸君の意見も聞きながら、私は国務大臣といたしましても、あるいは公害対策基本法を担当する——担当すると申しましても実務はないのですけれども、そういう関係の

ある大臣といたしましても、御指摘の点は今後十分肝に銘じて政治家としての考え方をまとめていきたいと思ひます。

○島本委員 訴訟救助の決定に對して、被告の会社が抗告している状態からして、やはりこういうような点はなかなかかばかしくないのは事実であります。しかし、これはやはり早く結着を見せなければならぬ。これもやはり国民の願うところでもあります。その点については、今後一そう努力を払っていただけたらということでありまして、これ以上お願いする何ものもございません。

いまの大臣の立場からして、法務大臣とよく話し合ひして、事務的な点は事務的な点として進むべき点は進めて、早く結論を出すようにしてやつてほしいのだ、これだけはひとつ心からお願ひしておきたい、こういうふうに思ふわけですが、

それからついでにこの際ですから、大臣にもう一つ共通の問題で聞きたいと思ひます。今度は紛争処理の問題とからみますけれども、この公共用水域の問題にからんで、これは関係大臣は各省全部がこれに該当するようになるわけでありまして、そうしますと、本の問題一つでもそうなる。紛争の問題でも、各大臣のそれぞれの立場で、それぞれの省庁がこれに對して關係してくるわけでありまして、本なんかの場合でも、これは一つの例をとってみるまでもなく、この公共用水域、これに對してでも大蔵省まで入つております。運輸省をはじめとして、何省庁になるでしょう。ほとんどになるのです。したがって、これに對する規制、こういうようなものがあつても何ら実効を見ることができないような状態になつていくわけですね。公共用水域の場合でも、やはりこれをいまいきめても、これは権限を持たない一つの総合庁になつてはいる総理府の場合も、やはりそういうような立場で同じであります。経済企画庁もそういうような立場で同じであります。しかしながら、何ら具体的な権限はないけれども、この実態として法律を施行しなければならぬ立場に立つわけでありまして、紛争処理の場合は総理府であ

ります。公共用水域の場合には経済企画庁であります。そうなりますと、えてしてざる法になつてしまふ可能性が強いのであります。いままで法は書いてもさっぱり実効があらぬというゆゑのものもその辺にあるんじゃないか、こういうふうに思ひますが、紛争処理の法案とともに、各省庁に責任があるような、こういうようなあまたの法律をかかえながら、その一つ一つを具体的に実施させていくということになりますと、今後は総合庁としても相当重大な決意を持つてやらなければならぬし、いままでのような、ただ単に勧告であるとか、指示であるとか、要請であるとか、こういうようなことだけでは済まないような情勢にきていゝのではないかと思ひます。この点等については、最も重大な問題だと思つておりますが、大臣も見解をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 イタイタイ病、それから水俣病につきましても訴訟を早くやるべきであるという島本委員の御指摘は、まことにございまして、私も、訴訟一般についてでございますが、特にこの種の訴訟につきましても、一刻も早く正しい裁判をやりまして、正當な被害者の利益というものを擁護しなければいけない、このように考へておるわけでありまして、ただ御指摘のように、非常にむづかしい問題を含んでおる上に、私もいたしまして、この種の事件は新しく発生してきた新しい型の事件でございます。その正確な判断に線一線の裁判官は日夜苦勞いたしておるといふのが現状でございます。イタイタイ病及び水俣病は、しかし一般の事件に比べまして、その困難性にもかかわらず相当程度に進行しておるうちに私も承知いたしております。

私も報告で聞きました範囲内におきましては、イタイタイ病のほうは大体口頭弁論、現場検証等を終りまして、原告側立証もほぼ終了し、被告側の反証の段階に移つておるといふふうに承知いたしております。水俣病のほうは、実は

訴えが提起されましたのが昨年の六月でございまして、まだ双方の主張を整理し、一方現地の検証を行なうという段階でございまして、いましばらく時間が必要ではないか、このように考えております。

それからなお御指摘の訴訟救助につきまして、せっかく裁判所が救助の決定をしても、それに対して反対側から不服の申し立て等があるので困るではないかという御指摘でございしますが、これは訴訟法でございまして、訴訟法上一方に利益が与えられるならば他方がやはりこれを争って正当に上級審の判断を仰ぐというシステムは、この件についてのみ変更するというわけにはまいりませんので、一般的には原告に訴訟救助が与えられるならば、被告側にこれを争う抗告権というものがあ

るわけでございます。イタイイタイ病につきましては、ことしの二月二十日に、五次まで訴訟がございしますが、そのうち二次から四次までの三百八十四名の全員につきまして訴訟救助が与えられたところ、被告側から、それを与えたのが不服であるというような抗告が出まして、現在名古屋高等裁判所で審理中であります。したがって、具体的な事件の内容でございまして、その判断は裁判にまづり

はかございせんが、ただ、抗告というものの一般的な性質といたしましては、いわゆる訴訟が長引くというものは少し性質を異にいたしまして、少なくとも二、三カ月のうちにはその結論が出るのが通常でございまして、この件もそう長引くものではない、このように私も考えているわけでございます。

なお、一般にこの種の事件の迅速適正な審理ということには私も最優先に考えておりまして、予算、人的設備、その他の点については万全の措置を講じていきたい、このような心がまえでおりますわけでございます。

○山中国務大臣 各省多くの所管がまたがっております問題について、主として私のほうが受け取っておりますので、これは考え

方でございます。各省がばらばらに意見を主張し合つてまゝならぬから、しかたがないので総理府であずかつて、何とか各省の納得のいく線でもつてまゝとめようというのの一つの良識かもしれせん。しかし、逆に総理府の長は総理大臣でありまして、私は大臣でありながら、総理府に

関する限りは事務次官ともいえるわけなんです。ね。ということ、やはり政府の姿勢を示す権限と申しますか、義務を持つ役所であるとも自覚していいと思うのです。その意味では私のところで調整をゆだねられた場合には、政府の姿勢というもの、現在取り上げられては問題で言うならば、たとえ公害については政府はかくのごとき

姿勢を持つて進むことが国民のためであると考えるところの判断のもとに、憲法にばらばらの各行政官庁を調整し、統合し、あるいは推進して、そこで新しい方向を示し、それをして従わしめていくという

ことも、権限的には完全に言われないかも知れませんが、政府の姿勢という意味から言うならば、ただしりぬぐいにあずかっているという考え方を一歩前進させまして、そして政府の姿勢を示しているのだから、各省庁はこの方向に全力をもつてついでにこいという調整のしかたも私はあると

考えます。そこで、私は長官に就任以来、その方向で、各種審議会なり調整部分等につきまして、こまかい検討をいたしております。必要なものは必要なものとして廃止する。必要なものは必要として、それを最大限に現在の機構で生かす。そういう努力をしても、それで足りなければもうと制度上の前進も期待して進めていくというようなこと等に

専念をしておりますので、いへんに政治はよくならないかも知れませんが、いま与野党ともにこの種のことで感じている、国民的な一種のもどかしさというものを、やはり政府の姿勢で受けとめなければならぬと考えるならば、そこにおのずから今後の姿勢というものはあらわれてくるべきものである、私はそういうふうに前進をしたいと考えて

おります。経企庁の話も出ましたが、長官はそのとき入っております。佐藤経企庁長官も佐藤総理からその人物を見込まれて抜てきをされた人物でありますから、ほぼ私と同じ使命感に燃えておると思います。両者相協力して、色男金と力はなかりけりといわれないように努力を展開してまいらる意欲であります。

○島本委員 いま決意の表明がございました。そういうような立場でひとつ今後の処理に当たつてもういい、このことだけは強く要請しておきたい、こういうふうに思っております。

きょうは、おもに公害紛争処理法案、これの一つのまとめとして、いま問題になる水質、公共用水域の問題に焦点を合わせて質問を展開してまいりたい、こういうふうに思っていますので、この点総理府の関係は、これでひとつ休憩しておいてもらいたいと思ひます。

経済企画庁の長官に、いまの公害は、これはどうして避けて通ることのできないようなものであつて、経済社会、それ以上に政治問題になつていく状態だ。このことは、私が言う必要もないほど長官よくおわかりのとおりであります。そして公害に関する国際会議が最近何回か開かれて、異常に注目されてきているわけだ。そういうようなゆえんもここにあるのではないか、こういうふうに思つております。そのことにつきましても、こ

れは昭和四十二年ですか、公害対策基本法が制定されて、関連立法がその後続々と出ていっているのであります。そして最近では、いま申しましたように公害罪、この制定さえもいわれておるような状態にあるのでありますけれども、この法の制定だとか、規制措置だとか、事後対策だとか、これは幾ら打ち出しても現在の経済情勢のもとで、高度の経済成長に伴う環境悪化の点は、これには十分に対応していくことはできないんだ。ここに住民

のいわば不満を鎮静させる何ものもないわけでありまして。そして国民生活の点から見ても、いわば自由主義の国第二位の生産力を誇つておつても、

公害は一位である、こういうようなことで、ありがたくなような汚名さえもちょうだいたします。この根本原因は何なんだ。このことも考えて、今後の公共用水域のいわばこの水質保全の実をあげなければならぬんだ、こういうようなところにも私はもう重大な問題があろうと思ひます。大臣もこの点はお考えおきのとおりでありますけれども、この公害の根本的な原因、これはやはり法規的なものではない。技術的なものでもない。まして小手先でこの対策のみに終始してきただけで、いままでの傾向、これは今後やはり嚴重に注意しなければならぬのではないか、こういうふうに思ふのです。

それで、いま総理府長官からも――各省庁たくさん相手にして、そうしていわゆる統轄機能的に、今後経済企画庁なり、総理府長官なりがこれに当たるわけでありまして、それぞれの事務は各大臣が持つわけでありまして、その横の連絡と権限等において、いわば幾らいい法律をつくつてもざる法にならぬ。これはまことに重大な問題であります。したがって、公害に対する基本的な政治姿勢、これが確立されなかつたならば、今後この法律を直しても、つくっても、どうにもならない、こういうところになります。第一の問題を私はしばつてみたいと思ひます。大臣はその基本的な政治姿勢、これが確立されなかつた以上、法律だけをつくつても小手先にすぎなかつた、依然として国民からさる法づくりに専念しておると

いう批判を受けなければならぬ、こういうことあります。そうならないために、この基本的な政治姿勢、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(一)国務大臣 いま島本さんの御指摘になりました点は、私も全く同感でございまして、率直に申しまして、公害問題に対する認識というものがやはりだんだん変わつてきておると思ひます。どつちかといいますと、やはり経済の成長というものを中心にして考えられがちであつたわけでありまして、そうしてこの公害問題と

ただ率直に言いまして、御指摘のありましたように企画庁がいわば調整役というようなことも兼ねて水質についての所管をいたしております。水質の行政というものは、御存じのように非常に複雑でありまして、それだけに企画庁としては各省と

○島本委員　その努力の点で、経済的な考え方、これはやはりそのとおりだと思ふのです。それからいゝわば調整官庁、連絡官庁としていろいろやろうとする、そういうような点に対してはそのとおりだと思ふ。ただ、私が言つたのは、それだけでは困るのじゃないか。というのは、基本的な政治姿勢、これはやはりいままでの状態とは変えなければならぬ。つまり何を変えらるんだ。国民の生命や生活に係る基本人権、こういうようなものがまずあらゆるものに優先する政治である。まずこういうようなこと。これはみんな言っていることだから、大臣もおわかりのとおりなんです。

ところが、やはり公害に關していろいろな権限を持つ省庁が、それぞれの権限においてやると効果があがらないというゆえんのもものは、企業に対する過保護の姿勢、こういうものがいまだであつた。その結果が生命と健康、こういうようなものに対して重大な影響を國民に与えたのだ。今後は國民の利益優先、こういうことに改めるのだ。これと同時に、今度公害防止や被害者の補償、こういうようなものに対しての救済、こういうもののはやらないまでも同費用、こういうようなものはやはりいままでも同じ考え方じゃなく、進んで、それを起こしたものの

まさに、明治以来の政治、行政の産業第一主義、こういふようなことから、生命尊重、人権尊重のこういふような転換をする、この七〇年の経済企画庁の姿勢は、これでなければだめなんだ、これが今後の公共用水域の水質保全に関する法律案を実施する前の心がまえなのである、こういふようなことでなければならぬ、こういふように思うわけなんです。私はまた、そういふことが基本的な考えだと思っています。間違いないと思います。これを長官も実施してほしいのです。経済的な考え方、また現在調整役、または連絡機関としての考え方、それは間違いありません。その上に立って、この基本的な考え方をがっしり裏表に結びつけて、法の実施に当たってもらいたいのです。いかがです。

○佐藤（二）国務大臣 全くおっしゃるとおりに私
たちも考えています。まあ大いにひとつがんばっ
てまいるつもりであります。

○島本委員　それと同時に、被害者の救済法、もうできております。窓口は厚生省になってやるわけです。これは水に対しての問題も当然今後出てまいります。そういうようになってみますと、やはり被害者の立場からして、長官もこの考えだけは私と同じになってほしいのです。

と申しますのは、この費用の負担の問題になると、国の負担、都道府県の負担、市町村の負担、企業の負担、こういうように、幾つかに分ける傾

それで同時に、この考えの上に立てば、いま問題になるのは、中小企業のこういうような公害排出機関に対する、画期的な一つの対策を出さなければならぬ時期です。これはいままでと同じような状態でやっていたら、資力のあるところの大企業はよろしい。しかしながら、中小企業の場合は、依然として都市の下水や河川はよごしっぱなしにする傾向があります。これを行なうのは、いわゆる公害防止事業団、こっちはほかに課された仕事の一つであります。したがって、ここに画期的な一つの対策を考えなければならぬ、こういうような段階だと思ふのですが、経済企画庁長官並びに公害防止事業団、その方面で中小企業に対しての画期的な手段、対策、こういうようなものをお考えであったならば、この際ですから、この水の関係の審議を前にして発表しておいてもらいたいと思うわけです。

○佐藤(一) 國務大臣 お説のように、公善の責任者が企業である、これをやはり一番の大原則にしてものを考えていかなければならぬ。これは私たちも全く同感でございます。それがやはり大原則になって、その上でもっていろいろな事態に対してお処をする、こういうことでございます。ただ、国の税金で何でもかんでもやる、こういう気持ちには少しもございません。ですから、そういうような方向でもって今後できるだけ運営をしていかな

ければならぬ。なおまた、中小企業というようなことを頭に置きまして、公害対策について事業団その他の事業の拡充を一面においてやっていかねばならない、これもまた必要なことでございます。これについては現在の情勢から見まして、相当急速に拡充をしていく必要があると私も考えています。

○古澤参考人 公害防止事業団の業務を担当しております古澤でございます。

いまの点について御説明させていただきますが、御承知のように公害防止事業団は、公害防止設備の建設業務と、それから施設のための融資の業務、この二つをやっております。

それで、まず中小企業に対する融資の問題でございますが、これも前々から当委員会、中小企業に對する融資が少ないのではないかと、いろいろな御指摘もございましたが、最近の傾向からいいますと、だいぶふえております。四十四年度の融資の額が四十億でございますが、そのうちの二十一億が中小企業でございます。これは四十一年度から事業を開始しましたけれども、四十一年度の中小企業に對しての融資は三億、四十二年が八億、四十三年が十一億、四十四年度は二十一億とふえております。これは一般の公害の規制が非常にきびしくなっておりますという関連で、大企業ばかりでなく、中小企業もそれに即応して公害防止設備をやらなければならぬ、こういうふうなことの関係かとも思います。

そのほかに、直接事業を行っておりますが、これは年に大体百二十億程度の規模で行なっておりますが、たとえば共同公害防止設備であるとか、あるいは共同のアパートをつくるとか、あるいは工場団地をつくるとか、あるいは府県との関連でグリーンベルトをつくるとか、こういう仕事をしておりますが、こういう共同公害防止設備と、それから工場福利アパートと申しますか、工場団地はほとんど全部が中小企業でございます。そういうふうな状態になっておりますが、われわれ仕事を通じて乏しい経験でございますが、いろ

いろ感じますのは、やはり公害を防止する場合の中小企業の負担力というものが非常に乏しいというところで、これをどう解決するか、何ぶんにもトータルコストということになると、これが全部原価にはね返って、いろいろ中小企業を圧迫するということ、非常に問題があるわけでございまして、ここに公害防止設備をやる場合の問題点として、インシアルコスト、設備投資、それから第二としては、それを維持管理する問題、それから水の場合ですと、これは汚水を処理しますから、その出た汚物、われわれはスラッジと称しておりますが、それが必ず出ますが、それをどうして安く処理するか、こういう点がわれわれとして公害防止設備をいろいろ御相談を受け、あるいはわれわれが直接やっておりますところでは悩みの種でございます。

それで、実は最近、これは多治見の例でございますけれども、これも陶磁器の汚水を流すということで、これは関係の陶磁器業者が、中小企業でございまして、七、八十件ございまして、これに對して一々融資をするということではなかなかたいへんだということ、組合に融資をするという形で、それをもつて組合がそれを貸すとか、そういう形での共同施設の面でやってみたらどうかというところで、来年度岐阜県庁とお話でもつて、そういうふうな方向でいまの企業負担の問題についての解決をはかっていくというふうにも考えております。

そのほかに、特にいろいろ問題になりますのは、何ぶんにも金利とか、そういういろいろな問題もございまして、これは厚生、通産その他の御助力で、どんなに安くしておりますので、この点は今後ともいろいろわれわれ期待しておりますけれども、金利の問題等そういう問題があるうかと思ひます。

○島本委員 さっぱり画期的じゃないようでありまして、いままでの情性であります。その程度にやだめです。厚生省と通産省とで、もっと中小企業——大企業のはうはいいです、やらせまじし、

またやれます。中小企業のはうの、いろいろのそういうような施設に對しては、今後やはり公害防止事業団を通して、もっと指導を的確にしてやるべきじゃないか、こう思うのでございます。むしろそれより積極的に出してやる。そういうような廃物をそのまゝ一つの資源として、廃物そのものを一つの産業に組み立ててやっているような仕事があるのです。そういうのは中小企業がやっているのですから、それらに對して遠慮しないでやればいいのです。融資してやればいいのです。排出しないんです。私が調べたところでは、排出する排じん、こういうものをわざわざ持つてきて集めて、そしてそれをメッキ用の亜鉛にわざわざやる。煙を出せば公害になるけれども、出さないでやっています。こういうような血のにじむような企業に對して冷淡です。画期的といつたって、さっぱりやっております。今後宿題としてこれはやってもらうように指導して、今後ひとつこういうような計画があるということを、こつちのほうへ文書をもつて知らせておいてください。通産、厚生両省に強く望んでおきます。

公害防止事業団がその程度であるならば、いままでの情性でありまして、前から言っておった画期的な対策だとはさっぱり思われません。画期的ですか。画期的だったら、もう一回答弁してください。それでなかつたらこれでやめていいです。

○古澤参考人 ちょっと申し添えますけれども、そのほかに、中小企業関係の公害防止のための融資その他の関連で、中小企業振興事業団とか、あるいは中小企業金融公庫でありますとか、あるいは府県を通じての中小企業に對する近代化補助金でありますとか、あるいは府県そのものが窓口になって融資をするとか、そういういろいろな金融措置がはかられております。ことに零細といひますか、それが単独に融資を受ける場合は、どちらかというと府県における比重といひますか、そういうものが非常に多いように思ひます。また府県が非常にきめのこまかいいろいろな御指導、御

援助をされておるように思ひます。われわれもいたしましては、中小企業振興事業団と一緒にしまして、大体四、四、二という比率でございまして、けれども、中小企業振興事業団が四、府県が四、われわれが二という形で融資、そういう場合には優先的に融資をはかる、そういう方法も講じております。

○島本委員 では具体的に法案の中へ入って、二、三の点で聞いてまいりたいと思ひます。まず、公共用水域においての水質汚濁発生施設に對する点検の問題ですね。これはどうですか。厚生省では昭和四十五年三月二十五日、全国のばい煙発生施設に對する総点検を実施するということで、四月からはこれを実施する方針をきめた、こういうようなことを聞いております。そしてこれに違反する施設については、都道府県知事を通じて、直ちに業務の停止、低硫黄油の使用並びにばい煙の改善命令を出す、こういうようなことになり、たいというのをいわれておりますが、厚生省ではこのようなことを現にやっておりますか、これからやるのですか。

○城戸政府委員 ただいまの点でございますが、これはもう御承知のように、昨年の暮れに、ことしの二月一日から適用されますような排出基準の改定が行なわれたわけでございまして、これに従いまして、現在個々のばい煙発生装置から改善計画が都道府県に出されてまいっております。これは二月末までに出来る、こういうことになっておるわけでございます。

これを審査いたしまして、改善計画が適切であるという場合にございまして、それに従つて改善が行なわれ、排出基準に適合するような措置が個々の企業でとられる、かようなわけでございします。もしこの改善計画を出さないとか、あるいは出しておつてもそのとおり実施しないとか、あるいは、積極的に改善命令を付けていく。ただ、改善計画につきましては、猶予期間もございせんのでしたので、先を見込んでの改善等をいた

準を尊重しなければならない。実際に守るのはその排出をする会社になります。したがって、会社には守らせることは、この規定を受けて、関係行政機関が所要の関連法によってその規制をしていく、監督していく、守るのはその企業が守るということになります。

○島本委員 これはいかにいまでも法といわれても、関係官庁には責任がないんだ、結局は企業が悪いんだ、こういうことに相なります。その企業も、考え方としては、被害者よりも企業優先なんだという考え方が、ずっといまでも貫かれてきたわけです。依然として、この問題についてはこれはやはり尊重すればいいので、守る義務は企業なんだ、こういうようなことのようにあります。今後やはりこの問題は問題として残ると思います。

同時に十一條「協力を求めることができる。」というようにありますが、これは「協力を求めることができる。」でなく、「拒否すること」ができない。」「くらの強力な規制が水に関してはできないのですか。これも事務局からちょっと聞いておきます。

○矢野政府委員 「協力を求めることができる。」という条項によりまして、私どもは協力を求めています。それに対して、その関係行政機関に十分協力をいただいております。

○島本委員 じゃこれはちょっとお伺いしておきますが、ほかの法律、法令とは本法制定によって十分連係がとれている、またとれていなければならぬんだ、こういうように考えられます。そうすると、この問題と一緒に本法案の受けざるにかなるような法律、こういうようなものは幾つありますか。

○矢野政府委員 十種類ございます。

○島本委員 十種類以外の法律は、受けざるにかならないと解釈すべきですか。

○矢野政府委員 水質保全法で水質基準をきめまして、その対象の業種における実際の排出規制はそれぞれの実体法で行なうことになりましたが、現

在そうした法体系のもとで直接関連するのは、ただいま申しました種類の法律であります。もちろんそのほか、公害に關したとせば救済の問題であるとか、現在御審議中の公害紛争処理法案であるとか、あるいはそのほか融資制度、いろいろ関連の法規はもうございまして。ただいま私が十種類と申し上げましたのは、直接この水質保全法の排出基準の設定を受けて、それを排出規制をしていく法律だけを申し上げたわけでありまして。

○島本委員 ここには命令違反は「一年以下の懲役又は十万円以下の罰金」とあるのです。さっぱりこれをやらないじゃないですか。これはあんな言った直接関連法で、受けざるに法律だと言っているのです。それさえもないんだ。これはだめですよ。問題は長官、工場排水等の規制に關する法律、この実施法、この主務大臣が、汚水等の処理の方法の改善の命令を出さなければならぬ、こういうふうなことがありますけれども、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、通産大臣、運輸大臣、川の上流は建設大臣、それぞれあるのです。受けざるに法律がこれほどあっても、これはいまでもなかつた。それはどあつていながら罰則は一つも適用がない。それでいながら、これはどきどきの問題になつていゝ、これはさるでしよ。だめですよ。ですから、今度総合官庁、調整官庁として、しっかりとやらなければならぬ、こういうゆゑのものもそこにあるわけなんです。いま、いみじくもこれは受けざらだと言つた工場排水等の規制に關する法律、これだつてそうなんです。この問題に対しては十分対処しなければならぬはずですよ。長官どうですか。

○矢野政府委員 それは、ただいま私が申しました十種類だけであります。

○島本委員 ではこれは、河川法だとか、そういうものはどうなつていますか。これは全然関係ないのですか。

○矢野政府委員 現在、水質保全法によりまして、御承知のように水質の汚濁を防止しております。河川法では、おそらく先生の御質問は水の清潔に關することかと思いますが、現在ももちろん河川法によりまして、水の清潔という観点はこの法律の条項にございまして、水質の汚濁という点では、この水質保全法が現在所管しております。したがって、関連はございまして、直接の規制という点での結びつきはない、こういうように思います。

○島本委員 そうすると、これらには全部罰則がありますか。

○矢野政府委員 水質保全法には罰則はございせん。それを受けます実体規制法には罰則がございまして。

○佐藤（二）國務大臣 実は、私もあなたと全く同じ疑問を持ちまして、担当者に対して、罰則はあるんだが、それを適用した例はあるか、こういうことをただしてみました。そのときの答弁は、改善命令を出した場合、それは今日まで守られておる、したがって、まだ罰則を適用するような事態が起つてないものと見ておる、こういう話でありましたから、なおこれは、念を入れてもう一回よくそういう実態かどうかを調べるように、こう言つておるところです。おっしゃる通りに、罰則がある以上は、これを当然適用しなければならぬとせん。そういう事態があるかないか、これはよく実情を調べるつもりであります。

○島本委員 工場排水等の規制に關する法律、これに罰則はありますか。

○矢野政府委員 あります。

○島本委員 いままでに受けた数を知らしてください。

○矢野政府委員 これは所管省のほうからお答えいただくのが適當かと思いますが、私の聞いてお

る範囲では、改善命令を出したケースはかなりありますが、罰則の適用はないと伺つております。詳細は所管省にお聞きいただきたいと思ひます。

○島本委員 ここには命令違反は「一年以下の懲役又は十万円以下の罰金」とあるのです。さっぱりこれをやらないじゃないですか。これはあんな言った直接関連法で、受けざるに法律だと言っているのです。それさえもないんだ。これはだめですよ。問題は長官、工場排水等の規制に關する法律、この実施法、この主務大臣が、汚水等の処理の方法の改善の命令を出さなければならぬ、こういうふうなことがありますけれども、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、通産大臣、運輸大臣、川の上流は建設大臣、それぞれあるのです。受けざるに法律がこれほどあっても、これはいまでもなかつた。それはどあつていながら罰則は一つも適用がない。それでいながら、これはどきどきの問題になつていゝ、これはさるでしよ。だめですよ。ですから、今度総合官庁、調整官庁として、しっかりとやらなければならぬ、こういうゆゑのものもそこにあるわけなんです。いま、いみじくもこれは受けざらだと言つた工場排水等の規制に關する法律、これだつてそうなんです。この問題に対しては十分対処しなければならぬはずですよ。長官どうですか。

○島本委員 おそらくその程度だろうと思ひます。こういうことは問題になるまでの間は、ほとんどこれを手がけられない。法律があつて罰則があつていながらも、これはしり抜けのような罰則でも、三年以下の懲役または三十万円以下の罰金というふうにあるのですが、おそらく安中の鉱業所一つくらいのものであります。

○島本委員 したがって、これは総点検が必要だといふのは、その辺にあるのです。ですから、事務段階でもこういうような点はましましなうと。大臣からも、総点検する、こういうようなことですから、それでいいんですけれども、鉱山保安法は受けざるになりますか。

○矢野政府委員 水質保全法に基づきます。それに関連する実体規制法の一つであります。

○島本委員 これに対しては、第四号二号が、これは鉱業の実施による危害もしくは鉱害を生じ云々、これは問題がありますけれども、これには罰則がありますか、ありませんか。この鉱山保安法についてひとつ説明してください。

○島本委員 いままでこの罰則を受けた数並びにどういふようなことで罰則を科したか、それも説明願ひます。

○橋本（徳）政府委員 ごく最近におきましては二件ございまして。一件は水との関係、それから大気汚染との関係もありまして、安中製錬所に対して罰則を適用していま送致しております。裁判になつております。それからもう一つは直接水というよりも、昨年の七月におきまして、台風期において、保安法上堆石場の崩壊防止命令を出しましたが、これを聞かなかつたというふうなことで、現在京都地検に送致してございまして。

題として浮かび上がってきたのは、やはりこういうような問題に對しても、長官、通産省関係との間になかなか困難な問題もあるのです。これは関係法律なんです。今度つくる公共用水域の水質の保全に関する法律ができれば、これは受けざるに法律なんです。それでもこういうような状態ですから、今後十分この辺の実施に對しては監視しなければならぬと思うんです。しり抜けになるゆえんのものもここにあるのです。ひとつこれも大いにがんばってやってもらわなければなりません。

○佐藤(一)國務大臣 まことにおっしゃるとおりだと思います。とにかく法案を執行するということ以外には、まだわれわれとして公害は公害防止の政策の実行がないのですから、これは嚴重にそういう方向でもってやっていくかと思ひます。

○島本委員 念のために、砂利採取法についてはどういふふうになつていますか。

○榮崎政府委員 砂利採取につきましては、その採取の計画段階で計画を取り寄せて、その計画の中に水質汚濁に關して守るべき基準という項目がございまして、その基準をはたして計画の中に織り込んでおるかを嚴重にチェックすることになつております。したがって、事後においてその基準に違反したような場合には、これに關する罰則規定もございまして、また作業の経過中におきまして、それに違反したような事実、その計画の順守につきましても監視体制その他は十分とれるような体制になつております。

○島本委員 やはりこの罰則規定でも一年以下の懲役十萬円以下の罰金、これは併科も認めるようであります。しかしこれは四十三年の法律七十四号ですから、おそらく実施以來の経過としてはわりあい若いのですから、なんでもございすけれども、これも結果は採取計画の認可、これを無認可でやつた場合、同時にこの順守義務、これだけですね。これくらいだったら、ほんとうに順守しないということになるかならぬか、これは若い法律ですから、今後はやはりこういうような問題に對

しても十分対処しておかなければならないと思ひます。まあこれはそれでよろしいと思ひます。

それと水洗炭業に關する法律、これはどうなりますか。水洗炭業に關する法律、これも受けざるに法律です。これに對しても十分措置されてあります。罰則その他によつていまだ実施されておりますか。

○榮崎政府委員 これに關しまして、水質保全法のほうで定められた水質基準というものは、その基準そのまゝを適用することになつておりまして、その順守につきましてももちろん法律的に強制され、かつ罰則が設けられておるわけでありす。

○島本委員 これは三十三年の法律百三十四号です。この問題に對しては罰則はないんじやありませんか。

○榮崎政府委員 その点直ちに調べまして正確にお返事したいと思ひます。

○島本委員 実施法には罰則をもつて臨むんだと言つたばかりなのに、実施法だといわれるものがないじやありませんか。もう一回總点検する必要があります。

それから採石法、昭和二十五年の法律第二百九十一号、これはどうですか。やはりいまだ罰則あります。あつたならばこれをどういふようにして実施したか、その数を教えてください。

○榮崎政府委員 採石法につきましては、罰則を直接適用いたしまして告発した件はいまだになつたかと思ひますが、しかし、問題がある事業につきましては、しばしば警告をし、その作業内容を改善させたという事例はあります。

それから先ほどの水洗炭業法の關係でございしますが、第三十七条にはつきりした罰則規定が設けてございまして。

○島本委員 水洗炭業法の罰則、これはどういふふうになつておりますか。何回くらいこれを実施しましたか。

○榮崎政府委員 その点も現在つまびらかにいた

しません。告発した件数はおそろくゼロではないかと思ひます。

○島本委員 それから、船舶の油による海水の汚濁の防止に關する法律、これは受けざるに法律、すか、なりませんか。公共用水域に入りますか、入りませんか。

○矢野政府委員 実地規制法になります。

○島本委員 この罰則はありますか。あつたならば、いまだこれによつて罰則をやつた数を知らせてもらひたい。

○矢野政府委員 現在の水質保全法が実地規制法になると先ほど申しましたのは、現在御審議いただいております改正案が通過いたしますと実地規制法になるという意味でありまして、現在はまだおそろくそういう観点からの規制はされてないはずであります。

○島本委員 下水道法はどうなりますか。

○矢野政府委員 実地規制法になります。

○島本委員 この中の第一の公共下水道に關する放流水の水質の基準に關してはどうなりますか。

同時に、都市下水路に關する行為の制限、排水施設の構造に關する規定、こういうようなことについては、どうなりますか。直接これは受けざるに法律だということですから、これははつきりしておかなければなりません。

○矢野政府委員 建設省の所管になりますので、詳細に私にお答えいたしかねます。

○島本委員 これは、公共用水域の水質保全に關する法律案のいわば主管庁である経済企画庁で、この法律の中のいわば公共下水道に關する第一号に当たる点だと思ひますけれども、水質保全法の基準がこの政令よりきびしい場合には水質保全法——これはもう公共用水域に該當すると思うのですが、その基準によるということになつておるわけですか。これは、法律そのものがきめられたならば、そつちのほうに自動的に——前にきめてありますけれども、これを變更して自動的に移行するときめてあるのです。こういうふうにきめてあ

るから、これを生かすことによつてすぐ生きると思ふのです。おそろく建設行政の中での河川行政、これはあまり私は感心できませんけれども、この点は、やはりいいのです。これだけは、もう十分長官として覚えておいてください。これはよくやらなければならぬし、よくなつておりますから……同時に、都市下水に關するこの分

は、水質基準ができてからこれを適用することになつておりますから、これは嚴重に今後当たらせなければならぬ法律の一つです。もちろん、これには罰則はないのでありますけれども、罰則のないところは、りっぱな規定になつておるようですね。ですから、このぐらゐの配慮があつていいと思ひますけれども、十分長官もこれは考へてやつてほしいと思ひます。

それと同時に、河川法の場合、先ほど行政管理局から行政監察に關する指摘を受けたようでありまして、この問題等も大きな問題になる一つで、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることがで

きる。二項では「二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについては、都道府県の規則で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることがで

か。

○佐藤(一)国務大臣 河川管理者として河川の清潔をはかる、これは私は当然のことだと思えます。そういう意味で、ただいまいわれる汚濁というふうな言い方がありますが、水質の保全の対象になる汚濁現象、これは単なる自然現象であつたり、偶発的な現象でなくて、大きな社会現象でございまして、その汚濁を対象にして水質保全法というものができておる。一方において清潔という観念を、その汚濁と切り離して考えることも、私は可能だと思っております。でありますから、たとえば、よく言われておりますが、ネコの死骸だとかいろいろな汚物を投棄する、こういうようなことは、実は現在の水質保全法の対象にはなつておらないわけでありまして、そういう範囲のものについて、いわゆる清潔という見地からこれの規制を考える、こういうことは十分あり得ることだ、こういうふうに私は思っております。

○坂野政府委員 建設省の立場を御説明いたします。

河川法の立場からいいますと、河川法の「目的」にあるように、河川の保全と総合的な管理という立場、そういう意味からいって、河川全体をながめまして、河川の流水の正常な機能を維持するための、そういう意味合いからの河川の保全という責務が、河川法の立場から河川管理者に与えられております。こういう立場からいまして、二十九条の「清潔」ということが出てきたものと思つておられます。そういう意味合いからいいますと、河川法の立場、河川管理者の立場として河川の汚濁の問題、清潔の問題、全体的に含めて責任がないわけではございませんが、いま長官が言われましたように、おのずから水質保全法との調整の問題があるわけございまして、水質保全法でもって保全し得る水質に関する事項は、水質保全法のはうにゆだねる方向で政令につきましても検討中でございます。しかし、水質保全法でカバーできない分野もございまして、そういうものに重点を置きまして、河川の政令についても、い

ま二次的なものを作成中で、各省と調整中でございます。それ以外に、直接水質的なものでなくて、いわゆる河川に汚物を捨てるとかいうような問題は、直接水質にかからない分野でございまして、これは直接的に取り締まるということをやつていきたいという考え方でございまして、そういう意味合いから、河川法の立場からいって、決して河川の汚濁とか、水質の保全に責任がないわけではございませんで、水質保全法との調整を十分はかつて、水質保全法のはうでできる部分のものはそちらのほうでやつていきたいという方向で、二重行政にならないようにしてまいりたいと思つております。

○島本委員 そうすると、川に関しては、いわゆる公共用水域といつたらまづいろいろあるでしょうが、河川、湖沼、それから沿岸を含めての海、こういうようなところがたくさんあるわけですね。そのほかにもあると思ひますが……。そうすると、たいがい川ということになりますと、この受けざらになる法律案であり、それに準ずる法律案であれば、大臣の権限が、この問題に対してどこまで及ぶのか、こういうようなことは当然考えておかないと、いまのことばによると、流れた水は私の関係ではないということになってしまふ。これはほとんどないことだと思ふ。一級河川、二級河川、この川に流れて、ネコの死骸や、犬の死骸が出たら、こういうようなものは清潔の中に入るけれども、川の水全体がよごれてしまつても、それあたりは、もう清潔の中に入らないのだ、こういうような考えがあるとする、私は、この問題は納得できない。いま長官の答弁はどういうようなことを言わんとしたのですか。川の水の流れる程度、ものを清潔でないというんだ、この程度は私の責任じゃないんだと、こういうようなことなんでしょうか。それとも規制を守らないで流してしまつた。流してしまつて川がよごれると、当然に公共用水域といわれるこういうような沼でも、湖でも同時に海までいって沿岸でもよごれてしま

う。こうなると、それぞれこの管理者が違ふわけでありまして。そうするともう長官の責任は全然ないということになってしまうわけでありまして。これはどうも私は賢明なる長官の答弁としては納得できない。

○佐藤(一)国務大臣 私の表現があるいはまづかつたかもしれないが、もちろん水は流れております。ですから、汚濁したところの水が川に流れておるわけでありまして、流れる水を私どもは扱わないというようなことはさらさらございせん。それはもちろん流れる水を含めてとにかく河川全体のいわゆる汚濁、こういうものについていま水質保全法でもってそれを防止するために、規制措置を實體法と結びつけてやつておるというのが現状でございます。

○島本委員 そうすると、この清潔の規制の具体的実施のために、政令が当然必要だということになるのですが、これは行政管理局のほうからこの点指摘されているのです。二回にわたつて指摘されているのです。四十二年にもこれは指摘されたの政令がないといううやありませんか。これはやはり長官と大臣の間の意思疎通を欠いていると思う。これは何のために政令をつくらぬのですか。これは四十二年に行管庁から指摘されても、何のためにいまだにこの具体的実施のための政令がないのですか。この点はやはり水をよごしている最大の悪政にもつながる、こうさえ思われまふ。ひとつ長官、建設省、両方からこれに対してはつきりした答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤(一)国務大臣 この政令が、今日までどうして出なかつたかの沿革は建設省に答えてもらおうと思ひますが、いすれにいたしましても、いまも申し上げましたように水質保全の責任を持つておる経済企画庁でございまして、事汚濁によるところのいわゆる公害を防止するための水質保全という問題になれば、これは全面的に企画庁が責任を負わなければならない。これは今日の体制でございまして。ただその中で、河川法でいわゆる

「清潔」という表現がございまして、実は汚濁と清潔ということとの関係が、これは法制局等でもいろいろ問題になっておるようでありまして、今日までのところ汚濁というものについて私たちが扱つておりますが、そのほか、われわれの行政の対象になるほか、清潔という見地から、河川管理者の立場からもし何らか行なうことがあるとすれば、それはそういうものを取り上げて政令によつてこれを規制していく、こういうことにならう、こういうことでありまして、その点はきわめて明快だと私は思つております。

○加藤委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○坂野政府委員 御指摘のとおり二十九条の政令の必要なことは承知いたしております。私どもも、四十一年の十月二十四日に第一回の行政管理局からの勧告が出ておりますので、四十一年の十月二十四日の勧告に日ならずして、四十二年の二月に実は第一次の政令案をつくりまして、そして各省に提示いたしました。いろいろ協議したわけでございます。まあいま長官おっしゃいましたような法律の解釈論もございまして、実体論としても二重行政になつて困るというような立場から、なかなか各省の了解が得られないで今日に至つたわけでございますが、第二次案は実は昨年の十一月に作成いたしました。目下関係各省とも調整を進めておるわけでございますが、水質保全法の関係、あるいは公害防止条例との調整というような問題もございまして、関係省庁、あるいは地方公共団体の有する行政権限との関係もございまして、もちろん河川法自体におきましても、河川の本来の目的からいって、河川の清潔なり、水質を含めた汚濁の防止という問題につきましても、責任があるわけでございます。その辺の調整を急いでおりまして、これは実は早急にその辺の調整をはかりまして、各省の協力を得てひとつ政令の制定を急ぎたいというぐあいに考えております。おそくなつたこと、まことに残念でございます。

れども、そういう事情がございましておくれしております。早急にこれはひとつ制定に持つていきたい、このように考えます。

○島本委員 私、やはり長官も聞いておられますと、総理府の長官は、いま言ったような複雑な各省間の事情の交錯があるから、紛争処理の法案は総理府のほうへきたのだ。同時に同じような状態で、各省にまたがるから、この公共用水域の水質保全等に関する法律については経済企画庁のほうへいったのだ。ともどもこれはやはり各省庁をかかえて、重大な調整役にもなるけれども、今後は総理の意を受けて強力にわれわれはこれを実施しなければならぬということ、あなたの前ではっきり言つて帰られたわけですね。これは同時に経済企画庁長官の決意にも当てはまることである、こういうように私も考えております。

私は、それでせっかくここまできて、水質の汚濁の問題といわば清潔という問題、これはもう法制上でもいろいろ疑問がある点であり検討中だということをお聞きしておる。清潔と汚濁はうらはらじゃありませんか。汚濁でなくしたら清潔になる。清潔でなくなったら汚濁するのである。これは両方同じことにしようとするのだらう、うらはらにすればいい。そうじゃありませんか。清潔の反対は汚濁ですよ。汚濁の反対は清潔ですよ。女の反対は男、みたいなものです。ですから、これはやはり両方とも別々なものに考えておられるのかどうか知りませんが、これは同一のものにして、まず水をよごしてはならないのだ、一方は清潔に保て、一方はもう汚濁してはならない、同じことなんです。だから、この権限についてはいわゆるあなたのはうが受けざらとしての法律なんです。その根本をつくるのですから、今後一つのあなたの権限の強力な実施をしなければならぬ状態が、ここにもうくるではありませんか。そこなんです。ですから、建設大臣のほうにそれをやつておいて、今度は私のほうは知りませんが、実施官庁でありませんか、せつかく

いまの公共用水域の水質保全に関する法律をつくつても、何にもならなくなつてしまふ。実施法には全部罰則があるときき言つた。そのとおり。今度は河川に対しての、いわゆる清潔でない場合の罰則、これは河川法百九条にあるようです。じゃあこれは具体的実施のための政令がありますかどう、これもついでにお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂野政府委員 この罰則につきましては、今度の二十九条の政令にあわせて、その内容としての案をいま作成中でございます。二十九条の政令が調整つきまじたら、同時に罰則もその中に含めて実施するように持つていきたいと思ひます。

○島本委員 この河川法ができたのはいつでございましたか。

○坂野政府委員 新河川法は四十年から実施しております。

○島本委員 そういたしますと、四十年以来二十九条で清潔の規制をはつきりうたいながら、この具体的実施のための政令がまだになつた。そうして違反した者に対しての罰則は、河川法百九条にはつきりある。その罰則は百九条にあるばかりに、百二条、百三条、百四條、百五條、それから百六條、百七條、百八條、百九條、それぞれ違反による者の罰則が一年以下の懲役から十萬圓以下の罰金、これらをはじめとして百二条から百九条までずつとあるわけですね。罰則がこのようにりっぱに体系的にそろつてゐるわけでありまして。しかしながら、四十年にできてこれまで、いかに川がよごれても、清潔でなくなつても、この罰則そのものがはつきり百二条から百九条まであつても、具体的な実施のための政令が全然ないために、あえてこの罰則があつても適用ができない。いわばから振りなんだ。こういうふうになつてしまつと、これは一体どういふことなんでしょうか。いままでも、りっぱな法律はあつても、その法律の実施を政令によつてやると言ひながら政令をつくつておられない。これは行政管理局から二回も指摘されておる。こういうふうな状態で、なおか

つ、こういうふうな状態だとすると、せつかくこういうふうな受けざらにしておいて、上のほうの基本になるような公共用水域の水質の保全に関する法律案をつくつても、またしても何にもならぬという結果になるじゃありませんか。そうなつてはとんでもないことになる。大臣、ここではつきりそういうふうなことになる、またさせないという基本的な原則は確立してあります。しかしながら、ここに二十九条、同時に百二条から百九条までのいわば罰則、こういうようなものがせつかくありながら、政令がないためにから振りの状態になつてゐる状態、これも今後このままにしておくことはいけない。したがつて、これは早く政令をつくらなければならぬ、いま準備があるように聞いているのです。答弁があつたようです。これはいつ出さしますか。それまでにはつきりしためどぐらいつけないと、これはもうけんにかかれますよ。管理局から二回も勧告を受けてゐる。それに対して、いまそのまゝになつてゐる。いま新たに法律ができてよとされている。それさえもそのまゝになつてゐる。それでどうして実施できますか。そしていつ政令をつくりましか。大臣、これに対してここではつきり確約をしておいてください。

○佐藤（二）國務大臣 いま、建設省から話がありましたように、いま、その政令を制定すべく各省と調整をやつておるところでありますから、そう遠くないときに私はできるものと考えております。現に、それをやる作業が進んでゐるわけですね。

ただ、さつきからだんだんお話を伺つてまいると、あるいは島本さんのお考えと私たちの考えにちよつとずれがあるかもしれません。ずれがないようにしたいと思ひますけれども、水質の汚濁という現象をとらえて、私たちがこれの保全をやつていかなければならぬというところで、企画庁が基準をつくつたり、水域を指定したりして、そうして今度それを受けた工排法その他の実体法で、関係各省が具体的な規制をやつておる。そう

してそれに応じた罰則を設けておる。こういう一つの体系、またこの河川法の規定がいまお話しを受けたらという表現に入るかどうか、こういうことだと思ひます。もちろん考え方によりましては、河川管理者というところで河川全体について管理をする責任を持つておるわけでありまして。そういう観点からすると、それが受けざらという概念に当たるのか、むしろ別のものなのか、ちよつとその概念の整理が私にもまだ疑問がありますけれども、私たちは、いわゆる汚濁に関する水質保全法は現在の水質保全法で全部できてゐるわけですから、いわゆる清潔という問題を取り上げる際に、何か清潔という観点から取り上げる問題があれば、それはぜひ規制をしてもらふ必要がある、こういうふうには考へておつたわけですね。あるいは島本さんの言われるように、これは受けざらの一つというふうな概念でいいのかどうか、ちよつと私もそこいらのところはもう少しつきりさせなければいかぬと思ひますが、受けざらであるのかにかかわらず、いづれにしても清潔を守つていふ見地から、もし現在の水質保全法の行政から漏れるようなものがあるというところで、しかも清潔の見地からこれを取り上げなければならぬものがあるならば、これは今回の政令でもつて取り扱つておるわけでありまして。

○島本委員 これは大臣、あなたと私のずれがそこにあるようですね。公共用水域の水質の保全に関する法律でしよ、いまあなたが出しておるの。この第三条に「定義」として、「この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域」となつてゐるじゃありませんか。そうでしょう。そうすると、これがよごされたら全部影響があるというところでしよ。これは関係ないという考え方は私はわかりません。

○佐藤（二）國務大臣 関係がないということじゃないのです。つまりそれを受けて実体法がありま

すね。それで工排法その他によって規制が行なわれておるわけです。そういう実体法によって規制が行なわれ、それ全体でもって水質保全が行なわれている。そのいままでの実体法でやっておる以外の規制の余地がもしあれば、問題として残っておれば、そういうものは河川については河川法の政令によってできるのじゃないか。つまり実体法でもって規制をしておきますその残った部分で、もしそういうものがあれば、それはこの政令でもってやれる。つまり二重行政にならない範囲でですね。そういう意味で申し上げておる。ですから、河川の汚濁そのものについて、水質保全の行政体系が、もちろん関係がないところではない、それは河川の汚濁を対象にしてやっておるのですから。そういう意味でありまして、もしその点、私の言いが誤解を受けるといけませんから申し上げておきますが、そういう意味であります。

○島本委員 したがって、この第三条によって重大な一つの範囲に入る河川、この河川は、河川法の二十九条によって清潔を行なわなければならない、それが定められてあるにもかかわらず、これを実施するための政令がまだない。それに行政管理局のほうからも二回もこれは勧告を受けておるのに、こういうようなことでもまだやっていない。だから水は流れる、川は流れるかもしれないけれども、依然としてきたないのです。ですからこれをきれいにするための法律だから、まず河川のほうのこの清潔、汚濁の反対の清潔、このための政令がまだない。政令はいま準備中だ。したがって、これは早くやってもらわなければだめなんだ。だから、早くといったって、十年から見れば二年は早いだろう、二年から見れば一年は早いだろう、一年から見れば六カ月は早い、こういうようにいろいろありますから。いままでも二回も勧告されているのですから。この政令はいつ出すような運びになっていますか。できるなら早いほうが望ましい、こういうようなことで聞いているのです。ですから、あなたも早く出すようにする

というところで督促して、出させるように最大の努力をすべきではありませんか。長官、どうもあなたの態度は、いまだし消極的になったように思われますが、消極的になってはいけませんよ。これは超積極的でないならならぬのです。あなたもせっかく選ばれた人なんです。やっぱそれらを意識して、十分これはやらなければならぬ。政令に対しては準備中だというけれども、いつこれは施行されるのか、ちょっと聞いておいて、これははっきりしてくださいます、せっかくなので汗流して質問しているんじゃないやありませんか。

○佐藤(一)國務大臣 日にちがいつということ、まだ確定はしていないようであります。いざにしろ、いま作業しておるところですから、もうしばらくひととお待ちを願います。私たちも一生懸命何とか政令をつくるように、こういうことでやっているわけでありまして。

○島本委員 私が心配しておるのは、歌舞伎で「暫」というくらいならこれはいいんですよ。ところがしばらくと言っておる間に、あなたが提案している法律ができてしまった。できてしまったも、依然としてこれがまだ政令もできないままにあるということになった。せつかくやっても画竜点睛を欠くじゃないか。したがって、これは早くやるべきじゃないかということも言っているのです。しばらくはわかりました。しばらくというの、この法律が通過するまでの間、何とかして実施に事を欠かさないつもりだ、これくらいは行政の責任者として当然考えるべきじゃありませんか。これは大臣、どうですか。

○坂野政府委員 私どもの努力目標としては、国会中にひとつ制定に持っていきたいというぐあいに努力するつもりでございます。

○島本委員 じゃ、今国会中に制定するということですから、大臣もその点、もう事務局がいろいろな折衝で苦難に突き当たることもあるかもしれない、そういうようなことに対しては、所管官庁の長である大臣がそこへ乗り込んでいって、

堂々と壁を打ち破って、これを実施するのに必要なを得るようになってほしいと思います。今国会中であるということ、これは私は了承して、次に進みます。

水質の場合には、この法律の中で第一条中に、基本法にある「国民の健康の保護及び生活環境の保全」、こういうような、同じようなことをまた載せてきているわけですね。公害対策基本法で定められていることは、やはり実施法の中ではその趣旨、精神にのっとってこれが実施されるものであります。したがって、公害対策基本法がこの趣旨で定められて、これが実施法である以上、同じことを二度、三度といわなければならぬのかどうか。基本法で定められておって、これが実施法であるならば、あえて二度、三度、産業の調和であるとか協和であるとか、こういうようなことをいう必要はないのじゃないか、こう思うのですが、本法案には丁寧にもまたうたてたわけですね。かてて加えて、「産業の協和」という名が一つおまけにつけてあるわけでありまして。それほど産業がかわいて、いまの公害行政を抜本的にこれはあらためて実施することができるといふか。心がまえの点からしておいておきたいのです。基本法にあるものをなぜこの実施法の中へまた持ってきて、おまけに「産業の協和」まで一つつけなければならぬのか、そうしなければならぬというふうなこの必然性を御説明願います、事務当局。

○矢野政府委員 公害基本法の規定に対して、さらに水質保全法でまた規定しているということでありまして、水質保全法でも公害基本法の精神がそのまま受け継いでおります。ただ、それぞれの汚濁の態様、つまり大気汚染、あるいは騒音の問題、水質、それぞれにやはり特徴がございますので、現に大気汚染防止法、あるいは騒音規制法でも、それぞれまた規定を設けております。公害基本法の精神は受け継いでおりますが、若干文句の違うものがそれぞれ載っております。

水質保全法において、産業協和ということが書

いてございます。おもしろい理由は、水質保全をしますにあたりましては、大気汚染の場合あるいは騒音の場合に比べますと、産業間の紛争ということが現実の問題としてかなり大きなウエイトを占めております。公害基本法、あるいは水質保全法でも、「生活環境の保全」という項目がございますが、この中身が水質保全法では、その特徴に照らしまして若干違っております。公害基本法の場合にはかなり広義に解しておりまして、人の生活に密接な関連を持つ財産あるいは動植物及びその生育まで入っております。水質保全法では狭義に解釈しております。それはなぜかと申しますと、人の生活に密接に関連のある、たとえば動植物、魚とか、農作物がおもなものであると思いますが、これを保全してその生育条件をよくしていくということは、間接的には水産あるいは農業の発展に関連するかと思いますが、先ほど申しましたように、水質保全法では産業間の紛争、利害の調整に相当大きなウエイトをもちますので、ただ間接的に水産なり農業が保護されるという形ではまだ十分であると思っております。それを間接的な規定で埋没をさせずに、水質保全法では水産あるいは農業を産業としても保護していく必要があるという観点が入りまして、この水質保全法では産業間の協和ということをもっとまた掲げてあるわけでございます。

○島本委員 ここはすらすらと流そうと思いましたが、産業間の協和が必要である——産業は一次産業、二次産業、三次産業、いろいろございまして。そうしたならば、まず川の汚濁を防ぐためにいろいろ規制する、しかしながら、産業そのもののうち、現在たとえばでん粉、アルコール、製紙、こういうようなものは水を使いますが、いわゆる完全に水を返すことはできない。そういうならば、よごすことが、いまの場合ははっきり目に見える現実なんです。いかにこれをよごすものが協和したからといって、よごさないことになりませんか。二に二を足したら四になるのですよ。

いかに協和したって、二以上のものです。なぜ協和をやらなければならないのですか、これは、どうもその点ではわからない。協和するならばきれいになる、こういうようなことならばいいのです。現在あるものを、協和してよくなるのですか、そこをひとつ……。

○矢野政府委員 ただいま先生がおあげになりました。たぶん粉工場等、汚水を流す産業が一方にございいます。他方で、その汚水によって被害を受ける産業がございいます。先ほど私が例示として、水産業とか農業と申ししたのは、そういう産業であります。その相互の協和をはかっていく必要があるというのを申ししたわけでありました。

○島本委員 だから、相互の協和をはかってきれいにしますか、というのです。

○矢野政府委員 汚水を流す、それによる水質の汚濁を防止するというのがこの法律の目的でございますが、その場合に、汚水を流す産業の規制をしなければならぬわけでありまして、その規制をするにあたりまして、人体に影響を与える場合には、これはもちろん御承知のように無条件であります。しかし、生活環境の保全につきましては、公害基本法によりまして、産業の健全な発展との調和をはからなければならないという規定がございいます。その精神を受けつぎまして、さらに水質保全法では、先ほど申しましたように、ただ動物なり植物との関連ということから進みまして、被害を受ける産業、それとの間の協和をはかる必要がある。これは、公害基本法によりまして精神もそうであるかと思ひます。水質保全法では、その産業間という、つまり加害者と被害者と、この産業間の協和というものは、現実問題としてかなり大きな問題になっておりますので、そこを明記したわけでありまして、水質の汚濁を防止する、その防止するにあたりまして、加害者側と被害者側のその協和をはかる、こういう意味であります。

○島本委員 やはりこれは、基本法制定当時からですから、私も若干その論議には加わっております。

けでございいます。やはり健康は優先する、環境の場合は、産業間の協和だ、こういうようなことになっている。この点ではいいというのです。現時点ではやむを得ない。健康の場合は絶対だ。同時に、環境の場合は基本法と同じだ。それでなおかつ企業の場合の相互協和、これが一つよけいついてきておるから、相互協和によって水質の保全のために、また汚濁防止のために、これはいい効果が生じるのかどうか、生じないのならこんなものなくてもいい、生ずればいい、こういうことを聞いておるのです。一言簡単に答えてください、次もあるようですから。

○矢野政府委員 先ほどから申し上げておりますように、水質保全法の目的はあくまでも水質の汚濁を防止することにあります。その防止するにあたりまして被害側と加害側の調和をはかっていく必要があるというところであります。これはまたなればいというところではあります。なるべくきれいにしていこうというところでももちろん必要であります。その精神を受け継いでやっていくわけでありまして、その場合人の健康に支障を来たす場合と、生活環境あるいは産業間の調和という場合で、公害基本法によりまして若干それが変わっております。もちろん、経済の発展の段階、情勢の変化によりまして、おのずからそのウェイトは漸次変わってまいりますが、その中で、水質汚濁を防止するという観点より漸次強くしていく必要があるというところは申すまでもございませぬ。

○加藤委員長 この際、申し上げますが、総務府総務長官は都合がありまして、午後一時までしか出席できませんので、時間内に質疑をしていただくために、質問者を交代していただきます。岡本富夫君。

○岡本委員 総務長官がお昼から何か用事があるということですから、総務長官に対する質問だけを午前中に終わらせて、そうして午後休憩後また続けていきたいと思ひます。いま提示されておりますところの公害紛争処理

法案、この処理法案の内容を見ますと、大きく分けますと公害にかかる被害の実態という面と、それから法律的に見た公害問題の特殊性という二つの面があると思ひます。

そこで、公害にかかると被害の実態、この実態面をどういう機関で、あるいはどういうように実態になるのか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。要するに公害紛争処理法案はここにありますように、和解、調停、仲裁の制度によって迅速かつ適正な解決をはかる。したがって、公害には被害者と加害者があるわけですが、この被害者と加害者の立場の両方に対して和解、調停あるいは仲裁をするわけですが、被害者からこういう公害によって私はひどい目にあっておるのだ、加害者のほうからはそういうことはないのだ、こういうことになりまして、いままでたくさん公害の裁判を見ましても、非常に長くかかっているわけですね。有名な水俣病によりまして十五年、これはもう悲惨なものです。御承知のように静かな水俣という漁村に第一号患者が発生したのは昭和二十八年の十月です。健康人がある日突然発病して、狂死する。そうしてその間十五年間の長い間を経て今日に至っております。そういう公害裁判が行なわれておるわけですから、そういうような問題を、迅速かつ適正なる解決をはかる、こういうことであります。それにはやはり被害の実態、原因、こういうものをきちっと究明しないと、和解、調停、仲裁ができないのじゃないか、そういうふうに思ひます。それでありますが、そういう機関をどこにするか、そういう機関はあるのかどうか、そういうことをお聞かせ願ひたい。

○山中国務大臣 直接の中央の委員会と、地方に置かれまする地方の機関、この法律を定めましますことによつて設置されます機関に、それぞれの被害者個人、もしくは複数あるいは団体、地域、そういうものからの申し立てというものを受けて、加害者、被害者の立場に乗り出していくわけであ

りますから、申し立てを受けるのはそういう法律において設けられる機関が、中央、地方においてそれぞれ受け付ける、こういうことになりま

○岡本委員 中央、地方にできるということはわかるのですけれども、それを和解、調停、仲裁をするときに、明らかに、これは加害者は君のところにじゃないか、こういうのはっきりした科学的根拠、こういうものを出すところはどこなのか、これを聞きしつていくわけですね。

○山中国務大臣 ただいま申し上げましたように、委員会へ加害者であるかと思はれる当事者、あるいは被害者もそうですが、出頭を求め、それを聞いた上、あるいは証拠物件というものの提示等を求めたりいたしまして、その関係機関の専門の行政機関もありますから、それらの協力を得た後、ただいまおっしゃるような受け付けと申しますか、そういう実態をつかまえて、加害者、被害者関係を明確にしていく、そういうことですね。

○岡本委員 この民事訴訟でこんなに長く、民法の七百九条でいままでのものは裁判によって争われておりますけれども、いまの実態を見ますと、水俣病の例をとりますと、ある学者がこれは水銀中毒によるんだ、こういうふうに出しますと、今度は企業のはうから、そういうふうにとり延びてしまったわけですね。そういう場合の判断といひますか、そういうものがこの公害審査会でできるかどうか、非常に懸念されるわけでありまして聞いていくわけでありまして。

そこで、一つは提案として、そうしたはんとうに専門的な知識を持った人、それも左右に片寄っていない公正な判断のできるころの調査機関、こういうものを設置しないとこの問題は解決しないのじゃないか、私はこう思ふのですが、いかがでございませう。

○山中国務大臣 それは中央委員会の委員を委嘱任命いたしますときに、ただいまおっしゃるよう

なそういう専門的知識、あるいは企業側等に片寄らないような——企業に片寄らないという配慮が主でしょうけれども、そういうような人を選ぶということによってそれは充足できることだと思ひます。

○岡本委員 人を選び、今度はやはり研究機関、それがありませんと、こういうものは実態調査をいたしませんと、——研究をしてくだという必要がある。学問的な根拠のあるところの結果を出しませんと、おそらく加害者である企業側も承知はしないのじゃないか、こう思うのですが、そうした権威あるところの研究機関をつくらなければならぬ、こういうように私は思うのですが、いかがでございましょうか。

○山中国務大臣 この点は、当初出しました政府原案では、まさにそのような点において政府としてはできると思っていたのですけれども、委員会の御質疑を通じ、もしくは委員会の最終的な修正そのものも、専門調査員を置けという修正でありますし、今回は冒頭に提案理由で申し上げましたように、その種のことを予定をいたしまして専門調査員を最初から置くということにしておるわけでありす。

○岡本委員 そうすると、権威ある国のそうした機関をつくって、そうして専門調査員を置く、こういうことでございすね、そう解していいわけですね。

○山中国務大臣 そのとおりです。

○岡本委員 法律上の問題については、あとで法制局と論議したいと思ひます。

そこで、この紛争処理法案の目的は「迅速かつ適正な解決を図ることを目的」としますが、「この法律において「公害」とは、公害対策基本法第二条第一項に規定する公害をいう。」公害対策基本法の精神からきてゐるわけでありすから、先ほども島本委員からお話ありましたが、この基本法の「目的」のところに、人の健康、環境の保全それから「経済の健全な発展との調和」、こういうことがありすけれども、いままでで明らか

ように「経済の健全な発展との調和」ということが出てこないわけでありすから、長官に、この法案を処理するにあたりましてはつきり聞いておきたいことは、たとえば水俣病の相手であるところの新日本窒素あるいはまたイタイイタイ病の相手であるところの——相手といつてはおかしいのですが、損害賠償をしなければならぬ立場であるところの神岡銅業所、こういうような企業が何億、何十億というような大きな損害を賠償しなければならぬ。そうすると当然その企業はつぶれてしまふ。したがって、そういうような事故の起こらないように、被害のないように、排水の処理をしたり、廃液の処理をしたり、あるいはまた排煙の処理をしたり、そういうようにすることが「経済の健全な発展との調和」に通ずるのではないかと、私はこう思うのですがいかがでございましょうか。

○山中国務大臣 大体そのとおりだと思ひます。その企業の健全な発展ということとは、憲法の公共の自由と福祉に反しない範囲という意味が、やはり今日の公害の実態から見て、企業というものと地域関係住民との間の問題においても、企業立地なり、あるいは企業の設備、施設なりという問題は、初めからそういうことを前提においてやらなければならぬ時代になつておることを他面は示しておるものと考へます。

そして、すでにそういう概念がまだ定まらないままに企業が立地し、操業し、そのために予測しなかつた被害が起るような実態が随所に見られ、あるいは不特定多数の人の、あるいは不特定な地域というものに、ばい煙その他の問題等の新たな公害も議論されてゐる時代が来ているということでありすから、時代というものの実態が先に走りまして、いまおっしゃるように、政府としても、そういうような公害の発生を当然企業側の義務としてこれは除く義務が課せられておるといふことにおいては、そのとおりであるといふことに立ちますけれども、すでにそういう概念が定まらないままに立地されたもの、つくられたものについては、やはり何かめんどろを見なければ

はいけませんから、いままでも煙突の高さで固定資産税であるとか、あるいは特別償却とか、税制上のめんどろを見ましたり、いろいろなことでもやっておりますけれども、ことしの、御審議願つておる予算でも、すでに御承知のように、重油脱硫につきまして、はじめて輸入原油の関税還付という制度を、これは議論のあるところでありまして、補償の問題は別にして、少なくとも今後そういう被害を第三者に及ぼさないといふことにおいて政府がとらなければならぬ、あるいは企業の直接収益にならないけれども、そういう企業のモラルの面から、どうしてもやらなければならない問題についての援助は、でき得る範囲で政府としてもやってきましたし、これからもやらなければならない。

したがって、今後は企業と周辺住民の問題というものは、やはり新たな観点から新全国総合開発計画の具体的な策定、進展にあたつても、十分そこらのところがこの際留意されていかなければならない時代が来ておるといふことを端的に示しておるものと判断しております。

○岡本委員 そういう観点に立ちますならば、企業の育成、そういうような法案に対しては、人の健康に留意をする、あるいは生活環境に留意をするといふことが大きく取り上げられる。したがって、公害対策基本法については「経済の健全な発展との調和」といふものがここでは必要なくなつたのではないかと、そういう時代に來たのではないかと私は思ふのです。要するに取捨する観点から見れば、早く、大きな事故を起こして企業がつぶれないように、先ほど私が申しましたように完全なる、健康に被害を起さないような処理をするといふようにも私はおもうと思ひますから、これはもうここで必要なくなつたのではないかとこのように感ずるわけでありす。長官の考えは政府の考え方でありすから、この論議はこれくらいにいたします。

次に、大きな問題であります、この中央公害審査委員会、これは相当強力な委員会であれば私はこの問題が処理されないのではないか、こういうふうに思ひまして、先般の、昨年の審議のときにも、三条機関、これを非常に要求してきたわけでありす。しかし、なかなか強い意見で、八条機関にされてしまつたのでありすけれども、一つにはこの考えの中には、まず八条機関でやつて、それから三条機関に移行していこう、こういうお考えもあるのではないかとこのことも考へておるのですが、その点いかがでございましょうか。

○山中国務大臣 いまのところ、八条機関でやつておいて三条機関に逐次移行していこうという考へ方ではありすませんが、八条機関で、現在規定されておる処理すべき事項については、やつていける。ただし、これを御意見のあります裁定という権能まで持つことになると、これはやはり調査権限もしくは司法権みたいなものを付与しなければならぬから、当然三条機関ということになるわけでありすけれども、他面、もし実効を期し得るものならば、行政機構——三条機関というものは、人事院とか公取とか特別な機関が主でありますから、あまりふやすとか乱立とかといふことは避けたいという気持ちも、一方に正直言つてあります。その意味においては、まずここで実効のあるものをつてみようといふことでありまして、これが完ぺきだとは私も思つておりませんし、現在の司法行政の中で、実効はおしやるように延々とやるわけですから、実効を期しがたい点は多分にありますけれども、一応の制度としては、やはり行政当局に置くものは大体これくらいの考へるところでいくべきではなからうかといふことでありまして、これはもう思想とか何とかといふことは関係のない、日本が工業国家に変貌する過程における政治家全体の責務として、人の生命の尊厳、人の健康の尊厳といふことに對して、いかなる政治姿勢をとるかといふ問題でありますから、決して私どもは政治姿勢のとり方に怯懦であつてはならない、かといつて、やは

り司法との関係その他の問題を詰めて、一方行政機構のあるべき姿等も全体的にらみながら結論を一応落着けざるを得ない点もございまして、その点においては必ずしも野党の皆さま方の御主張というものの、あるいは与党の中でも、さつき申しましたように、これは思想、党派にあまり関係のない政治家共通の責務に関する問題でありますから、意見はいろいろあるかと思ひますけれども、まず、いつまでも法案が流れていくようなことではだめなんです。これはひとつ御理解を得て、さらに新しい実態というものに対応する事態が生じたならば、島本君にも申し上げましたように、企業の負担の法律等も考えなければならぬんでしようし、そうすると、新しい日本の公害に対処する法律は一体こういうことではないのか、あるいは先ほど言われましたように、企業の健全ということが入っておりますから、御理解は得ておると思ひますが、決して企業に気がねをして、そのことが入っておるのではないので、企業側は一方的にこの法律によって引き下がるべきなんだということであると、これは公害被害者救済処理法案という形にならぬとおかしなことになるので、やはり両者の実態を調べてよく話を詰めて、調停、あっせん、和解という手段をとるわけでありまして、どうしてもやだというものは、これは一般裁判の道をたどるしかない。こういうことで、さしあたりはこの程度ということでは、数歩前進にはなるに違いないという気持ちであります。政府側が絶対に正しくして、野党の言ひ分はそれは間違つておるといふことでもありませんので、このところは今後さらにお互いが研究して、毎年毎年絶えず改善の努力はしていかなければならないことであるということについては同感でございます。

○岡本委員 これは、この前もその点が論議になりました。附帯決議に最後につけたわけでありまして、すでに飲害の調停、これは民事調停法の三十二条、あるいは三十三条にこういふものがあるわけでありまして、だから一応この八条機

関でやってみて、どうしてもぐあいが悪い場合には三条に移行していこう、こういうような考えをこの前私は聞いたことがあるわけですが、長官も今度は新しくそういう決意でやっていらつしやるのかお聞きしたわけでありまして。

そこで、和解の仲介が、これは一九六八年の資料を見ますと、水質保全関係で三十四件、こういうふうに非常に少ないのであります。ということでは、そういうところへ持ち出しても、うまくまとめていけるのかどうか。何といひますか、非常に信頼度がないということになりますと、これまた法律をつくっただけということになるわけですから、この際、ひとつ相当強力なものをつくらなければならぬのではないかと考えておるわけでありまして。

最後に長官に、これも少し大きな問題なんです。が、「申請」のところ、二十六条、「公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、政令で定めるところにより、書面をもつて、云々とありますけれども、仲裁の場合、一方からではだめだ、双方からでないといけない。こういふことになりまして、要するに企業側が加害者として、この同意がなければ仲裁は受けられないということになりますので、これはさる法ではないか、しりが抜けてしまふのではないか、こういうふうに思ふのですが、いかがでございますでしょうか。

○山中国務大臣 これは、なるほどそういうふうな読めばそういうふうな受け取れぬこともありますが、せんが、これはやはり裁判にはかけないで仲裁にまかせますということでありまして、その相手方もよろしゅうございまして、これが前提でないといけません。一方が反対であつたら、だめなんじゃないか、それはなるほど仲裁そのものはだめになりますけれども、その他の手段で被害者側が強硬なる手段をとり得る道は、先ほど来申し上げておりましたように、これによって閉ざすわけではござい

ませんので、新たな道を開くということにおいて、裁判に付しませんからということの了承をとらなければ乗り出せないというふうな御理解を賜わりたいと思ふのです。

○岡本委員 じゃ長官、実はいままでの水俣病にいたしまして、イタイイタイ病にいたしまして、また阿賀野川の問題は大きな問題ですが、要するに被害者、これは非常に弱い住民なんです。裁判するにお金がないわけですから、そうしたものが、これであれば非常に簡単に申請してお願ひでき、こういうことになれば非常にありがたい法律になるわけでありまして、それができないとなれば、これはないのも同じであるというふうなをしりを免れないと思ひます。このところは、もう一度検討をしていただきたい、こういうふうな私と思ひます。

○山中国務大臣 お気持ちよくわかるのですが、立法、司法、行政、三権というもののたてまえから考えますと、行政府のタッチすべき分野もしくは得る範囲というものは、こういう裁判みたいな形に近いものになってきますと、どうしても司法権というものの実態というものを、こちらから出た受けを受けてこなければならぬ範囲だと思ふわけでございます。ですから、では逆に司法権といたつて、そちらにまかしたつて、延々と手続でまた異議ありということ、またその裁判をやっているんじゃないかということ、この実態は明らかになろうと思ひますから、これは法務省なり最高裁判所、そういうところの実態なり、すみやかなる措置、あるいはそれにわたる間の被害者の実情に応じた厚生省等のとらなければならぬ措置、こういう問題等はあらうかと思ひますけれども、そこらの行政府と独立の司法権との問題というものは、裁定の問題にもそこらで接点が生ずるわけですから、慎重に判断をしなければならぬと思ひますから、ここでだめになったらもう見込みがないということではないのだ、こういう道を今度開くんだということではございまして、これによって全部救われるとも私たちも思つてお

りません。

○岡本委員 そんなことになっていると、これはたいへんなことになるわけですが、八条機関の中にも調停、裁定、仲裁をやる建築工事の請負、こういう関係のものもあるわけですから、それもみなあなたのおっしゃるようになりますと、これは司法権にかかわるからだめなんだ。こうは言えないと思ひます。したがって、一応きょうのところはもう一度再考していただきたいと私は申し上げておるわけでありまして、これが一つ。

それから最後に一点、それは費用の負担ですが、公害病というところでいろいろところを調べたために、相当の費用がかかると思ふのです。そうした費用負担が当事者持ちだというふうなところがここにあつたわけですが、これはいかがですか。申請の費用だけでなくて……。

○青鹿政府委員 四十四条に紛争処理に関する費用の負担の規定があるわけではございまして、「政令で定めるものを除き、各当事者が負担する」という書き方になっておるわけではございまして、費用の態様を分けますと、三つあると思ふのであります。一つは、当事者が出頭いたしましたり、あるいは代理人を選任するといふ場合の費用、それから二は、委員会として活動する場合の費用、それから三番目に委員会の経常的な費用であらうかと思ひます。

このうち、第一の範疇に属するものは、やはり当事者に費用の負担を願わなければいけないのではないかと。それから第三番の委員会の経常的な費用は、当然国の負担でもって処理すべきものだと考えます。

問題は、委員会が活動いたしました際に、たとえば調査をいたしましたり、あるいは鑑定人に依頼いたしましたり、参考人に出頭を求めたりする場合でございますが、この場合は、当事者が任意でそれを求められる場合は別といたしまして、委員会の活動としてやる場合には、これは国の負担で処理したい。ねらいはお申し出の申請人の方のそういった御負担を極力軽からしめるように考えて

まいりたいと思っております。

○岡本委員 長官、ちょうど時間だそうですから、私、質問を一応午前中は打ち切りまして、午後もう一度あとこまかい点について御質問をします。

どうもありがとうございます。

○加藤委員長 午後二時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後二時十五分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の公害紛争処理法案、角屋堅次郎君外五名提出の公害紛争処理法案、及び内閣提出の公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

島本虎三君

○島本委員 午前中に引き続きまして、また公共用水域の水質の保全に関する法律案を中心にして、法案の内容並びにそれに付随する諸点についてた

だしたい、こういうふうに思います。

七〇年代を迎えまして、公害追放にはまさに奮勇をふるわなければならないような状態に相なつたわけでございますが、経済企画庁におきまして、公害基本法に基づく水質汚濁防止のための環境基準の作成をほぼ終えたように承っております。またこの件につきましては、河川、湖沼の場合、区域によっては特例を設ける、あるいはまた水質審議会の環境審議部会では、そういうような点とあわせて、国民健康保持のための基準とまた環境保全のための基準を分けて、そうして河川、湖沼それぞれにまた特別の段階を設ける、こういうようなことをいわれておるのであります。私どもも、常々そういうような件を通して、早くこの水の環境保全の問題についての結論を得たい、こういうふうな思っておったわけでありますけれども、その後の経過等につきましてひとつ明確にし

てもらいたいと思っております。

ことに厚生省では一歩先がけて、先ほど申しましたように、全国のばい煙発生施設に対する総点検を実施し、それに対する施策を実施しようとする段階にありますが、水のほうは、各種の条件が交錯してなかなか進まないような段階の中でこの環境基準ができてきた、こういうようなこととは特記に値する、こういうふうに思うのでございまして、今後これを実施する場合の腹がまえは、いままでも同じようなものであつては当然ならぬはずであります。この内容等についても一応お伺いしたいし、それと同時に、これを実施する際の長官としての決意をあらかじめ承っておきたい。以下順を追って質問してまいりたいと思つておられます。

○佐藤(一)國務大臣 いま島本さんがたいへん、水はなかなか複雑でむずかしいのに、基準を設ける段に至つては、こういう評価をしていただまして、われわれ非常にうれしく思いますが、なお、この方面、精を出しまして、できるだけ拡充をしてまいらなければいけないと思つておられます。

それからまた、先ほど触れましたけれども、もう現在、相当前に設けたために見直しを必要とするというものも相当あります。これについても、できるだけひとつ見直しをして新しい基準を設けて、最近のデータによる基準を設けるように努力をしてまいりたい。こういうようなことで、いづれにしても公害問題の発生ということがますます認識されてきておるのでから、私どももひとつ極力、各省と一緒になりまして、この方面の強化をはかっているつもりでございます。そしてまたそのときには、いままでも御指摘がありましたように、やはり生命と、それからいわゆる環境保全というものを一応区別いたしまして、そうしてその目的に応じて最も十分な基準を設けなければならぬ、そういうふうな考えております。

それからまた最近御存じの微量重金属、こう

いう問題が起つてきておりますが、これらにつきましても、産業の発展、技術の進歩とともに、いろいろな新しいものが開けてきておりますからして、それに応じてこちらも抜かれないように、新たなそういう対象というものを次々に加えてまいらなければならぬ、こういうふうな考えております。それからまた、河川のみならず、海域等においても十分の規制を行なうようにしなければならぬ。そして結局は、先ほどからもいろいろとお話が出ておりましたけれども、実体法の運用をよほど強化し、そしてしっかりとやつてまいります。ただ基準をきめただけではだめなんですから、そういう意味におきまして、私たちもその方面に今後さらに一その力を入れてまいり、必要があるんじゃないか、こういうふうな考えておる次第であります。

○島本委員 水の問題等につきましては、先ほどから私も申し上げておりますように、大気と比べてやはりおくれが目立っております。水に対しての対策は急がなければならぬ、こういうようなことははっきり言えるのであります。大体昭和三十三年に水質保全法、工場排水規制法、これができて、三十七年に指定水域の規制が行なわれて、三十八年に下水道の緊急整備が法案として通つてい。こういうような段階の中で、いままでもこの水の問題がさつぱり解決を見ておらない、こういうような状態なのでございます。そういうようにして見ると、やはり水の持つてゐる多面性と申しますか、多様な目的に使われる、こういうようなものからくる規制の困難性、こういうようなことは十分わかるわけです。ことに、資源である上に飲料水であり、農業用水であり、工業用水である、こういうようなことであるほかに、生活環境にも重大な影響を与える複雑な事情も持つておる、こういうようなことであります。したがつて、今後この効果を、いままでもさつぱり上がらなかつたから、上げるための状態をまたしても考えなければならぬのだ。煙の点は厚生省がやつた。水の点では、今度はいまの日本の実情を十分

了解して、それにメスを入れなければならないのだ。水利権でも漁業権でも、洪水対策でも、権利や量だけが問題になつたけれども、今後は水の質がおさまらなければならぬような状態になつてきた、質の問題が今度から出てくる、こういうようなところがやはり大きい問題になつてゐるわけでありまして、今後その問題をつかまえて、十分対処しなければならぬはずであります。経済企画庁の事業であるところのいわゆる水によるところの環境基準の作成、これによりまして、国民の健康にかかわるいろいろな項目等あけて、全国一律のきびしい基準値をつくらうと思つておるようであります。私はこれは当然だと思つておる。当然という、はめてゐることでありまして、しかし、このほかに人の健康にかかわる有害物質がないかどうか、この辺の点検を行ないましたかどうか、この点事務当局から。

○矢野政府委員 健康にかかわる項目といたしまして、さしあたりシアンは七項目をこできめておられます。いま先生おっしゃいましたように、このほかにもまだ問題は残つております。その点につきましても技術的な問題、あるいは関係方面のコンセンサスがあり次第、逐次追加していくというようにしております。

○島本委員 人の健康にかかわる有害物質がこのほかにもうないかどうか、こういう質問でありますから、もうないと思つておるか、ありますとか、それに対する対処はこうだというふうなのがある、それによつておらんのか。私はそれを期待したのですが、無理でしょうかね。

○矢野政府委員 この七項目以外にも、まだ予想されるものがございます。

○島本委員 予想されるものに対しては、どういうふうな今後扱いますか。

○矢野政府委員 今度水質審議会から答申がございしましたものでも、当面この七項目について基準をきめるといふことでありまして、このほかのものにつきましても、先ほど申しましたが、技術

的な点等がわかり次第、早急に逐次追加していく
ということにしております。

○島本委員 そのきめ方について用途別、水域
別、こういうような基準値で定め、これで当ては
めていくようなことが適当であるかどうかどう
か、やはりこれも議論があると思います。この行
き方についてはどういうふうにお考えでござい
ますか。

○矢野政府委員 人の健康にかかわりますもの
は、全国一律という方針になっております。

○島本委員 では、この水質のデータが整わない
ような場合、たとえばいま四十二の水域に対して
これを行なう。その場合には、まずよろしい。そ
のほかの水域について、それぞれの行政主体が、
暫定的な行政目標値をつくること、この程度では
たしむるのかどうか、残余のものはどういうよ
うにしますか。

○矢野政府委員 環境基準につきましては、さし
あたり、いま先生が言われましたように、すでに
指定水域になっているものにつきましては、今月
中に当てはめ行為を終えまして、この環境基準の
基本方針とともに閣議決定する予定にしております。
そのほかのものにつきましては、逐次この当
てはめ行為を早急に進めまして、逐次閣議決定を
していくことにしております。

なお、その間の経過的な措置といましては
は、いまここで申し上げましたように、暫定基準
といまして、これは都道府県知事が経済企画
庁長官と協議してきめていくということになって
おります。

○島本委員 長官、四十二だけをやって、そのほ
かのもはそのままにおくというふうなことは、
一体これはどういうようなことなんでしょうか。
これはわかりません。行政当局があらかじめ
こういうようなものは調べておいて、そうしてこ
れをやる場合には、厚生省がやっているように一
斉にこれをやる、こういうふうにするのが、一
つの効果を生み出せる大もとになるのではないで
すか。これはやはり四十二だけは、いままで調査

をやっていたから当てはめてやる、それ以外の水
域については、暫定的な行政目標値をきめて都道府
県知事にやってもらうのだ、こういうふうなこと
になれば、全面的に水のほうはやるということに
なる。なるけれども、四十二以外のものはそのま
まになっているということになるじゃありません
か。国の一級河川というものの相当のものがある
と聞いている、また二級河川についても相当のも
のがあるというふうに聞いているけれども、この問題に
つきましては、相対的に——他の問題については
そのままだとおくということは、私としては手
ぬぬい、こう言わざるを得ないのでありますが、
どうしてほかのものに対してはそのままにしてお
かなければならないのですか。

○佐藤（一）国務大臣 別にそのままだとおくつ
もりはもちろんだとございせん。この四十二とい
うのは数が少ないようにお感じのようですが、これ
は御存じのように、一つの水域は相当広範囲にお
たつていますし、それから水系も一水系に限らな
い場合もあるわけですから、現在いわゆる工
場排水等を中心にして、汚濁の問題でもって問題
のありそうなどころは、一とおろ網羅していると私
は思っております。しかも、これは御存じのように
水準を設けるのでありますから、やはり基礎調査
がなければできないこととございせん。そういう
意味において、私たちもできるだけこの調査を急
いで、さらにこの数を増してまいりたい。それか
ら先、ここの調査ができるまで待つというので
はなくて、その間でも、地元では地元としてのま
た一応の調査というものがあろうと思ひます。そ
うしたのによつて、こちらの調査が十分できる
前でも、やはり暫定的な基準というものでいい
から、それを用いて、できるだけ規制に穴があか
ないようにしたい、こういう気持ちでございま
す。できるだけ急いでするつもりでございま
す。

○島本委員 長官の表情、琴線に触れますから、
今後の努力を期待しておいて、それ以上追及はし
ませんけれども、ただ一つ、これは残りはどうす
るんだということですが、残りのほうがよけいだ
からなんですね。一般一級河川というものは九十
八水域あるんだそうじゃありませんか。これに一
万河川もあるんだそうじゃありませんか。そのう
ち四十二というのでは、半分以上もそのままだ
なっている。それに対して暫定値を当てはめて、
暫定的に管理してもらふんだというから、それは
いかにいい水準を出してやろうとしても二分の
一、半以下にすぎないんだ、こういうことにな
るから、これはやはり手放しではめられないんだ
ということになるわけですが、それと、二級河川
は、二千二百余もあるんだそうじゃありません
か。そうすると、ここで河川数としては五千本以
上もあるんだということになる、指定されないこ
ろは急いでやらないとだめだ。こういうような
ことになってしまふわけです。現在、努力のあと
が見られます。私なりに、一回一回の皆さんの報
告は、チェックしているつもりであります。しか
しながら、こういうふうにしていい環境基準の作
成、これは画期的なことだとおぼえておいても、そ
れに当てはまるところが三分の一、二分の一を割
る、こういうようなことは、長官、手放しではめ
られませんか、指定の川と指定されていない
川、この規制に対して十分今後検討して、早い
機会に同様にこれも処置しなければならぬ、こう
いうことになるんじゃないかと。長官、ひと
つ熱意を聞かしておいてもらいたいと思ひいま
す。

○佐藤（一）国務大臣 いまの四十二水域でござい
ますけれども、これは千五百本くらいになる、川に
しまして、それで、重点的にとにかくやっていく
というところでございまして、実際上のウエート
からいって、私は相当高いと思ひます。ですけれ
ども、御指摘のように、もちろん残さないのがわ
れわれの眼目でございまして、これはできるだけ
け急ぎます。

それからなお国民の健康という見地からは、こ
れはもう全水域、こういうことでございまして。そ
の点もひとつ御了承をお願いしたい。できるだけ

急いでやりたい、こう思っております。
○島本委員 国民の健康のために全水域、まことに
これはいい。

それで、もう一つ、ついでになんですけれども、
やはり環境基準はきめるだけじゃだめだ。こ
れを達成するのだからだめだ。これが、私ど
ものいままでもってきた一つの考え方であり、行
動の指針だったわけですから。亜硫酸ガスの場合
は、厚生省は地域を三つに分けて、それぞれの達
成期間を区切ってやっておると聞いておるんが
が、実際は、この亜硫酸ガスの規制の場合、どう
いうふうになっておるか、ちょっと御報告願いた
いと思ひます。

○城戸政府委員 亜硫酸ガスの環境基準について
は、先生御指摘のように、昨年の二月十二日の閣
議決定の際、十年を目標とする非常に汚染のひど
いところと、五年を目標とするところと、それか
ら直ちに実施するところと、こういうぐあいにな
ってきつておるわけでございます。一番ひどいと
ころは東京、神奈川、大阪、兵庫、こういうこと
でございまして、四都市につきましては、当初五
年目標というところとございまして、現在では公
害防止計画を進めておりますので、公害防止計画
の達成目標年次が五十一年末ということになって
おりますから、その辺に合致していったほうがい
いんじゃないかと思ひます。

それで、この達成の方途としましては、五年を
目標とする地域が非常に多いわけでございます
し、十年を目標とする地域については、中間目標
を五年にするということにしておりますので、昨
年の十二月にきめました排出基準が、この二月一
日に施行になっておりますが、これにつきまして
も、現在の時点で一応強化して、次に四十六
年度にもう一度強化し、さらに四十八年度に強化
しまして、初めてこの五年間の環境基準なりある
いは十年を目標とする五年間の中間目標なりを
達成する、こういう考え方、段階的に規制を強
化していく、こういうことを考えておるわけであ
ります。

○島本委員 水に対する環境基準の場合も同様であると思います。これは行政上の目標ですから、設定するだけでは意味がありません。これを達成させるのでなければだめだ、こういうようなことに相なるかと思ひます。したがって、最も重要なことは、どうして環境基準を達成させるか、こういうようなことになるわけであります。水質基準の場合には、いま私はほんとうにうれいしのでありますけれども、国民健康保護のための基準と、生活環境保全のための基準、まあ国民健康保持のための基準は、大臣の言明によつて全国一律だ、こういうようなことであります。そうなりますと、なおさらのことです。この環境基準の達成の時期、これに對して、いま厚生省のほうでは、亜硫酸ガスの環境基準の場合にはちゃんとこれを分けて、それぞれ年限をきめておるようでありま。水質についてもやはり同じ配慮が望ましいことは申すまでもありませんけれども、工場排水処理施設だとか、下水道の整備の問題であるとか、こういうようなことから、期間をきめなくては、促進だけをやって、この点はとうてい無理じゃなからうか、こういうふうに思ふわけでありま。これはどういふようなことでしようか。

ただ単に列記しておいても、やはり他にはそれぞれの独立した行政機関があるわけでありま。から、むずかしいことはなかなかむずかしい、率直に言つておかなければなりません。したがって、この問題は列挙しておくだけではだめなんだ、期間をきめ、その間に措置をしなければならぬんだ、こういうようなことに当然なるかと思ひます。排水規制の問題でも、下水道や公共施設の整備の問題でも、工場立地規制や監視体制の問題でも、これは単にこれをするのだと列挙しておいても、達成することにならない。百年河清を待つようなことになる。これは、いま幸いにして厚生省のほうでは、亜硫酸ガスの場合にはいい例があるようでありま。水質の場合にも期間を設け、その場合の具体的なスケジュールがほしい、こういうふうに思ひますが、これも十分考へ

てございましょうか。

○佐藤(一)國務大臣 これは当然われわれも考えなければならぬことでございませう、したがうまして、特に汚濁の激しいところは原則として五年以内にやる、そして一般のところは即刻行なう。それから、もちろん下水道の施設の進行状況というふうなところにもならみ合わせないといけません、すでに今日までに汚濁が非常に激しくなつていて、どうしようもないような状態のところも間々あります。そういうようなものについて、五年をあるいは少しこえることがあるかもしれないが、これも、五年をこえるとしてもできるだけすみやかに実行していく、こういうことであります。個々の地域につきまして、どうしても必要な場合には六年とか七年とか、そういうようなものが場合によつて起こる、原則として五年でもつてやる。こういう方針を立てております。

○島本委員 原則を五年、場合によつては六年、七年、こでやはり大臣、一たん五年と定めたらほとんど五年、特別の場合、これとこれだけはどういう理由によつて六年、またはどうしても七年以上にしなければならぬ、理由はこれだ、こういうふうにして、それ以内には全部きれいにするんだ、達成させるんだ、こういうようなことが一番必要なことなものであります。しつこいことあなたに言うかもしませんが、朝から私はしつこいこと、それを言うのは、水質保全行政がいままでのように、いろいろな点で問題があつた。それは午前中からのやつで御承知のとおりです。水質保全法からいって、経済企画庁のほうでそれだとか、また同時に、工場排水規制法は厚生省だ、鉱山保安法は通産省だ、下水道法は厚生省、建設省、自治省に關係がある。河川法は建設省だ、港則法は運輸省だ、海水の汚濁防止は運輸省だ、それぞれ全部あるわけだ。所管各省庁、それに自治体を含めて、これはほんとうにばらばらになつていくわけでしょう。環境基準の達成の責任は政府だとしたらば、必要な施策をはつきり出さないと、これはもうばらばらになつていくのだから、

それでもつてはつきりしたものをやつても、なおばらばらになる可能性はあるけれども、せめてそれぐらゐしななければならぬのだ。排水の規制は当然やらなければならぬ、下水道の整備はやらなければならぬ、それから河川管理は厳格にしなければならぬ、立地政策は個々に確立しなければならぬ。そうすると、関係省庁や自治体が全部協力してやらなければならぬ。黙つておいても協力しないから、あなたのところも今は、まさに総理大臣にかつてでも強力にこれを実施させようという強い心がまえでない、これは今後せつかくいい基準をつくつてもできないのだ、こういうような心配があるわけなんです。これはほんとうだと思ふのです。したがって、いままでのようなばらばら行政に對しての批判——それと同時に監視測定体制、こういうようなものも、各官庁によつてばらばらであつたならば、これもまた凹凸ができる。ばらばら行政にばらばら監視体制ではなお悪い。したがって、いままでのように行政官理庁から二回も勧告を受けても、よくやう今国会中であるといふような河川法のあの二十九条の政令の問題さもある始末でありますから、関係省庁、地方公共団体共通の目標達成のための体制を今度はあなたがたがつくつて、それを十分に検討した上で指示していただきたい。ばらばら行政、ばらばら監視、こういうようなことによつて実効をあげようとしてもだめだから、強力に今後実施するための体制を、こで経済企画庁でつくらなければならぬ、私はそういうふうに思つておるのです。いままでの答弁でその意欲はわかるのです。しかし、實際行政ベースでやる場合には、またばらばらになりますから、これじゃできないといふことになる。五年以内にやる、即刻やるのもある、せつかくこういふところまでいったのですから、今度は体制の検討、その役者は——役者というか、やる人はあなただ、こういうことになつてくるわけなんです。これはほんとうにやらなければならぬと思ふのです。やらなければだめですよ、大臣。もう一回あなたの決意を聞

かしてください。○佐藤(一)國務大臣 どうも私とあなたとは意見が一致し過ぎて困るのでありますが、私も実はそういうふうに考へております。実は下水道の現状等から見ますと、五年というのにはなかなか無理だといふような声も相当あつたのです。しかし、とにかくこういう現状じゃないかといふことで、五年といふことにしたようなわけでありまして、五年を、私も御指摘のように原則にするつもりであります。ですから、私は例外的なことをちよつと申し上げたのでありまして、この五年の原則というものはあくまで原則として保持しなければならぬ、こういうふうに考へております。

なお、御存じのように、健康に關してはもちろん即刻やるつもりであります。

○島本委員 そうすると、いままでのところは、規制の対策については十分だった、こういうようなことに考へておいていいと思ひます。なお、これは厚生省の泣きどころであります。公害対策基本法ができて、いかにその中における問題があつても、なおに對する一つのものさしがない。この規制の方法は、大まかに出すといふことは出しても、こまでいいといふことはできない。まさに厚生省の泣きどころありとすなれば、なおであります。愚臭であります。そういうようなところからして、臭臭の原因は、工業関係の立地のいわば海域の油分、こういうものだとことをいわれておるわけですが、これも測定方法といふようなものがあるのかどうか、規制は完全にこの辺まで及んだのかどうか、これをひとつ事務局当局からお聞かせ願ひたいと思ひます。これは企画庁ですか、厚生省ですか。

○西川政府委員 油分につきましては、現在臭臭の原因といひまして、指定水域におきましては規制をかけております。ただ環境基準といひます場合には、現在のJISできまつております測定方法からいいますと、出てしまつたあとには検

定できないのでありますが、その規制値は、排水の個所におきましては現在一PPM以下というような基準を設けているわけでございます。それが海の中へ入りますと約十倍くらいに希釈いたしますと、一PPMになる。臭魚の調査によりまして、活性汚泥法によりまして一PPM、一般の処理方法によりましては〇・〇一PPM以下であるのいいというものが、水産庁のほうからの要望になっているわけでございます。そのような油分に押えようとして、排出口においてどのくらいであったらいいだろうか、これは計算で出るわけでございますが、今回の環境基準におきましては、それならばその海域の環境基準で油分が幾らあるかということ、現在の測定技術では出ないわけでございます。そのために、今回の環境基準の答申の中には一応油分は含まずに、今後もう少しこの測定技術なり何なりを研究いたしまして、それだとなれば〇・〇一PPMというような基準を設けようと思っております。現在その基準の〇・〇一PPM以上であるか以下であるかが測定できるというのを、技術が進歩した段階には入れようというところでございます。現在のところは、そういう問題がございまして、当面一応除外しているわけでございます。

〇島本委員 入っておると思ったら、これはやはり当面除外されておるようですね。これはおおむね、物質の及ぼす影響というふうなもの技術究明段階がなかなかむずかしいようですが、これは遠慮しないで、国の研究機関を使ったほうがいいのです。厚生省なんかいたり、通産省なんかにいたりして、どんどん使ったほうがいいです。これがまだ出ないなんていうのは研究機関の怠慢ですよ。厚生省の怠慢かもしれない。ですから、これはほとんどとやるべきだ。

〇西川政府委員 窒素化合物につきましては、これは農業のほうに被害を及ぼすことは、ある程度までははつきりしているわけでございますけれども、

も、現在、窒素につきましては除去技術がございせん。下水道を通しても出てきてしまうというところで、企画庁におきまして、今年度におきましては窒素を重点的に取り上げていく。それから農林省のほうにおきまして、畜産あるいは食品その他の排水がからんでまいりますし、それから尿なんかからも出てくるわけでございます。そういうものを研究いたしまして、それによつて方途がきまりましたら、窒素化合物についても規制を加えたい、こういうふうな考えます。

〇島本委員 窒素化合物は有毒物質ですけれども、それも技術的な立ちおくれのために今回はだめだ。臭魚の原因の海域の油分についても、測定方法が確立されないで今回は見送りだ。全部いいのかわかるとしたら、この辺にまで、まだ技術の立ちおくれがあるということがわかりました。そうなりますと、技術的な究明の立ちおくれ、それと同時に水質汚濁の技術的な解明と技術開発、これは大臣、今後やっていかないとだめだ、こういうようなことに相なつてまいりますね。この点は大臣、ひとつ十分御検討願つて、残りの川の適用することとあわせて、これは重大な一つの案件になりますから、どうぞこれに対する特段の配慮というのか、これはしなければならぬです。お聞きのとおりでありますから、ひとつこれでピリオドを打ちたいのですが、決意を承っております。

〇佐藤(一)國務大臣 どうも水質関係につきましては、おっしゃる通りに、まだ技術の立ちおくれがあります。全力をあげてこの関係の技術開発ということを進めなければならぬ、こう思っております。

また、いま御指摘のように、水域につきましても、できるだけすみやかに指定を拡大してまいりたい、こういうつもりでございます。

〇島本委員 厚生省もせっかく来ておりますし、厚生省に、水の問題と関連して、ぜひとも聞いておかなければならないことがございます。

それは、いま経済企画庁のほうから、いろいろ基準値の決定についての発表があったわけでありまして。特Aというふうな表現もあり、これはなかなかいいようであります。しかしながら、これは私も心配しておつたのでありますけれども、あるいは連絡官庁といわれ、総合官庁といわれ、調整官庁といわれる経済企画庁であります。そうなりますと、せっかくきめても、個々の省の権限で動かすことができない。そうすると、これを実施させるためには、今後相当の決意とともに具体的にこれを動かす方法の検討も必要だ、こういうふうに思うわけです。告示だけしておいてもいいということにはならないと思つて、今後はやはりこれを閣議にかけて決定し、各省大臣に対しての協力を強力に求めるといふようなところにまで、水に関してはやっていってもいいんじゃないだろうか。

それと同時に、汚濁されたものとあつた始末、これが大事ですけれども、まだ汚染されない水域に対して今後は積極的に対策をとつて、再び汚水対策を講じてくれないようにいまから措置しなければならぬ、こういうふうに思うわけでありまして。大臣には、私自身思ったことを率直に申し上げました。いまの点をあわせて、強力に今後がんばつてもらいたいと思つて、いいですか。

〇佐藤(一)國務大臣 特段に努力したいと思つて、

うなところもあるのですか。これは国定公園にしながら、重大なる公園管理の責任をサボつておることになつてしまふやうありませんか。もしほんとうなら、これは問題ですね。

〇内田國務大臣 もしほんとうだといひますならば、島本先生のおっしゃるとおりでございます。国立公園あるいは国定公園の構想というものは、公害対策よりも一歩先に進んでおりまして、公害対策の必要のないような自然的環境を初めから保存しておこう、そして人間が人間として親しめる環境というものを初めから保存しておこうというふうな地域でございますので、その地域にある陸上あるいはまた水面というものが、お話しのように汚濁されておるような状況になりますと、これは自然公園としての存置の意味が全く失われますので、何よりも先にそういう水域、つまり湖水につきましては、経済企画庁とも御相談をして、先ほど来御議論にありますが、水域指定について調査をしていただくなり、また水域指定の決定の有無にかかわらず、それらの水域に対する排出基準というふうなものを、いままでの水質保全法あるいは今回改正される水質保全法に基づきまして十分順守させる。排出基準等がない場合には、その所在の地方公共団体等を指導いたしまして、仮基準でも何でもつくらせまして、おっしゃるような事態がないよう措置を講じなければならぬことは、当然のことでございます。ひとつその地域を調べさせることにいたします。

〇島本委員 ほんとうにその意気込みでやつてもらいたいと思つて、

厚生大臣にもう一つお伺ひいたしますが、先般来公害紛争処理法案を審議してまいりました。その中でいろいろ問題が出てまいりました。そうして、その中で通産省関係と厚生省関係が、対公害の問題ではわりあい一致してこれに当たつていふというふうな点がわかつてきたのであります。私はそれは一つの進歩だ、こういうふうなことをはつきり申し上げておきたいと思つて、それが敢行的であつてはならない。こういうふうなこ

が一つの要素だ。私聞いたところによりますと、四十一年から始めて、今度大型のいわば脱硫装置が、三菱重工と中部電力によってでき上がった。しかしながら、そのパテントは三菱重工にある。こういうようなことからして、国際公害シンポジウム参加の外人あたり、なかなか納得できないようなことであつた。こういうようなことが先ほどわかつたわけです。そういうようなことから、通産大臣にいろいろ質疑がございました。その中で、これをやる際に内田厚生大臣も一役買つて、応援してつくれたのだということもわかつたのであります。そうすると、いままで七億もかけてやつて、全部企業のはうでこれを利用し、脱硫の装置をして、今後公害を排出しないようにする、これまでは、私もいいのです。かてて加えて、税制上、財政上、またいろいろの恩典もあるほかに、今度の場合、脱硫装置をつけた企業に原油の輸入関税一キロリットル当たり三百円軽減する、こういうようなことになっておるわけです。いわば二重の恩典ということであります。

しかし公害の被害者、これを救うのは厚生大臣であります。そうすると、そつちのほうに対しては、昭和四十四年六月二十五日に医療救済法成立の際に、当時の斎藤厚生大臣は、患者の生活保障、休業補償は前向きに取り入れよ、こういう質問に対して、本法案実施の状況をよく見きわめて、十分検討し、改正いたしますというような答弁があつたわけでありまして。そうすると、本年に至つて、片や通産省関係のほうはでき上がった。大臣の陰ながらの応援によつてもこれができたわけでありまして。そうして二重の恩典に浴しているわけでありまして。ところが、大臣の本来やらなければならぬ患者の救済の措置、これについては生活保障と休業補償、これは今回の救済の中からのがれてしまつたわけでありまして。これはなかなか残念だと思つておりました。いろいろな準備ができなくてこれが入れられないのか、それとも入れるのが適当じゃなかつたのか、これは厚生大臣としては十分考えなければならぬ問題だと

思つたわけでありまして。これについてどうも少し一貫性を欠くように思ひますので、この際大臣からはつきりしたことを承つておきたい、こう思つて質問するわけでありまして。

○内田国務大臣 公害にかかわる健康被害の救済に関する特別措置法ができまして、当委員会からも附帯決議がございまして、いま島本委員からおっしゃられるような意味の御要望がございましたことを、私も受け難いではあります。まことにこともつともなことだと思ひますが、これは御要望のとおり一足飛びには実現できないのであります。少なくとも四月から始まりました四十五年の予算措置におきまして、この特別措置法できめられておりますところの医療手当、介護手当等につきまして一歩前進をさせることになりました。たとえば介護手当におきましては、従来は、費用のかつた日数において一日三百円というようなことで支払つておつたようでございますが、それを百尺竿頭一歩を進めて、若干ゆるやかにいたしました。そして、これはいい例ではございせんが、原簿特別措置法の例なども参照をいたしまして、その金額並びに金額の決定のしかたをかなり緩和をさせることにいたしました。

また、金額のことばかりでなしに、介護手当のほか医療手当も含めまして、従来所得制限がかなりきつたようでございますが、これにつきましても、かなりの所得制限の緩和というものをやる体制が決定をいたしましたので、この四月からそういう線で実施をいたします。

その他の事項につきましましては、この法律ができましてまだ幾ばくもたつておりませんので、法律施行の状況を見ながら、逐次改善の方途を検討いたしてまいりたいと思ひます。

○島本委員 せっかく大臣がそういうように報告をしてくださいまして、所得制限も緩和した、こういうようなことでございまして。緩和されて大いにつけていこうなものでありますけれども、もともと、所得制限というものは、救済的な性格からきたものでありますから、救済的な性格がない限り賠償の

一部分であるから、所得制限は考えるべきじゃないかというのがわれわれの主張だつたんです。ところが、依然として、おまえら貧乏だから救つてやるんだ、こういうふうな考え方の上に立つてそれにつけていこうと自分が問題なんです。公害に対する被害者ですから、おまえら貧乏だから救つてやるんだ、こういうふうなことがないはずなんです。賠償額の一部なんだ、こういうふうなことの考え方がなければならぬはずなんです。所得制限が緩和されるのはいいんですけれども、これは撤廃されるほうがないんです。それをもちつて誇りにしてはな困るのです。そうでしょう。もう一回……

○内田国務大臣 私もおっしゃるとおりだと思ひます。私の記憶に誤りがなければ、先ほども述べました公害健康救済法の成立の際の附帯決議におきまして、所得制限のことについてもいろいろの見方、異論があることも一応取り上げられた文章を添えてではあるが、前向きに検討せよという文章にたしかになつておつたような気がするのであります。その辺のこと私も私どもは含んで、今回とりあえず一歩前進をいたしました。救済措置というものは応急の措置でございまして、つなぎの措置で、原因者がはつきりいたしましてすれば、原因者のほうから当然なされるべき救済の措置をさせるわけでありまして、それをも否定するといふつなぎの措置ではございせん。

つなぎの部分の原因者から返さる分、したがって、そういう意味のつなぎの場合におきましては、御承知のように、いろいろのところからお金を集めてやることだし、元来、本来の救済制度そのものじゃないので、なるべく本格的な措置へ十分な課題を残しておくというふうな意味合いもございまして、このようないやうなつなぎの所得制限というものを置いたように私は思ひますので、その辺も承知の上で、今後私どもも善処いたしてまいりたいと思ひます。

○島本委員 要観察者に対する措置は、こういうようなことであります。これは十分期待した

んですが、厚生省の事務当局、要観察者に対しては、あの当時の言明どおり十分措置してあります。か。

○城戸政府委員 いまおっしゃいましたのは、カドミウム中毒による要観察者だと思ひますが、カドミウム中毒に対しては、従来のようなイタイ病といふような、骨の奥まで病変が及ぶというふうなことでない段階で中毒症状をあらわして、鑑別診断をいたしたいということで、現在鑑別診断に関する研究班を設けてまして診断を進めている状況でございます。別個、カドミウム中毒としての診断ができるということでございまして、それを切り離しまして、健康被害救済特別措置法の疾病名として取り上げるということも可能でございますので、一にそういう診断の技術と、また具体的事例が出るか出ないかにかかつておるわけでございます。その正式の結果を待つて善処したい、かように考えております。

○島本委員 いま大臣から、医療手当や介護手当等についても十分その内容を検討し、一歩前進した形でこれを実施いたしました。こういうふうになつておりますが、じゃ医療手当は、これは来年度金額の点で引き上げるべく当然考慮する、こういうふうなことになるおつたわけですか。来年度というのは本年度のことです。そういたしますと、医療手当に対する金額の点の是正、これは今回できましたか。

○城戸政府委員 これは先生御承知のように、去年の十月から施行というのがおくれています。ことの二月になつたわけでありまして。そういうことでございまして、とりあえず従来の水準でスタートいたしました。その結果を待ちまして、また将来の問題として検討しよう、こういう考え方でございます。二月すでに予算が済みましたあとに、制度としてスタートするといふような本年度の状況でございまして、改善は行なわれておりません。

○島本委員 大臣、行なわれていないじゃないですか。

○内田国務大臣 私の申しましたことばが足らなかつたのかもしれないが、介護手当において引き上げました。そして介護手当並びに医療手当につきましては、これは介護手当の引き上げとは別に、所得制限の緩和をいたした、こういうことになりまして、介護手当のほうは金額そのものも上がるし、所得制限のほうも高いところへ持つていって緩和する、医療手当のほうは所得制限が緩和されるだけであって、医療手当の金額そのものは、現在のところではまだ改善されていないが、これは引き続き私も心得ておいて、この改善は今後検討してまいる、こういう意味で申しました。

○島本委員 それでは、大いに努力するのはいいのですよ。ただ、これはまだまだ足りないから激励するのです。やる前に努力してくださいよ。介護手当は、原爆の場合はどういふように出ておりますか。これは事務局……。

○城戸政府委員 原爆被害者の場合には二つに分かれておりまして、認定被害者に対する部分が五千円、それから特別被害者全員に對するものが三千円、名称は、特別被害者の場合には健康管理手当、こういう名称になっておりますので、私もはその辺を考へまして、入院の場合四千円、通院の場合が二千円、こういうような金額をきめておるわけでありまして。

○島本委員 ちょっと間違つていたら訂正してください。本年は、予算措置等について、原爆被害の場合と比較して、公害の被害者救済法によるところの救済の介護手当は、多いのですか、少ないのですか、同じなんですか。

○城戸政府委員 失礼いたしました。介護手当につきましては、原爆被害者の場合と全く同一步調で昨年度もやっておりますし、今年度以降も同じような形で持つていきたい、かように考へております。

具体的な構想としましては、現在介護日数一日につき三百円、非常に限定的にやっておりますのを、介護日数に應じまして一カ月を三段階に分ける。二十日以上、十九日以下十日以上、九日以下、こういうぐあいに分けまして金額を支給していく、こういうような弾力的な運営のできる体系に改めたいと思つております。なお、金額は、二十日以上の場合は一万円、十九日以下十日まで七千五百円、九日以下五千円を一応予定いたしております。

○島本委員 それはいいと思いますが、医療手当の場合は、原爆の場合と比較して……。

○城戸政府委員 医療手当の場合が、さつき私が間違つて申し上げましたように、向こうのほうは認定被害者と特別被害者と二つのグループがありまして、認定被害者に対しては五千円、それから特別被害者に対しては三千円という金額になっておるわけでありまして。

○島本委員 公害の被害者に対してはどういふうになつていますか。

○城戸政府委員 私どものほうは、入院の場合が四千円というところでございまして、これは八日以上の場合が四千円、七日以下の場合が二千円、こういうような金額に水質関係がなつております。大気の場合には、通院の場合には……失礼しました。いまは入院の場合にございまして。通院の場合には、大気の場合は二日以上、水質の場合が八日以上ということに条件にしまして、いずれも二千円、こういうことになつております。

○島本委員 そうすると、今回の場合、特に原爆の場合は月五千円と三千円とありませんか。水の場合には、これを三千円と二千円と、下げておるのです。水の場合は、経済企画庁の調査もおくれているから、被害者に対しては、原爆の場合よりも千円ずつ下げたのですか。

○城戸政府委員 原則として、従来は大気汚染系の疾病につきましては、通院の場合はやらないといふことで、昨年度は私も国会等でも答弁申し上げておたわけでございますが、その後いろいろ事情等もわかつてまいりましたので、特に通院の日数の長い者につきましてだけ、大気の場合もやつていこうということでございます。

（島本委員「三千円か」と呼ぶ）三千円は原爆の場合でございます。私どものほうは四千円と二千円の体系でございます。

○島本委員 認定だとか特定だとか言つていながら、公害の場合は原爆の被害者の場合よりも下がつておるといふことは、どうも私は理解できない。ばい煙の場合は、厚生省がちゃんと全般的に総点検をしてやつておるのに、水質関係の経済企画庁がもそもそして、これからだといふから、被害を受けた人の手当が少な過ぎるではないか。これは経済企画庁の怠慢だ。厚生省も、こういうふうにして差をつけてやるのはよろしくない。原爆を基準にしてやつたなら、せめてこれと同じところまでやつてしかるべきだ、こういうふうな思ひます。今後これは努力すべきではありませんか。ことに大型プロジェクトの脱脂装置に對しては二重の恩典を与えておるわけでありまして、この被害者に対する救済の休業補償だと生活保障、こういうような問題についても、今後特段の熱意をもつてこの補償に当たるようにやつてもらいたい、こう思つております。これだけは私どももふんまんやる方ないのではありませんから、ひとつこの点だけは大臣、あなたも死ぬほどがんばらなければいけません。

○内田国務大臣 御激励を受けまして、私どももできる限り改善につとめてまいりたい所存でございます。

ただ、先ほど来申しますとおり、この公害被害特別措置の支給金というのはあくまでもつなぎの金でございますので、そのつなぎという性格によつて荷を軽く考へておるというふうな考へ方ではない、考へておるようでございます。たとえば、水質からくる被害につきましても、水俣病などにつきましてはもう会社側がその責任を認めておるのであります、一部訴訟をいたしておるチームもございまして、他の方は厚生省のあつせんといひますか、あるいは和解の仲介といひますか、そういうことで会社と患者の家族との間に入

りまして、遠からずこれらの救済措置も、会社側の負担で本格的な措置ができるというふうな見通しもございまして。また従来も、すでに昭和三十何年か、水俣病患者につきましては会社側の責任による措置もいたしておりますので、そんな関係もありまして、これはあくまでもつなぎの措置で、いづれつなぎをみな返してもらつて、初めにさかのぼつて会社側で本格的にめんどうを見る、こういうふうなことになることであるけれども、一方におきましてこのような金額が出ていと思ひます。しかし、これから水の被害も、経済企画庁が環境基準をつくつたり、また本格的に水質汚濁の公害対策に乗り出すことにもなりますので、それらと歩調を合わせながら、島本委員がおっしゃることにつきましては、つなぎの救済措置といへども、できるだけのことを本格的にはかつていくように努力をいたす所存であります。

○島本委員 同時に水質保全について、これは厚生省との関連において、大臣は先般三月二十九日でしたか、清掃法の改正の検討、こういうふうなことを発表されたのであります。これは廃油だとかいろいろ必要になつたところのごみ、最近のいわば都市産業廃棄物、こういうふうなもの、一つの特異性からして、やはりそういうふうな発想に相なつたものだ、こういうふうに思ふのであります。これは水質の汚濁公害が急激に多くなつた現在、やはり水にも重大な関係のある問題なんでありまして。

現在の清掃法が制定されたのは昭和二十九年です。二十九年ごろは、公害問題があまり大きな社会問題として提起されておるころではなかつたのであります。しかしながら、水質汚濁の原因、こういうふうなもの、その当時はほとんど工場、排水だとか汚水、こういうふうなものに限定されておつた、こういうふうに考へてもよろしいような時代に過ぎ上がつた法律であります。

しかし、最近の高度経済成長によつてもたらされたいろいろな都市公害といわれまふ産業廃棄物、こういうふうなものの処理とあわせて、今度

は尿処理場や下水処理場、こういう処理能力を十分發揮させても、こういうようなものをなお川へ流したりして、十分処理されないまま水質汚濁の原因にもなっている、こういうようなことが方々にあるわけなんです。したがって、河川、海洋、こういう方面に投棄処分をする、こういうようなことさえも国のほうで認めておたという時代なんでございまして、いまも同じにしておくと、これは陸がよごれるだけでなく、海の水、川の水も全面的によごれることになるのであります。河川法に対しても、重大な検討がいまこの議会でなされたところであります。そうしますと、それを総括する意味においても、清掃法の体制の強化、こういうふうなものが、やはりいま取り上げられなければならない重大な時期ではないか、こういうふうなふうに思うわけであります。そういうようなこととあわせて、やはりここに大臣も、清掃法の一つの「目的」、こういうようなものを公害基本法の精神に沿うように、これは十分改正してしまふべきではないか、それから海面への投棄についても厳重な規制を行なつてもいいのではないだろうか、同時に投棄を禁止する、こういうような地域をあらかじめ考へて、総合的に清掃法を考へ直さなければならぬのではないか、こうも思うわけであります。

大臣の今回のこの発想は、われわれはほんとうに期待して待つておるところなものであります。このごみ公害を規制する意味において、厚生省の清掃法の改正を検討したという快ニュース、ひとつこの内容等々について明らかにして、今後の実施のプランを明らかにしてもらいたいと思う次第でございまして。

○内田国務大臣 一面におきまして経済の高度化に伴ひまして、単に家庭のごみとか尿尿とか、あるいは家庭下水というのみではなしに、いわゆる産業廃棄物というものが非常に大量にのぼつてきておりますので、これらの処理ということ、今後私どもに課せられた大きな課題になつておるといふことと、それからもう一つは、いま島

本委員から仰せられましたように、現状に即して清掃法がカバーしている海面などの規制の範囲が欠けているところもあるようであります。しかし、清掃法の及ばない海面などにつきましては、現在でも港則法とか、あるいは港灣法とか、そういうものの適用対象にはなつておるところもございまして、そちらの面からの規制はできるわけでございますけれども、いづれにしても一貫性がなくいふにも思ひますので、したがって、それらの関係の法律等もさらに検討をいたしまして、いま申しました二つの事態に対応して、清掃法というようなものの改正にいかけるのか、あるいはまた別の構想で新しい立法でもしなければならぬのか、そういうことも頭に置きまして、御説の厚生省に置かれております生活環境審議会に、この問題についても専門的な意見の開陳形成を求めておるわけであります。いづれにしてもこれは放置し得ないことでございまして、生活環境審議会の答申が出るまでといえども、たとえば現実には地方において、それらの施策に対応せんとする計画などがあります場合には、国から年金の還元融資等の方法を取り入れてまして、善処してまいることにいたしておる次第でございまして。

向もあるようですが、それならいいけれども、拡大解釈をして、住民全体から、国民から取るというようなことにしないような警戒がまず必要だ。それだけは厳重に念を押しておきたい、こう思うわけでありまして。あくまでも公害発生源が最後まで負担するのがたてまえですから、それに対して国民全体が負担するんだ、こういうことに往々にして持つていかれがちですから、これは大臣としてはほんとうに戒心しておいてほしい、こういうことであります。

も、その前処理の問題とか、いろいろの問題がございまして、あるいは処理しにくいプラスチックの問題等々ございまして、関係省庁とも連絡しました上で、今後積極的な検討を進めてまいりたいと思つておるわけでございまして。

なお、当面の行き方としましては、大阪でもうすでに今年度から産業廃棄物の処理をやりたいといふこととございまして、特別地方債のワクの中にこのための八億の計画ワクを組み込みまして、本年度からスタートできるように処置してまいりたいと思つておりますが、その場合では実施主体が市になります関係で、関係の市町村から地方自治法第二百五十二条の十四の規定によりまして事務の委託をするといふことで、とりあえず処理してまいりたいと思つておるわけでございまして。

○島本委員 それと同時に、都市の産業廃棄物対策については、やはり現在あらゆる方面で、たとえば自治省でも、河川の取り締まりをしている建設省でも、もちろん通産省でも、厚生省はその大元締めとして、各省庁にわたつて、この問題は、ほんとうに頭の痛い問題になつておるわけでありまして。これに対しても、やはり清掃法の改正を機会にして、何か一つの方策をはっきり出すのでなければ、高度経済成長政策のたたらすところ、これはほんとうに無制限にはびこるのがごみですよ。いわゆる化学的なごみです。これを一つの資源にしてやる方法は、通産省で考えなければならぬ。しかし、それまでの間は、このごみを処理するためには、あなたがいま言った一つの発想の中にあるような、こういう清掃法の改正によつて企業から金を取るようにしてやりたいという意

○島本委員 それから、同時に公害に対する対策の中でも、いわば農薬の取締法の改正強化、こういうようなことも一つ大きな問題として今後あらわれてくるのではないか、もうあらわられてくるのではないか、こういうふうに思ひます。最近農薬の空中散布、こういうふうなことからして、劇毒性の農薬は禁止されたのでありますけれども、依然として弗素系とかフェノール系の農薬がいまだに使用されている状態である、こういうようなことを聞いておるのであります。まことに残念でありますけれども、厚生省あたりでも、この農薬が食べものの連鎖の過程での濃縮計数を徹底的に究明しない限り、次々と同じような被害が起きてくる、こういうことに相ならうかと思ひます。したがって、人体並びに水産動植物に毒害を及ぼすような劇毒性の農薬、こういうふうなものに対しては使用を禁止するようにした方がいいのではないか、こういうふうに百尺竿頭一步を進めて考えるわけなんでありますけれども、こういうふうな点については、農林省並びに厚生省のほうでは、こういう農薬に対していまだどういふ対策をお持ちでしょうか。

○内田国務大臣 農薬につきましては、一応農林

○島本委員 それと同時に、都市の産業廃棄物対策については、やはり現在あらゆる方面で、たとえば自治省でも、河川の取り締まりをしている建設省でも、もちろん通産省でも、厚生省はその大元締めとして、各省庁にわたつて、この問題は、ほんとうに頭の痛い問題になつておるわけでありまして。これに対しても、やはり清掃法の改正を機会にして、何か一つの方策をはっきり出すのでなければ、高度経済成長政策のたたらすところ、これはほんとうに無制限にはびこるのがごみですよ。いわゆる化学的なごみです。これを一つの資源にしてやる方法は、通産省で考えなければならぬ。しかし、それまでの間は、このごみを処理するためには、あなたがいま言った一つの発想の中にあるような、こういう清掃法の改正によつて企業から金を取るようにしてやりたいという意

○島本委員 それと同時に、都市の産業廃棄物対策については、やはり現在あらゆる方面で、たとえば自治省でも、河川の取り締まりをしている建設省でも、もちろん通産省でも、厚生省はその大元締めとして、各省庁にわたつて、この問題は、ほんとうに頭の痛い問題になつておるわけでありまして。これに対しても、やはり清掃法の改正を機会にして、何か一つの方策をはっきり出すのでなければ、高度経済成長政策のたたらすところ、これはほんとうに無制限にはびこるのがごみですよ。いわゆる化学的なごみです。これを一つの資源にしてやる方法は、通産省で考えなければならぬ。しかし、それまでの間は、このごみを処理するためには、あなたがいま言った一つの発想の中にあるような、こういう清掃法の改正によつて企業から金を取るようにしてやりたいという意

○島本委員 それと同時に、都市の産業廃棄物対策については、やはり現在あらゆる方面で、たとえば自治省でも、河川の取り締まりをしている建設省でも、もちろん通産省でも、厚生省はその大元締めとして、各省庁にわたつて、この問題は、ほんとうに頭の痛い問題になつておるわけでありまして。これに対しても、やはり清掃法の改正を機会にして、何か一つの方策をはっきり出すのでなければ、高度経済成長政策のたたらすところ、これはほんとうに無制限にはびこるのがごみですよ。いわゆる化学的なごみです。これを一つの資源にしてやる方法は、通産省で考えなければならぬ。しかし、それまでの間は、このごみを処理するためには、あなたがいま言った一つの発想の中にあるような、こういう清掃法の改正によつて企業から金を取るようにしてやりたいという意

省の所管のもとに農薬取締法というものがあつて、これは私が調べてみますと届け出制のようでございます。届け出制ではございませうけれども、実際の運用は許可制と同じようにやっております。届け出をしますから、その限りにおきましては、その届け出を受理するという際に、農林省がいろいろの見地から規制をいたしておるようでございます。また厚生省といたしましては、それが農薬であるが、あるいは工業薬品であつても、御承知の毒物劇物取締法という法律に基づきます毒物、劇物の指定をするわけでございまして、先般ジャガイモとかサツマイモなどに農薬として水銀が用いられておつたというようなことで、大問題を起しました。これなどにも赤い着色をさせておる。この水銀につきましては、もちろん毒物劇物取締法の対象として、その取り扱いを厚生省の見地からも規制をいたしておるところであります。

先般同じような御質問が、予算委員会におきまして農林大臣にもございました。農林大臣といたしましては、農薬の取り扱いにつきましては全面的に検討するということをお話でございまして、たので、今後人体に及ぼす健康、衛生等の見地から、私のほうからできる限りの御協力を申し上げて、農薬について御心配を根絶するようにしたいと思ひます。

また、一部の農薬が、家畜の飼料等を通じて家畜の体内に入る、それがまた家畜の乳肉というふうなものを通じて人体に入る危険性等につきましても、厚生省のほうではさかそくその関係の専門機関で調査をいたしておるところでございます。ことに私などの耳に入つておるところによりますと、D D T はもちろんのこと、B H C も国内向けの生産は停止をしておるというふうな状況であることも聞いておりますので、B H C に限らず、今後農薬につきましては、私どもも農林省とともに、その危険防止に最善の努力を払わなければならないと思ひます。

○遠藤説明員 農薬関係の取り締まりにつきま

て、先般も多少申し上げましたが、説明をいたしますと、農薬は、製造、販売につきましては登録制度になっております。これを製造し、販売しようとする者は申請をいたしまして、届け出だけではございませう。農薬検査所で検査をいたしまして、その上慢性毒性等につきましては、さらに厚生省と協議をいたしまして、厚生省のオーケーが出たところで許可するようになっております。そしてその際に、人体あるいは水産動植物等に著しく被害を与えると思われるようなものは、その段階で一たんチェックをして落とすようになっております。

それからもう一つ、先ほど来のお話にございした農薬でございますので、どうしましてもやはり毒物、劇物というのがあるところだからございします。毒物は二割以下と思ひますけれども、かなりございします。そういうものを逐次無毒ないしは低毒性のものに切りかえつつあります。御承知のようには有機燐剤の大部分を取りかえ、有機水銀剤も種子用以外はほとんどありません。それから先般 B H C、D D T の使用法につきましても相当厳重な規制をいたしました。その他そういう規制をいたしまして、厚生省で定めてくださる許容基準に指定されます基準以下に散布をした結果が下らないというものは、逐次使用禁止をしていくというふうになっております。

それから魚族あるいは水産植物に對します被害につきましても、農薬取締法で、各毒性の段階に応じて、四つほどに分けて規制をいたしております。一番きつた規制になっております特定農薬につきましては、都道府県知事をお願いをいたしまして、都道府県知事が地域と使用期間を定めてやる、もしそれをやらない場合にはいろいろの罰則もございします。そういうふうなやつこの規定で取り締まりをして安全を期しております。なお、指導につきましては、先般も申し上げましたけれども、各県の指導普及員等を通じて

極力改善につとめていくということであります。

○島本委員 今回の公共用水域の解釈の中には河川、湖沼、そのほか沿岸の水域あたりも全部入る、こういうことは御承知のとおりなんでありませうけれども、川にしてみても先ほどの議論で御承知のとおり、具体的にこれを清潔に取り締まる段階で、いまだに政令が実施されておらないという状態、罰則についても同様だ。そういうようなことからして、いま公共用水域の規制を、発生源にさかのぼって大いに規制するような措置を講ずるという法律案を出した。しかしながら、末端のほうへ参りまして、それが何ら功を奏しないということがあつては困るのであります。一番末端は海ではなからうか、こういうふうな思ふわけでありませう。そうなりますと、今度海上における油濁の防止体制の拡充強化、それから屎尿だとか、こういうふうなもの、河川、沿岸海域投棄に対する取り締まりの厳正、それと監視体制の強化、もちろんこれに対する罰則は当然であります。こういうような警備体制の強化というものは当然必要であります。以前油濁防止法案が通つた場合には、監視体制は手技かりは一切ない、当時の大橋運輸大臣がこの席上ではっきり言つたのであります。それがこの席上ではっきり言つたのであります。それは持続されておるものだ、こういうふうに私も考えるのでありますけれども、この海上の公害取り締まり体制は完全なものであつた。いま言つたように、最後はその方面まで行つてしまふわけでありませう。これは以前からの言明とあわせて、この監視体制は強力にしておかなければならぬ。この一つだ、こういうふうに言われるを得ないので、さかそくこの機会でありませうから、ひとつこの体制等について、水産庁の次長も来ておられるようですから、はっきり表明をお願いしたいと思います。

もう一つは、漁港法がございしますけれども、漁港法によると、「漁港の区域内の水域において、工作物の建設、土砂の採取、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面の一部の占用をしようとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。」または大臣の許可を得ないでそれらの行為をした者に対しては三万円以下の罰金に処する、こういうふうにはつきりあるわけでありませう。これも最近は何かしり抜けになつておるというふうなことを聞くのであります。最近の漁港関係の汚水のはらん、そういうふうな情勢を聞くにつけても、さかそく漁港法があつても、水質関連法としてこういうものが存在をして罰則まであつても、いまだかつて罰則が一つも適用されないというふうな状態では、まさにこれはしり抜けもいふところでありませう。この漁港法が完全に行なわれているかどうか、それとあわせて海上の公害取り締まり対策の強化はどういうふうになつておるのか、これをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○藤村政府委員 海上におきまます公害の監視というのは、水産庁は直接行なつておりません。水産庁で行なつておりますのは、水質が悪くなるかどうかという自衛的な監視でございまして、数カ所の重要海面につきまして水質の監視を行なつております。取り締まりにつきましては、水産庁のほうでは行なつておりません。

それから漁港法につきましては、私ちょっと答えを用意しておりませんので実態はわかりませんが、後ほど調べて御報告したいと思います。

○島本委員 これは、完全な答弁をしようと思ひます。やはり実態に即して、データによつてやる、こういうふうなのが当然皆さんの心がまえとして了承できます。しかし、私が聞いてゐるのは、こういうふうな漁港はどこへ行つてもきたないのですよ。きたないけれども、きたなくした場合には罰則もあるのです。漁港法によつて、これは農林省、農林省のほうでは水産庁、こういうふうなことになる。直接の管理者は、やはりこれに對して大体どういふふうな情勢になつておるのかというぐらゐの管理は当然してゐるはずですよ。いままで汚濁を目的に罰則を適用された例がござい

か。
○農林政府委員 漁港につきまして、汚濁による罰則を適用されたということは聞いております。

○島本委員 やはりこの問題は、問題があるように思います。その問題のよって来たところは、厚生省になるのじゃないかというように思うわけでありまして、これはいかに環境基準の最終目標をきめて、またこれを設定したにしても、水質基準が必ず達成されるように、すべての汚濁原因を厳重に規制したとしても、現在の法令の改正その他によっても、最後まで残るのは尿尿と下水の処理場、こういうようなものの完備のいかんが残ってしまうわけでありまして、おそらく漁港に対しての取り締まりが不十分だということはいなめません。これはやはりその発生源に対しての指導と監視は、もっと厳重にすべきが当然であります。しかし、あそこへ注いでいるのは都市下水であり、それからとりもなおさず尿尿関係のものもいつているとするならば、これはやはり一つの被害者に水産庁もなるわけでありまして、そこは十分考えて対処しなければならぬと思うのです。

厚生省もそういうような点では十分考えて、今後水をよごさないために、基準の実施を強行させるために、ひとつ経済企画庁にこの計画を実施させるために協力してやらなければならぬ、こういうふうに思うわけです。

漁港の問題一つとらえてみましても不完全です。いまだ大臣が来る前に、いろいろと関係立法または受けざるにかなうような法律案に対して検討を行なったのですが、全部これは不完全です。ですからそういうように、最後に残るのは厚生省、尿尿と都市下水の処理の問題にかかってくるわけですね。そうなりますと、それを待つてようやく水質の保全ができるというふうなことになるわけでありまして、厚生省におきましても、ひとつ各省とともに手を携えて、この水質保全のためには一段の努力をしなければならぬのじゃないか、こういうふうに思うのです。いろいろ聞いて

てみましてもやはり最後に残るのは厚生省です。ですから厚生大臣、あなたの責任はまことに重大で気の毒ですけれども、きょうも病気がんセンターに行つてこられたというのを聞きまして、しかし、今後そんなことを気にしないで、大いにあなた自身の職責を全うするためにひとつがんばつてもらわなければならぬ、こういうふうに思うわけなんです。この点等についてもう一回あなたの決意を……。

○内田国務大臣 島本委員がおっしゃるとおりでございます。国民の健康なり生活環境を清らかにする最終の責任は、すべてこれ厚生省にあるわけでありまして、ありますから、それを達成する手段につきましては、あるいは建設省にお願いをしなればならぬものもあり、あるいはまた通産省、運輸省にお願いをしなればならぬものがあり、私どもは厚生大臣に就任当時は、ほんとうに公害の発生防止をやるためには、厚生大臣みずからが公害発生源をすべて所管しなければできないとちよつと思ひ込んだこともございます。

しかし、さらに考えてみますと、厚生省がそういう発生源の規制の権限というものを全部持つてしまひますと、これは各省が楽になつてしまつて、全部厚生省におつかふせつということになりまして、むしろ、私どものほうは責任を持つけれども、しかし、その公害防止のための手段の一端は、みなそれぞれ各省に負つてもらうという現行法の仕組み、それも非常に意味があるのではないかと。そのかわり警務の役割や協力のお役目は、それがどの省の仕事であるかと、また単に空気とか水とかということばかりでなしに、いまお話しは農業であろうが、他の物質であろうが、私どもは、国民の健康生活ということから、重大な関心と、また最終的しりぬぐいの責任は持つて立ち向かつていこう、こういう気持ち、これは、私どものみならず、省の職員全部にひとつ持たしてまいるつもりでありますので、どうぞひとつ当委員会からよろしく御指導、御鞭撻を今後ともお願いを申し上げます。

を申し上げます。

○島本委員 実際のところ、私もだいぶ疲れてきました。しかしながら、やはりやるだけはやつて終わらないといけませんので、ひとつ大臣に重ねてこの要請しますが、やはりさつき言ったとおり、各省ばらばら。ばらばらのうちの最大のばらばらは厚生省。というのは、いまの大臣の考え方があるからです。あなたの場合は遠慮しないで、やつてもやつても落ちこぼれるものは公害対策なんです。各省のためにやつたら気の毒だというそういう考え方がむしやに奮勇をふるつても、これはあなたにむしやに奮勇をふるつても、これは完全だといふところまではいかないわけですが、いまの経済体制の中で国が栄えれば栄えるほど公害も太つてくるのですから、それを一生懸命にあなただけで制止して、制止すればするほど日本のほんとうの経済的な発展につながるものなんだ、それを各省にまかせることによって被害を受けるのは国民なんだ、こういうふうなことになる。あなた、何も遠慮することないのです。この点だけは先頭に立つてやってください。そのためにも、経済企画庁——経済企画庁はいまの場合には総合官庁といつていろいろのことをやつても、権限になつたら個々の省庁が持つのですから、これはなかなか広くない。そういうふうな場合にはひとつ一緒になつてこれを鞭撻するのがあなたのつとめにもなる。ひとつその点、何も遠慮要りませんから今後やっていたいだきたいと思ひます。私が願うのもおかしいですけども、ひとつよろしくお願ひします。

それとともに、ケリをつける意味におきましても、ひとつ次の点をお伺ひいたします。これはイタイタイ病やそのほかの公害裁判に関する問題です。先ほどは大体明らかにいたしましたけれども、ルートによつて聞きましたので、ひとついままで残しておいた点の締めくくりをいたします。それは、水によるところの被害、すなわちイタイタイ病や有機水銀中毒、その他がござい

ます。しかしながら、この裁判の科学的な知識や研究データの理解力、こういうようなものはますます必要となつてくるけれども、現在の状態の裁判所の機構の中では、原因発生者と疑われる企業と公害病との関係を結びつけていかに立証するか、こういうのはなかなかむずかしいようでありまして、新しい訴訟やテクニック、こういうようなものも、今後はますます必要になつてくる段階であるし、究極的にはいまの世の中にマッチした法律の整備だとか、被害者の救済、そのためのいわゆる公害裁判所の設置なんかも、政治的な解決が——そう望まれるゆえんだ、こういうようなことさへも、いまや世をあげて報ぜられていくわけですね。

そういうふうな中で、これは厚生大臣直接の責任でないかもしれませんが、責任の一端は当然負うわけでありまして、この裁判もずっと長くかかっております。いつ果てるともわかりませんけれども、しかし可及的すみやかに結論を出したい、こういうふうなことでございまして、その点は了承するにやぶさかではございません。しかし、いまのように原因と結果、因果関係はつきりしなければならぬんだというふうな考え方をもちまして、今後起きるであろう公害裁判、こういうようなものは特に公害裁判所というふうなものを特設でもしておかないと、裁定権を伴えない現在の紛争処理の段階ではやはり長引くおそれがあるのじゃないか、こういうふうに考えられるわけですね。これは政治的な解決こそ必要なんです。厚生大臣は本務の大臣でございまして、これはすぐやれと言ふことは相当無理のしかることかとも思ひますけれども、せつかくこの裁判にいつている現在の問題もありますから、その解決のためには公害裁判所というふうなものを特設して、こういうふうなもののために全機能をあげて困難な情勢の打開をはかる必要があるのじゃないか、こう思うわけなんですけれども、この点裁判所関係の考え、それと、これは場違いで

あつても——場違いではないかも知れませんが、厚生大臣、ひとつ考えを伺わせてもらいたいと思ひます。

○内田国務大臣　でございますので、今回公害紛争処理法をともかくにもつくりまして、これまで公害裁判所という特別な機能の裁判所をつくったという点でも必ずしもさしきのある問題を、とにかく和解の仲介のみならず、これは裁定権こそ持つておりませんけれども、調停とか、仲裁とかいうようなことで、当事者の間にできるだけ納得のいく解決をつけていきたい、こういうようなことでこの法律案がまず出されたのだと思ひます。

さらに、経済的には、それが和解であれ、あるいは仲裁であれ、解決のつくまでの間の応急的な健康上の被害につきましては、健康被害特別措置法でつなぎのめんどうは見えていく、こういうような制度がようやくこに出てきたということでありまして、これらの二つの法律の成果を見ながら、究極的にはこれはやはり裁判ということにいかざるを得ない、じやどういふふうになつていくかというふうなことも見きわめた上で措置をしていくべきことにはなるのではなからうか、こういうふうにも思ふものでございます。

ともかくにも、今回国会に提案をいたしました御審議をいたしておりますこの公害紛争処理法案の成立に御協力をいただきまして、それによる解決というものの成果を見てまいりたいと、当面は思ふものでございます。

○島本委員　いろいろ質問してまいりました。まだまだこれの質問は尽きません。しかし、きょうは少し疲れました。私自身、これできょうはやめさしておいてもらいたい、こういうふうに思ふわけでありまして、いままでの答弁は全部納得してやめたんであります。きょうは、まだこの問題の続きはあるのでありますけれども、きょうはこの程度で私は質問を終わることにさせていただきます。長い間、どうも皆さん、御苦労さんでした。

○加藤委員長　次は、西田八郎君。

○西田委員　経済企画庁長官がおられないので、基本的な問題についてお伺いしようと思つたんですが、四時になつたら来られるということですが、それはあとに回します。

公害の紛争を処理するというよりも、公害を起こさないということのほうが、私は大切じゃないかと思ふのです。そういう意味で、最近公害罪の創設等が叫ばれてきておるわけですが、今日この公害を防止するために、先ほど答弁を聞いておきますと、十ばかりの法律があるように聞いておるわけですが、その法律の中の罰則の刑量その他について、ひとつお聞かせいただきたい。

○西川政府委員　ちよつと、まだ全部は調べ切つておりませんが、新しい今回の改正法によりまして入つてくる新しい業種でございますが、これにつきましては、へい獣処理場が一年以下、三万円以下の罰金でございます。と畜場法と同じく一年以下の懲役、三万円以下の罰金、それから採石法でございますが、これが一年以下の懲役あるいは十万円以下の罰金、それから砂利採取法、これが一年以下の懲役、十万円以下の罰金、油濁防止法、これが五万円以下の罰金、それから清掃法が五万円以下の罰金、建築基準法が五万円以下の罰金というふうになつております。

○西田委員　大気汚染をさしたり、あるいは水質を汚濁させたりした場合の罪はないのですか。

○西川政府委員　水質汚濁の場合につきましては、水質保全法によりまして基準が設定されています。そういったものと、実地規制は、各種実地規制法にまかせておるわけでありまして、その実地規制によりまして、水質基準を守らないということになりますと、それぞれ改善命令なり、そういう必要な命令が出されるわけでございます。その命令を出されたときに改善措置をしない、相変わらず違反を繰り返しているときに、初めて罰則を適用されることになるわけでございます。

大気汚染のほうは、厚生省のほうの所管でございますが、水質保全法につきましては、そのよう

な体系になつております。

○城戸政府委員　大気汚染防止法の関係は、届け出をすべきときに届け出をしなかったり、あるいはいまだお話ししましたような、命令をした場合に、命令違反、こういうようなぐあいにかかるとうになつておりますが、一番きつい、たとえば十の四の改善命令をかけて、改善命令に従わないという場合の罰則は三十三条にございまして、一年以下の懲役または十万円以下の罰金、こういうことになつております。

○西田委員　そうしますと、この大気汚染をさせた者、あるいは水質を汚濁させた者、あるいはこれらの環境基準を守らなかったという場合でも、その源になつておる企業体は、営業を停止されるとか、あるいは生産を停止されるというような罰則はないわけですね。

○西川政府委員　改善命令を出すとか、あるいは改善命令と同じ性格、改善命令の中で施設を改善させる場合、あるいはその施設の改善ができるまでの操業停止も出される場合がございます。

○西田委員　それでは、いままでにそういう操業停止命令を出された例がありますか。

○西川政府委員　この問題は、各種の実地規制法の問題でございますから、それぞれの所管のほうで、そういう改善命令なり、停止命令を出します。私が聞いておりますところでは、改善命令を出した件数は相当あると聞いております。これはそれぞれの所管省でお答え願ひたいと思ひます。

○内田国務大臣　厚生省で、直接所管ではございませんが、たとえば東邦亜鉛の安中製錬所、これは群馬県安中にあるんですが、亜鉛の製造工場において、そこで発生するカドミウムに対する処理が、工場法ですか、鉱山法ですかの違反であるというところで、改善命令を出したり、それから事業の停止命令を出したり、さらには刑事上の告発もいたしておるといふふうに、思い切つた措置を——ごく最近ではございますが、そういうような事例もございします。

○西田委員　私がなぜこういうことを尋ねるかといいますと、厚生大臣おられるのですが、今度管理美容師制度ができましたね、管理美容師制度で、二人以上の美容店あるいは理容店が、管理美容師としての認定を受けなかった場合は、営業停止になる法律措置があるわけですね。一対一の人間の散髪をしたり、あるいは髪を結んだりというところで危害が出るおそれがある、いわゆる衛生管理上の技術、あるいは経営管理上の技術がなければ、二人以上のそういう営業を許さないというようなきびしい法律がある一方で、何千人、何万人という人間に危害を加えておる公害に対して、公害を出している企業に対して、きわめて寛容であるところに、私はふしぎでならない。

たとえば私の選挙区である滋賀県の、私の住んでおる地域に、とにかくもう数年前、十数年前から、板紙工場なんですけれども、段ボールですか、ああいうものを再生してまた紙をつくつておるわけですね。そこから出る繊維素が琵琶湖周辺の悪臭と、それからヘドロのような遺留物が蓄積されて、どうにもならない状態であるわけですね。それで県からも、市からも何回か改善命令が出されておるけれども、ちよつとどうにもならぬ。常務のいづくには、この水質を、排水する水をどうかしようと思へば、何千万円の費用がかかるのだ、その費用を市なり県が出してくるならやるけれども、わしのところの会社は昔からここにありのた、そのある会社を立ちのけとは何事か、改善せよとは何事かと居すわつておるわけですね。それでいてどうにも手が打てないという実情があるわけですね。だから、そういう公害というものの起こつてきておる地域住民は、それに対していろいろの抗議をしたり、あるいは市に陳情したりしておるのですけれども、一向に片づかぬわけですね。

そういうこと等から考えまして、この公害を出している企業が、地域住民の健康にきわめて有害だというふうなものが出されておつても、それが十分取り締まられないというところに、私はやは

り公害の基本的な問題があるように思うのです
が、それについてひとつ大臣からお答えいただき
たいと思います。

○内田國務大臣 これは、もう私は決して逃げ隠
れするわけではございませんが、厚生省の所管で
はないのですけれども、私どもが先ほども申しま
したように、健康を守る官庁として見れば、それ
らの工場なり、あるいは工場排水の規制法を定め
る官庁が私は思い切った処置をとってもらわな
ければ、厚生省としては困ると考えるのでありま
す。

ただ、その際、琵琶湖のその辺の水域が公共用
水域の水質保全法の指定水域に一体なっているか
どうかという問題が先にくるわけでありますが、
指定水域にならなければ、私はまああの辺は
指定水域に当然なるべきであろうと思ひますし、
なった以上は、工場排水規制法による違反があつ
た場合には、行政上の改善命令はもちろんのこ
と、その罰則等の適用については、昔ならいざ知
らず、今日の時代におきましては、いまの東邦亜
鉛の安中工場式に、断固としてやってもらわなけ
れば困るということで、私は企画庁の協力を求め
てまいりたいと思ひます。

○西田委員 たまたま琵琶湖の水質の問題が出た
のですが、これはあとで公共用水域の水質保全の
法律の一部改正案で質問したいと思ひているの
で、そのときにゆだねますけれども、そこでこう
いうことがどうしても解決しないために、公害紛
争というものが起こつておると思ひます。その
起こつておる公害紛争を、いまここで提案されて
いるような法律の定めにおいてはたして解決でき
るのかどうか、そこらについての自信のほどを突
は経済企画庁長官に聞きたかつたのですけれど
も、もしおられなければだれか担当官か
ら……。

○青鹿政府委員 ただいま御提案申し上げており
ます公害紛争処理法で、公害紛争が適切に解決で
きるかというお話でございますが、この法案のね
らいといはしますところが、現在の制度では司法

手続においても、また大気汚染防止法その他にあ
ります仲介制度等ではやはり十分に期待し得ない
ところがあるのではないかと、その補充的な措置
といたしまして、今回新たに制度を創設いたしま
して、当事者の合意、納得を基礎に極力解決をは
かりたい、要は今後の運営の問題にかかるとは
ないかと思ひますけれども、法律、制度的にでき
るだけの保証を与えまして、独立、中立的に、し
かも十分職権行使が可能ないようにいたしてありま
すので、この制度によりまして相当公害紛争の解
決が促進されるのではないかと、かように期待いた
してあります。

○西田委員 そこで私は、少し飛躍するようです
けれども、政府の、生産活動というものの対する
理解のしかたをひとつ聞きたいのです。

私は、この防止法、公害紛争処理法をずっと一
読さしていただいて考えられることは、こういう
場合は加害者よりも被害者の立場を守るといふこ
とでなければならぬと思ひます。やはり弱いと
ころに政治のあたたい手が差し伸べられて善政
といわれるのではなからうかと思ひます。そこ
ろが、こういう被害を受けておるほうが、常に弱
い立場のものが加害者に対して合意をする、同意
を得られるというようなことであるとするなら
ば、紛争の解決はきわめてむずかしいと思ひます。
そこで、そうした被害を受けておる弱い人を
保護するということが前提でなければならぬと思
ひます。その上で、どうも加害者のほうが、その
他の立法によつても、公害関係立法を読んでみた
ときに、わりあい擁護されている、保護されて
いるという面が非常に強く打ち出されている。

そこで、お伺ひしたいのは、生産活動というも
のについてどう考へておるか。私は生産というも
のは、より豊かな、より快適な人間生活を営むた
めに、人間の英知を結集して行なわれるものだ
と思ひます。たとえば飛行機が早くなるのも、時
間的距離を短縮するため、あるいはまた電気器具
がよいものがどんどん發明されていくのも、より
合理的な、快適な生活を営むためだと思ひわけ

す。それにもかかわらず、生産を行なうために人
間の生活が脅かされるということになれば、これ
は全く主客転倒だと思ひます。人間生活を守る
ために行なわれる生産が、人間の生活をより豊か
に、より快適にするために行なわれる生産が、そ
の生産活動の中から出てくることによって人間生
活が犠牲になるということとは、全く主客転倒だ
と思ひますが、その辺についての政府の考へ方を
聞きたい。

○内田國務大臣 西田委員から、私がぜひひとつ
御理解をいただきたいと思ひ御質問を得たように
思ひます。

それは、昭和三十年代にできました公害関係の
法律では、なぜ政府が公害防止の措置をとるか
という、それは、たとえば水質についていしまし
ても、水の中にいろいろな産業の廃棄物なんかを
流しておる、そのためにその事業以外の企業や工
業が迷惑を受ける、だから一つの工場が発生する
水質の汚濁というものを規制して、ほかの企業や
工場が迷惑を受けないようにすることともに、
あわせて何か、この法律のことばによりまして
公害衛生の向上をはかる、こういうようなこと
で、幾つかの産業が調和をもって発展するために
行なう規制が公害規制の主目標で、人間の衛生
健康というものはその副目標のような書き方をし
てございました。

ところが四十年代になりましてできました公害
対策基本法にいたしましたも、大気汚染防止法に
いたしましたも、そのところを全く考へ方を
いまして、西田委員がおっしゃられたようなたてまえ
から変えてしまひまして、まず、何のために公害防
止をやるかという、人間の健康保護が第一目標
だ、それで、あわせて産業との調和というものを
できたならばいい、こういうことに目標を
すつかり変えてしまひました。

それで、産業との調和をはかる場合にも、人の
健康が先だという場合は産業の調和をはかる必要
はない、人の健康をはかることはのが殿さまの
お通りで、すべてを排除して、産業の規制におい

ても、人の健康をはかるための公害防止対策をや
りなさい。産業との調和をやる場合には、環境保
全のために公害防止を行なう際においては、み産業
との調整をはかりなさい、こういうことに書き改
められてきておるわけでございます。

その思想をとりまして、今回この委員会に経済
企画庁のほうから出されておる公共用水域の水質
保全法も、三十年代の法律でありまして、そこ
を私がいま申し上げましたような書き方に直して
おるはずでありまして、この水質保全の目的は、
人の健康保護と環境保全と二目標がある。しか
し、人の健康保護のためには、もう産業との調和
を考えなくてもよろしい、環境の保全の場合にお
いてのみ産業との調和をはかれ、こういうふうに
思い切つて書き改めたものを、こう改めまして
御審議をいただきたいというところで出しておる
はずでございますので、政府が今後そのとおりや
るかやらないかという問題は残りますけれども、考へ
方はかなり、西田先生のおっしゃつたように変
わつてきているということをひとつぜひ御理解を
いただきたいと思ひます。

厚生省といはしましては前々からこれをやつて
おるわけでありまして、政府部内におきまして
も、厚生省にまかしておくと強過ぎる、だから、
ここに総理府副長官がお見えになりましたが、公
害の問題は厚生省寄りでもきつ過ぎるから、総理
府の座敷でやつておけ、こういうことになつたよ
うに聞いておるわけでありまして、厚生大臣とい
はしましては、強いほうの立場をいつも述べまし
て大いに激励をいたしておる、こういうことで
ございます。

○西田委員 いま、内田厚生大臣のお話を聞いて
おると、全く政府は人間の生命を守ることを重点
にして生産活動を行なう方針なんだと言われてお
るわけなんですけれども、それなら公害対策基本
法という、「公害対策」といふのはおかしい、あ
るいは「公害防止」といふのはおかしいと思ひ
ますね。私はやはり生活環境基準法というものが
あって、それをまずつくるべきではなからうかと

思う。それから出てきて、こういう環境を守るべきだ、人間の快適な生活のためにはこれが最低の基準であるというものをつくって、それに違反するものを取り締まるという方向にかなければならぬと思うのですけれども、その点についてどうですか、もうこういうものを一回総改正する必要がきておる時期だと思ふのですが……。

○内田国務大臣 私、西田委員のお話もよくわかります。でありますから、厚生省で公害を論ずる仕組みといたしましては、生活環境審議会というものを設けておられ、あえて公害防止審議会というものを設けておられぬのです。それは、私も厚生省の考え方というものが、西田先生のお考えに近いということの一つの表明であると思ひます。

一方の公害対策基本法のほうは、「公害対策」という文字こそはうたててありますけれども、この中のたてまえをごらんをいただきますと、公害で出たもののしりぬぐいをするというふうなことはなしに、公害の発生を未然に防止するというたてまえを、随所に実はとおるわけでございます。いまの段階におきましては、公害対策基本法が意図するところが、いかに忠実に政府の各省庁によって行なわれるかということにあると思ふのであります。これ自身を根本的に改正する段階ではないと私は考えるものであります。

○西田委員 副長官お見えになっておるわけですから、いまの件について副長官のお考え方を……。

○湊政府委員 ただいまの点は、厚生大臣のほうからお話しございましたが、事実問題として従来特に経済の高度成長によって、目立つた形で公害が、しかも相当幅広く、単なる産業公害のみならず、生活公害といわれるような形でいろいろ出てきた。それに対処する必要があるということから、公害対策基本法ないしはその事前の防止のためのいろいろな処置をとると、こういうことに経過から見まわっていることは確かだろうと思ひますが、しかし、考え方のものは、ただいま

厚生大臣が言われましたように、一つは人命、健康の保護、それからさらにこわされていく自然の保護、さらに環境の保護、こういうところにやっぱり主眼を置いて、そして総合的にそれを処置をしていく必要があるというふうなことから今回提案申し上げたような、裁判制度によらざる行政的な紛争処理の法案等が出てまいったのも、いまのような一連の、一貫した考え方のもとに政府はやっておる、その一環として私どもは紛争処理法案をここに提案を申し上げておる、こういうふうな理解をいたしております。

○西田委員 その点は、私どもの考えておる公害問題の処理、あるいは環境基準という問題と、政府の考え方では、なかなか一致点を見出すのはむずかしいかと思うのです。それは、よって立つところが違ひますから、いささか違ひように思ふわけでございます。

そこで、いままでの答弁をお聞きしておると、この紛争処理法によつてかなりな紛争が解決できるのじゃないかという見通しを立てておられるわけですが、私どもは、私どもその点がきわめて期待ができないのではないかと、これは、今日労使関係の紛争は、通常なら労使の相互の話し合いによつて解決することを原則にされておるわけですが、それでも解決しない場合はということで労働関係調整法があり、そして中央労働委員会というものが設置されておる。その当事者の話し合いを原則とする労使関係でさえ、やはり紛争解決の機関として設けられた中央労働委員会は、いわゆる国家行政組織法の第三条にいう機関となつておるわけでありませう。

こういう一面からいへばつかまえておるのないう公害紛争を解決する場合は、これはもう行政の付属機関というふうな形で、はたしてその効果をあげられるかどうか、きわめて私はこれは疑わざるを得ないのですけれども、その辺についての効果をどのよう判定しておられるかをお伺ひいたしたいと思ひます。

○湊政府委員 御承知のように、いままでこの種

の問題を処置するためには、それぞれの個別の実体法に基づく和解の仲介という制度が一つございしました。これはお互い同士が話し合つて、そうしてきめてもらう、それからもう一つは、裁判制度が当然のこととしてございしました。ところが、裁判のほうはいくら期間も長引くし、問題が複雑であるだけに、なかなか簡単な処置もつかない。そこで、一つはなるべく迅速に処理をしていく必要がある。二つ目には、手軽にといひますか、利用する立場から利用しやすいような形で、もう一つはお金のかからないような形で処理をするような機関が必要であらうというふうな考慮から、今度裁判制度に準ずるけれども、しかし、公害の問題というのには御承知のように一刀両断でもって黒か白かきめればそれでいいと、こういう問題じゃございませぬので、多面的に処理をしながら、同時に、各省庁が実体法に基づいて持つておるいろいろな権限、規制の権限等を有効に動かして、その両方にのみならず、総理大臣の所轄のもとにこういう機関を置いて、そしてさき申し上げたような裁判によらざる、それに近い効果をあげる制度として、こういうものを考えてはいたが、どううかというので御提案を申し上げたわけでありませう。

それと同時に、たとえばイタイタイ病であるとか、阿賀野川の水銀中毒事件、古くは水俣病、こういうきわめて重大な案件と同時に、地方のいろいろな公害に関する苦情等の実態を見てみますと、案外都市部なんかは、半分以上が騒音に対する苦情、不満、これが非常に多いとございませう。そういう点で、中央の機関とは別に、やはり地方的にそういうものを処理する機関も必要であらうというふうな考慮から、いまのような形で御提案を申し上げた、こういうわけでございます。

○西田委員 いまお話を聞いておりますと、非常に解決がむずかしい。むずかしいので、それを何とか早期に解決するために、一つの緩和剤としての委員会制度というのですか、そういう形で設けていこう、こういうふうなお考えのようでありませう。

すけれども、それではこじれている紛争の解決には役立たないと思ふのです。

特に、この条文を読んでみますと、まず裁定権が全然ありませんね、そして和解もそうですが、仲裁、いずれにしても当事者の同意を得ることになつておるわけですね。そういう点からいいますと、その双方当事者の同意ということになつたら、被害者のほうはこれなかなか同意しないというのが原則なんです、いずれの場合も。それを同意させようということは、結局その加害者を泣かせるという結果になりはしないか。それでは加害者のほうは言うことを聞かないということになると思ふ。したがって、その事件によつてはやはり裁定を下し、あるいは調停案をつくり、それを双方に受諾させる権限くらいは持たすべきではなからうかと思ふのです。そうしてこそ初めて紛争の解決になるんじゃないですか。これは紛争を処理するという法律なんです。紛争を予防する法律なら別ですけれども、紛争を処理しようという法律なんですから、その点いかがですか。

○湊政府委員 先ほども申し上げましたように、一方で裁判制度があり、かつ、いままで起きた相当大きな社会的な事件等については、現に係争中のものもあるわけでございます。ところが、裁判じゃなかなか長引く、経費もかかる、たいへんだということ、行政的に処理をする、こういうことがうになつたのであります。御承知のように憲法で何人も最終的には裁判を受ける権利は奪われないことになつておりますから、中間の段階で行政的にかりにきちんと答への出るような制度を考えたも、ほんとうに納得がいかないというふうなことも一方で考えまして、それと一緒に、さき申し上げましたように、たとえばその賠償金額を幾らにするというふうなことだけできるならばいいのですけれども、企業に対していろいろな差しとめをするとか、操業停止をするとか、場合によってはお引越を願うと

か、こういう処置まで場合によつては必要であるという事になつてまいりますと、これはむしろこの種の第三者的な、さつき申し上げましたように独立性を持った、そして中立性を保証された第三者の機関の仕事というよりは、先ほど厚生大臣に御質問願つておりましたように、あるいは水質の汚濁、あるいは大気の汚染防止等、それぞれ個別の実体法規の中で規制措置を強化するという形で処置をするのが一つの筋ではなからうか、こういうふうな私どもは考えておるわけでございませう。

○西田委員 結局、見解の相違ということになるのですけれども、第六条で「委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」ということになりまう。これはど人格が高潔で識見の広い人を選んでも当たらせるといふことになれば、その人の御苦労が徒勞に終わらないようにするために、やはり委員諸公もやがていのある仕事にしなければならぬのじゃないかと思ふのです。それを最終的に出してみたけれども、双方が言うことを聞かぬからこれはやめたというふうな事となら、委員さん自身にもお気の毒だと私は思ふのです。そういう点おそろしくここで修正するとはおっしゃれないだらうと思ふのですけれども、私はそういうふうな理解をいたします。そして少なくともやはりこの種の船舶労働委員会とか公共企業体等労働委員会であるとかいろいろありますけれども、そういうものが今日まで果たしてきた役割りというのは高く評価しなければならぬと思ふのです。したがって、やはりこういう紛争処理は、裁判所へ行つて裁判官の前で署名や宣誓までさせられてやるという裁判ではなしに、お互いに両方の言い分を聞いて言いたいことは言いなさいというふうなことをさらけ出して、腹の中を打ち割つて話し合ひをするという事によつてのみ解決が促進されるのじゃないかと私は思ふのです。が、重ねてお伺いします。

○議政府委員 ただいまのお話は、先ほど労働関係等を例に引かれておっしゃいましたが、結局は労使双方の、公然にしろ暗黙にしろ、お互い同士のある種の信頼関係というのが前提になつておるだらうと私は思ひますし、こういう複雑な困難な問題を処理するためにほこういう前提が必要だらうと思ひます。ただ問題は、さつき申し上げましたように、片や裁判制度があり、片や当事者間の話し合ひというふうな形の和解の仲介制度しかない。こういう状況では、これだけ広範に、そしてまた各種いろいろな態様をもつて起きておる紛争処理には向かないのじゃないかということでも今回やつたわけでございまして、裁定ということも、あながち私どもも別にえじになつて、それはもう絶対にだめだということではなくて、もう少しこの処理が実態になじんで、定着をして、そういう段階で考える時期が来たり、またこれだけじゃ不十分だということが実績上示されれば、私どもとしてはそれはよりよく被害者の立場に立つて解決するために、そこら辺の弾力性というのは政府としても当然持っているし、私どももそういうかまえて実は今度の問題に取り組んでおるわけでありませう。

○西田委員 それと、委員会に中央で公害紛争処理委員会、それから地方審査会、連合審査会、それぞれ設けられることになつておるわけでありませう。

地方審査会の場合、現に公害の出るおそれがないとすれば、その候補者をつくつておいて、知事が問題が起きたときに任命するというような形になつておるわけですが、そういう段階的な形の中で、たとえば全国で類似的な事件が幾つか起こつてくると思ふのです。その場合に、たとえば滋賀県で起こつた、そして鳥取で起こつた、岡山で起こつた、あるいは群馬でも起こつておるといふような場合に、お互いにどういふ和解の仲介がされるだらうか、どういふ調停を出されるかということにのみ合ひのたにかなか結論が出てこない、こういう弊害があると思ふのです。

したがって、そういう場合に中央で処理するというような方法がこの制度で講じられているかどうか、そしてまたそれぞれに結論が出なかつたものをたとへば中央へ持つていつて解決するといふ、言うならば二審制度のようなものがこの制度の中に——私ちょっと行ないたいと思ふのですけれども、その点についてどうですか。

○議政府委員 ただいまのお話は、中央と地方の機関を、ある意味で二審的に処理するという考えがあるかというお話でございませうが、さつきもちょっと申し上げましたけれども、今度の制度、これは一つの議論の焦点に、一方の申し立てでいいか、合意が前提かという一つの議論がずっとございませうが、合意が前提ということになりますと、厳密な意味の二審ということになりますと、たとえば一審でうまくいかなかつた、あるいは勝つた、負けたという結論が出てしまひますと、その上の段階における合意を前提にした制度の運用というのは、実際問題としてなかなかうまくいかないだらうと思ひます。

それと、ただいま言われた数府県に似たようなケースが起きて、お互いににらみ合ひながら答えを出さないで、だれかがやつたらひとつやつてやろうと待ちかまえるような弊害はないだらうか、こういうおただしであります。実際の運用上、そこら辺は一つの行政指導でもつてやつていきたいと思つておられます。

ただ問題は、さつきのように公害基本法に載せられた典型六公害だけでも相当な種類でございませうし、それから地方地方でもつて実際に苦情の種類になつておるような公害は、一体どういふ種類のものが、どういふ地帯で起きているのだらうかというので、私どもも一応調べてみますと、騒音、振動、こういうものが、地方的な処置をなるべく早くしてほしいという希望が圧倒的でございませう。そのほか、大気の汚染、水質汚濁それぞれございませうが、そういうことで中央と地方に機関を分けた大きな意味の一つは、そういう公害の種類に応じて中央でもつてさばく、つまり広域的に処

置しなければならぬもの、あるいはイタイイタイ病等のきわめて重大な社会問題になつておるようなもの、これは中央で担当するけれども、しかし、わりあいに平易なものは、地方でもつてひとつ処置していこう。二審というよりは、むしろそういう公害の実態に応じて処理の機関を区分けしていつたらどうだらうか、こういうふうな配慮が実は先になつておるわけでございませう。

ただ、今度の法律の中でも、三十八条に引き継ぎの規定がございませう。いろいろ地方でもつてやつてみたが、これはやはり中央のほうに移しかえていつたほうがよからうというふうな場合に、それを中央委員会に引き継ぐ、こういう制度もございませう。

そういうふうな形で、二審という形にはなりませんけれども、その引き継ぎを通じて段階的な処理をしていくように運用したい、こういうふうな考えでございませう。

○西田委員 そこで伺ひたいことは、いま副長官もおっしゃつたように、やつてみて、いろいろなケースを扱つてみて、そして結果が出てくれればその方向でひとつ善処していきたいということなんです。ということは、いろいろ実際にやつてみて、これは裁定権を持たしたほうがいいのか、あるいは調停を勧告して、そして聞かなかつた場合にはさらにそれを監督し指導するというような権限まで与えたいというふうな、そういう結論が出てきたらそれを改正する意思があるかどうか。

○議政府委員 この点はさつきも申し上げましたけれども、多くの場合公害の問題については、ただ賠償の金額をきめればいいのか、それから被災者の救済に専念すればいいというものでなく、やはり公害が起きないように処置していく、こういうことになりませうと、さつき厚生大臣もおられましたし、あるいは経済企画庁長官もおそろしく午前中答弁されたであらうと思ひますが、そういう個別の実体法で、環境の基準とか、あるいは排水の排出基準とか、一酸化炭素のガスの排出基

準とか、そういうふうな実体的な一つの規制のものと、あるいは業務命令によって、改善命令をするとか、そういうふうなものを伴いながら処理していくのが、公害問題に対する処置のしかただろうと私は思うのです。

ところが、そちらのほうがさつき申しましたような経過から、なかなか熟していないと申しましたように、労働問題のように戦後二十年の間にあつて、ルールができておりませんので、そういうものとやはり対応しながら、こういう第三者機関としての運用を考えていく、そういうふうにするのがいいのではないかと私は思っております。

○西田委員 結局最後には、公害に取り組む政府の姿勢ということで、お伺いしたいのですけれども、それは経済企画庁長官が四時半にお見えになるようですから、お見えになったところで聞きたいと思ひます。

次に、同時に議題とされておりますところの、公共用水域の水質保全法についてお伺いしたいと思ひます。

水質審議会から水質汚濁にかかわる環境基準の設定に関する基本方針、これは経企庁長官が諮問されたものに対する答申が出されておるわけでありますが、この答申を実際に守れるのかどうか、答申に基づいてこういう水質基準を設けて、それがはたして守れるのかどうか、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○西川政府委員 環境基準につきましては、設定されましたあとで、項目が国民の健康にかかわるもの、それから生活環境にかかわるものと二つに大別されております。

国民の健康にかかわります項目が即時設定されました、これが閣議決定されましたら、直ちに達成、維持するようにとめなければならぬ。それから生活環境にかかわる項目につきましては、現在の態様によりまして、すでに汚濁が進行している地域、これは原則として五年以内に達成させよう。それから現在まだきれいなところで、

このまま維持してまいりたい、このような地域については、もう環境基準を設定いたしましたら、直ちにそれを維持できるようにとめていく。それから五年以内と申しまして、非常に汚濁が進行してしまつて、いろいろな施策を総合的に講じても、なお五年以内については達成が困難であるというような地域につきましては、やむを得ませんので、例外的に七年とか八年とかいうように、この五年を延長するものやむを得ない。大体大きくいいまして二つのもの、その中で例外的に五年以上延長するものやむを得ないに達成期間を分けて、その達成期間中に達成するための施策としては、公害対策のほうにもございしますが、これは政府が全力をあげてその達成をはかろうとするものでございします。たとえば排出規制の強化については、現在指定水域でやっております水質基準、こういうものの見直しも含めて、さらに今回法律改正で提案をしておりますが、未規制を加へるとか、そういう必要な法律改正も加へまして、排出規制を整備してまいりたい。

それから現在の水質汚濁の問題から見てわかりますように、非常に下水道の整備というものが重要なウエイトを持っています。この下水道の整備の促進、あるいは汚濁防止施設とか、尿処理施設、そういうような汚水の処理施設でございします。いわゆる国または地方公共団体が行なうような事業の促進、そのようなこと。

それから汚水を出すほうの側の立地規制、そのようなものを一応規制する。これは都市計画法によります用途地域のような問題、それから場合によりましては工場の排水の規制、このようなもの。

それからさらに河川の流況の改善、これは浄化用水を導入いたしまして、流量をよくしてやつて汚濁を薄める、あるいは河川で維持流量というのがございしますが、この維持流量につきましては、流量の規制とか水質ということを十分念頭に入れて考え、さらに監視、測定体制の整備、環境基準がきまりましたときに、その環境基準が維持され

ているかどうかという状況を常に把握して、それぞれの手を打つていかなければならぬ。そのための監視、測定等の体制の整備。

それから汚水の処理技術の研究開発、さらに財政的な問題、あるいは地方公共団体に対します国の援助、あるいは企業側で排出規制が加えられますと、これに對していろいろな除害施設をつくらなければならぬが、それに対する財政金融面の措置、それらの力を総合いたしまして、総合的な施策によりまして、環境基準の達成、維持をはからうというふうな考えておるわけでございます。

○西田委員 いま延々と述べられました基準あるいは措置、これらはたいへんけっこうなことなんですか、でも、できるかできないかということをお伺いしているわけですね。

たとえば、たんばのまん中に工場が誘致されてくる。今度は新都市計画法で工場転用はできないことになってくるが、すでに工場誘致がきまつておつて工場が来る、へい除害施設がございまして、あるいはと畜場がございする、あるいは、その付近の農業用水というものが、それらの排水がどうしてもごっちゃになつて、最終的には河川に流れ込むわけですね。そういうものを一つ一つの基準をきめていっても、それが累積されてくると、またそれ以上の汚濁度を増すわけですね。

滋賀県の場合ですと、琵琶湖の水なんというものは十二年前は、ある合成繊維の工場が誘致されてくるときに、東京のその会社の技師が、滋賀県の水を琵琶湖の水を調査して、これは東京都の上水道の水よりきれいだといわれた。その水が十年たった今日では、とにかく三倍以上の汚濁度になつてい

るわけですね。あれだけ大きな湖と水をたたえている琵琶湖でさえ、そういうふうな汚れてきているわけですよ。ましてや、周辺から水が排出されて流されてくる河川の水というのは、これはとてもじゃないが、規制を少々縮めるくらいでは解決できない

のではない。最近では家庭から排水される水の中にも、いわゆる合成洗剤等が使われて、かなり有害物が入つていっていると聞いているわけですね。そうなりますと、ほんとうに水質保全のための規制をするだけでいいのかどうか。私はやはり水質保全の最高の手段というものは、下水道を完備して、それで終末処理を完全にすること、これが最も大切なことではなからうかと思ひます。そしてそこで終末処理されたものは、水の再生産も可能なわけで、そういう意味で、いまおっしゃつたような規制を強化することだけではたして水質保全ができるかどうか。これはそうすると建設ですが、厚生の関係ですか。その流域下水道については、そういう処置も同時に行なつていかなければならぬと思ひますが、そういう点について伺ひたい。

○西川政府委員 ただいまお答え申し上げましたとおり、水質保全法によります排出規制の強化は、これは総合的な施策の一部でございまして、もちろん下水道の整備その他の施策が、総合的に行なわれなければいけないわけでございます。排出規制の強化だけでございしましたならば、これはさらに除害施設をつくるにしましても、最低一年ないし二年ぐらゐでできるわけでございますが、下水道の整備は、やはり相当な期間を要するものでございします。達成期間五年というふうなことが出てきたわけでございます。もちろん規制の強化だけではどうしてこの環境基準の維持強化は、すでに汚濁が進行しているところでは困難であるというところは、私もよくわかつております。先生のおっしゃるとおり、下水道の整備というのは非常に重要なウエイトを持っています。これは、先ほどもお答え申し上げたとおりでございます。

○西田委員 それで、結局現在の下水の整備率といふのはどれくらいになつていいますか。

○久保説明員 現在の下水道の整備率は、全国の市街地面積に對しまして二一%でございます。

○西田委員 そうしますと、それをせめてイギリ

ス並みといわなくても、ヨーロッパ並みの八〇％程度まで引き上げるために計算された場合、どれくらいの費用が必要になりますか。

○久保説明員 ヨーロッパの国でも、国によってだいぶ差がございすけれども、平均的に見ますと、現在の単価で下水道の整備をいたしますと、十兆円を上回るくらいになると思います。

○西田委員 そうすると十兆円を必要とする。非常にばく然としたことばなんですけれども、ヨーロッパ水準に達するために十兆円要るとすれば、五年間ないしは延長しても七年、八年ということでは、たしてそういう処理ができるかどうか、できなければ水質保全というはお手上げになるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○久保説明員 ただいま申し上げましたのは、現在の全市街地に完全に普及するという意味でございまして、水質保全法にかかわるべき水質の汚濁源になる地域を重点的に実施することによって、一ぺんに十兆円全部要る、こういう意味ではございせん。地域の重点によって整備する、こういう意味でございす。

○西田委員 それでは、可能だとおっしゃるわけですね。

○久保説明員 財源の確保ができればできる、こういうことでございす。

○西田委員 財源の確保ができればと、そんなことで答弁されたのでは、何の質問をしているかわからぬようになるわけでありす。それをやるからこれだけの財源をくれ、あるいはそれだけの財源はとつてもやるんだという答弁でないか、答弁にならないと思ひます。

○久保説明員 環境基準が変わりましたならば、その環境基準は、私も現在聞いておりますのは、四十四水域ですか、そういう水域の中には、下水道の整備をしなれば環境基準が守られない地域と、それからほかの対策によって守られる地域がございすので、その閣議決定があり次第、下水道の整備計画をもう少し吟味をしてやるつもりでございす。

○西田委員 そこで、先ほどの島本さんの質問にお答えしておられたようにすけれども、河川法第二十九条についての関連の政令をお伺いしたいのですけれども、この河川法が改定されまして、現在施行されておる法律百六十七号、三十九年七月に公布されておるわけですが、それ以来五年半を経過しておるわけですが、五年半を経過しておるにもかかわらず、二十九条第一項にいう政令が制定できなかったという理由ですね。これをひとつお聞かせいただきたい。

○西川政府委員 河川法の所管庁は建設省のほうでございまして、経済企画庁が所管しているのはございせんけれども、いままでの経過を概略申し上げますと、一応水質保全につきましては昭和三十三年水質保全法がございまして、その実体規制法といたしまして工場排水規制法も同時にできまして、それ以外に下水道法あるいは鉱山保安法、それらのものが実体規制法といたしまして問題となつておりました、一つの保全体系がすでに三十三年からスタートしてございまして、この二十九条におきまして「河川の清潔」という項が入つておるわけですが、それにつきましましては、政令によりまして禁止もしくは制限あるいは許可を受けさせることができるということが入つておるわけがございす。

そうなりますと、もし二十九条を政令によりまして水質保全法と同じようなことをやろうということになりますと、これは完全な二重行政になる、片一方におきまして水質保全法の体系がある、そこへ持つてきまして河川法の改定によりまして、同じようなことを国がやろうとすると、二重行政になるのではなからうか。そうなりますと、保全法の体系ができておることにつきましては、河川の清潔につきましましては相当広い範囲でございすから、いろいろな範囲のところがあつたわけがございす。清潔の中につきましましては、水質の保全に関する分、この分だけにつきましては、これは保全法の特別法的な性格を持つております。保全

法の体系の中に入つておるのではないだろうかというように考えられるわけでありす。

ですから、二十九条の政令をつくることはいけないうことではございせん、二十九条の政令の内容が保全法なり何なりと二重行政的なことは、これは国の行政としておかしいのではないかと、そのようなことで問題の解決が実はつきませんので、いままで延びてきておるのではないかと。要するに、建設省のほうで案をつくりまします政令の内容いかんの問題ではないだろうか、こんなふうに私たちは考えておるわけでありす。

○西田委員 ちょっといまのところわからないのですが、二重行政になるから——これはわかりまします。ところが建設省でと、いま何かおっしゃいましたね。それをつくるということはむずかしいとおっしゃるのですか。——それでは建設省の方、おられないのですか。

○加藤委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○加藤委員長 速記を始め。

○西田委員 それでは続けて、今度の法律の改正案要綱の中に、第二に「規制対象の拡大」というところがあるわけですね。規制対象を拡大され、へい獣処理場、それから採石場、と畜場等々あるわけですが、こういう施設は、どちらかという、へんびなところにあることが多いと思ひます。それからまた零細な人たちの経営するものが多くなつてくるのではないかと、いうふうに思ふわけですが、それによつて、その施設の責任が負わされるということになると、その施設をするための費用その他について、非常に負担がかかるのではないかと、思ひます。それらについて、一体どういう保護処置をなされようとしておるか。これらは全く事業主の任意にまかすのか、あるいはそれらに対しての補助があるのか、あるとすればどの程度の補助を考へておるか、その辺についてひとつお聞きしたいわけがございす。

○西川政府委員 今回それぞれ新たに規制対象として入つてまいります各種の事業場がございす。が、これにつきましては、それぞれの実体規制法があるわけがございす。この実体規制法に基づきまして、これを規制することになるわけがございす。その規制につきましては、いわゆる零細企業のものに対しましては、従来対象となつておりました工場等につきましても、水質基準設定の際にいろいろ配慮いたしておりました。汚濁のシエアその他を勘案いたしまして、微細な工場あるいは零細工場には、これを適用除外するという配慮をいたしたケースもございす。それ以外の水域の汚濁の態様に応じて考へております。ただし、それが一件当たりの量は非常に少なくても、非常に多量にそれが存在して、やはりその水質の汚濁の原因として看過し得ないというようなケースの場合には、それらのものを規制対象にやはり加へざるを得ないというようなケースもございす。

それらの点は水域のそれぞれの実態に応じまします。そのような中小企業なり零細企業が規制対象となつて、除害施設等を設けなければいけないうことになりました場合には、融資とか税制面での措置、それから公害防止事業団におきまして事業計画の中に繰り入れる、それらの処置によつて、それぞれの所管の部門において、十分それらの対策を考へてやつていただいたかどうか。具体的に、通産省その他それぞれの所管省のほうでやつておりますので、そちらのほうからお答えをいただきたいと思います。

○衆議政府委員 砂利採取業、採石業は御指摘のとおり零細企業が多いわけがございす。現在の体制といたしましては、中小企業金融公庫を軸にいたしまして融資体制が中心でございまして、今後さらに事態の進展に伴ひまして相当な防除施設が要するといふことがはつきりしてまいりますれば、それは何はいいまでも零細企業の問題でございすので、通産省といたしまして最大限の努力を尽くしまして、その辺の体制を今後固めていきたい、かように考へております。

○城戸政府委員 厚生省の関係では、と畜場、そ

れからへい獣処理関係施設、それから尿処理施設等がございますが、尿処理施設とかと畜場の公営のものにつきましては、すでに特別地方債で対処いたしております。なお、本年度からはと畜場のうちの同関係の分にしましては、補助金が八千四百万円ほど計上されております。またへい獣処理場関係施設等につきましては、今後融資等の問題につき検討してまいりたいと思っております。

○西田委員 これは要望をいたしておきたいのですけれども、結局へい獣処理であるとか、あるいはと畜場あるいは豚もしくは鶏の飼育施設、こういうのは、非常に零細な企業もしくは零細な資金をもって集まった、いわゆる組合方式のものが多く、お聞きしたような配慮がなされておるようであり、十分な法の規制が守られない、そのことによって水質が汚濁される、汚染されるというふうなことになるのはならないと思っております。したがって、そういう点は監督を十分するという意味ではなしに、そうした施設に対しての保護といえますが、援助あるいは補助、そういうものを、今後企業自身が、そのことによって採算を割るようなことのないようにしていただきたいということをお願いいたしておきたいと思っております。もしこれに対しての御答弁があれば、しかるべき方から……。

○西川政府委員 先ほど申し上げましたとおり、十分配慮してまいりたいと思っておりますが、今回御答申をいただきました水に関する環境基準につきましましては、「環境基準達成のための施策」のところにおきまして、「なお、対策の実施に当たっては、財政・金融・税制面において適切な助成措置を講ずるとともに、中小企業に対しては、特別の配慮を払う」という項目も一項目入っております。

○西田委員 けっこうです。そこで最後に、公害問題全体について政府のお

考えを聞かしていただきたいと思っておったのですが、経済企画庁長官は五時という予定ですから、まだお見えにならぬですね。——それじゃひとつ総務長官に、かわってお答えいただきたいと思っておりますが、公害という問題は、当初私が申し上げたように、起こすというより起こささないというこのほうがきわめて重要だと思っております。そして予防措置を十分講じていくということが大切ではなからうかと思っておりますが、コンピュータのなかった時代から延長されてきておるために、どうも対策が後手後手に回っているように考えるわけであります。

しかし、今日公害問題は、かの「東京宣言」にも見られるように、また昨年の五月、国連ウ・タント事務総長から報告をなされた報告の中にもあるように、このままの事態で推移いたしますと、公害の中に人間が埋没されてしまつて、人間本来の生活というものができなくなるのじゃないか、それは地球の破壊を呼ぶのではなからうかという、おそろしいような事態を引き起こしかねない問題であります。

したがって、これとどう取り組むかということ、政府自身の姿勢にあると思ふんです。アメリカのニクソン大統領も公害白書を出しまして、かなり巨額な資金を投じてでも人間の環境を守る、そして人間性を回復するということを言われておるわけでありまして、七〇年代が、まさに人間性回復の年でもあるというふうにいわれておるわけでありまして、これは結局、政府が真剣にやるかやらぬかの問題にかかってくると思ふのであります。もしそれが人体に大きな影響を及ぼすというのならば、そうした生産活動は停止させてでも、人間の生活を守ることを第一義に置くということが私は本旨だと思ふのであります。

そういう点についてやる気があるのかないのか、こう聞けばやる気があると言ひにきまつておるでしょうけれども、その辺の決意のほどを聞かしていただきたい。

○山中国務大臣 ニクソン大統領は、どちらかと

いえば財界寄りの政党の出身なんですが、それでも巨大産業に対して、容赦なく実例でもって公害白書に対処する行政の実績を出しつつあります。これはやはり学ばべきであります。

さらに、ロンドンあるいはパリ、西ドイツ、それぞれ産業のいんしんをきわめておる地域におきまして、世界じゅうの国が公害という問題を、いやおうなしに政治の命題として取り上げざることを余儀なくされております。

そのような中においてわが国の公害にとつてまいました姿勢は、確かに後手に回った点も多く、あるいはまたこれからの展望をしていく上において、基本的な公害に対する政治の姿勢として、国民の立場から、人類の名において要求していることにたえるには少し足りなかつたことを私は認めざるを得ないと思ひます。しかし日本においては公害の世界のシンボジウムが行なわれたことは、ある意味において皮肉でもあり、ある意味においてその提言は、日本の現状を見ながら言われたことであるだけに、私たちはやはりこれを謙虚に反省し、これをとらえて、今後公害対策というものについて総理以下責任者の全部、あるいは極端にいうならば国会議員、衆参両院全員の責任としてとらえて推進していくべき事柄である、そういうふうな考えをしております。

○加藤委員長 寒川喜一君。

○寒川委員 いま西田君に対して長官から御答弁がございましたが、ことばのあやといひますか、そういうような受け取り方をしたくないのです。が、私自身は初めて議員に出てきて、委員会に出た印象から申し上げますと、何だか当座をしのげばいいのではないかといった感じが著しくするのでございます。質問、答弁の中に出てくることは、高度成長経済ということが中心になって議論をされておる。すなわち、産業が発達したから公害が出たのだ、こういう次元のやりとりのようであつたと私は思ひます。

現在の時点は第二次産業革命といつていいのか、あるいは分類のしかたによれば第三次といつ

ていいのか、要するに現在の時点が、いわゆる産業革命が急速に進行して、これにマッチした政治を行ない、かつ行政で措置していかなければならない、こういう観点でとらえた場合において、何だか隔靴搔痒の感があるのですが、長官の御所見を承りたいと思ひます。

○山中国務大臣 初めて国会に発言の場を持たれたの御感想、貴重なものとしてわれわれは承らなければならぬと思ひます。私もまた、初めて大臣の責任者の地位になりました。今日まで十七年余り議員として質疑応答をずっと見てきたわけでありまして、ある意味においてはあなたのとおっしゃっているその場しのぎ、一人の質問を切り抜ければほつとする、あるいは法案があげればそれで山を越したという気持ちになつて、あとの行政というものは、実行というもののどこまで真剣に打ち込んだかを確認しないうちに閣僚がかわつてしまふということになつておることを、私はそういう現象もあることを見まして、やはり自分がその地位にいたならばかくありたいと念願していたことがございました。したがって、私は自分の心に期したいわゆるあなたが一年生として初めて発言の場を持たれた、私が一年生大臣として初めて責任ある立場に立つて考えておる、いずれも初心の立場に立つて考えておる共通の場があると思ひます。が、私はその意味で、いたずらに弁解や美辞麗句をもって切り抜けるつもりもありません。ただ私が少しべらべらしやべる、口がよく回るほうですから、あるいはそういうふうにおとりになつたかもしれないが、ただ答弁用のメモをくつてその場をしのげばいいという気持ちもありません。ですから政府の姿勢において、いまだ国民の目から見て公害に取り組む姿勢の足らなかつたこと、この点についてはただいまの、前の質問者についても私率直に認めたところでございまして、いけなかつたことはいけなかつたこと、足らなかつたことは足らなかつたこと、しなげればならないことについてはどのようなことをするかについて、やはり論じ、かつ意思を表明し、実行し

○憲川委員　それだけの配慮をしていただければ心配はないと思いますが、やっぱり反対の立場の者を入れて堂々と論戦をして、やはり説得をして最大公約数を求めていくということなしに、公害というような問題を産業革命の中で対処していかなければならないこれからの姿勢としては、かなっていかないのでないか、こんな判断をしておりますので、格別の御配慮をお願いしたいと思います。

それから水質保全の問題に關連をいたしました。先ほど建設省の方から木で鼻をくくったような御答弁がありましたけれども、特に専門家の學者の御意見等を聞きまして、非常に左寄りの方ではございません。そういうた人ですらたとえば淀川水系に例をとりましてもやはり問題が二つあると思います。たとえば二〇PPMの水質保全を維持していこう、こういうことになってまいりますと、下水の問題がほんとうに片づくのか片づかないのか。先ほど長官とのやりとりのようなならないのか。先ほど私はある程度片づいていく姿勢であれば、これは私はある程度片づいていくと思います。しかしながら、現在政府の予算というもののに対する考え方、たとえば重点主義といつておりながら、最後の段階になってきますと総花的になる、こういうことではやはり問題が片づいていかない。いわんや下水がある程度進行しましても、これ以上住宅を建設せしめないという制限措置をとらない限り、二〇PPMの水質保全は確保しがたい、こういうことを真剣に憂えておられる學者の皆さんがいらっしゃいますが、そういうたことに對して、関係の皆さんはどういう調査と現状の認識、将来に對する展望をお持ちか、お答えをいただきたいと思ひます。

そこで、御存じのように、政府も公共事業費の中でも、毎年最も伸び率の高い事業費を予算化しておることも、これまた事実でございます。しか

回の、新経済社会発展計画におきましては、その点も考慮しまして、特に下水に対する行政投資の金額をふやしております。そうしたことでは、これらとにかく事業を進めないことには、口で言つてはもとにかならない問題であります。ただこれは、建設省にしろ私はしばしば話しているのですけれども、もう少し重点的なやりようがあるのではないかと。少ない金でやるのですから、最初から全部はいかないから、そのかわりこういうふうにか公費問題がやかましくなつてきているんだから、やはりそれを頭に置いた個所の選定ということも、今後ひとつ考へてもらわなければいかぬ。

それで御存じのように、下水の立場からするとまた言ひ分がありまして、こういうふうに入水プール現象が方々にある。至るところに、かつて、野原にも山にも谷にも家が建つてしまふ。そこを下水が追つかけて歩いていったのでは、実に非効率的な投資になるわけでありまして、かねがねそういう問題もありましたので、御存じのように都市計画法によりまして、おそまきではありますけれども、土地利用目的の確定、こういうことを行なわれまして、現在各市町村で御存じのような線を引いています。そうしてこの範囲しか市街地

さらに、これをもう少し積極的に進めていかなければならぬと私は思いますが、そうしたスブロールを防ぎ、そして立地というものをいま御指摘のように十分考える。そうして少ない金でできるだけ効率的に使得って下水の促進をはかつてまいる。またワタを全体としてもできるだけふやしてまいる。こういうようなことで、できるだけひとつこの下水の促進をはかりたい、こういう気持ちでおります。

○塞川委員　そこで、たまたま新社会発展計画のお話が出ましたが、仄聞をしておるところにより

昭和三十九年までには大仏王(の利根)の水を完備しようと三兆一千億という一応の計画をお持ちになっておるようですが、これが間違いないのか、かつ昭和五十年までに画にかいたもちぢやなしに、完全に消化する目標のもとに設定をしておるのかどうか、その辺をお聞かせいただけますか。

○佐藤(二)国務大臣　いま、下水のこまかい数字ですが、これが何とおっしゃいましたか、三兆と言われましたか……。

○寒川委員 三兆一十億、環境衛生と聞いており
ますけれども……。

○佐藤(一)国務大臣 それは環境衛生全体が三兆一千四百億でして、下水は二兆三千億ぐらいになる見込みであります。それで、この計画の中で、

民間の設備投資等はいつも見込みと実績が食い違いが激しいのですけれども、政府の行政投資関係につきましては、従来も大体見込みどおりの実績を実現しております。でありますから、これはもちろん今後の経済の伸びや景況が大きく狂えば別ですけれども、大体全体としての経済の伸びが、この発展計画とあまり違わないペースで進むという前提でありましたら、これは十分実現し得るものである、こういうふうに考えております。

かねてから、委員長として、官報に現れたる、
して、日本の行政が立ちおくれもないどころか、總
務長官がおつしやられたようなことと前進をした
ようなものをやつて来られたという事になります
と、やはり資料では私かなり読んでおります
けれども、百聞は一見にしかずということがござ
いますか、そういう視察についてお骨折りいただ
くような配慮、いかがでしょうか、お尋ねをした
と思います。

○加藤委員長　お説ごもっともでございまして、

百聞は一見にしかず、過去におきましても、何回も实地視察をしたり、あるいはまた各党別にも調

このたびもこの法案が上がりましたら理事の皆さんと相はかり、相協力して、ぜひあなたの御趣旨が実地に生かされるようにしたいと、私も心ひそかにそういう心組みをしておったことでございますから、意見が全く一致しますので、早急に実現方について理事会にはかつてみたいと存じます。

○寒川委員　それで関連質問を終わります。

○西田委員　経済企画庁長官に最後に、いまま

ずっと質問をしておったわけですから、その
総括としてお伺いをしたいわけでありませう。

・先ほども申し上げたわけでありますけれども、最近の医学でも予防医学ということが非常に叫ばれてまいりようになりました。病気を起こす前にその病根を断つてしまふ、こういうことで進んできておるわけですね。公害も経済の成長の進化に伴って非常にふえてきておるわけですね。でも、大体石油の中に硫黄が入ってるとか、あるいは自動車の排気ガスの中に一酸化炭素を含んでいふということ、これはあらかじめ予測できること

であつたわけだ。それが急激に膨張してきたために、大気汚染、あるいは水質の保全について危険が生じてきておるといふようなことになってきておるわけだけれども、これはもう当然起こるべくして起こつた問題のように私は思ふわけだ。したがつて、こういう紛争処理の法をつくることによつて出てくる現象だけを処理するといふのでなしに、やはり根本的に公害といふものをどうなくしていくか、言いかえれば、私先はとも申し上げたのですけれども、その人間生活の環境の基準といふものを、どこに求めるかといふことのほうが重大ではなからうかと思ふわけであります。したがつて、そうしたことを処理していこうとすれば、制定していこうとすれば、当然それに対する基本的な取り組み方がそのようになければならぬと思ふのですが、そういう点について、いま寒川氏からお話がありましたように、近く経済発展五カ年計画が出されるようでありまして、また公害審議会のほうでも、そうした問題についてかなり突っ込んだ議論がなされて出されておるようでありまして、また世界的にも「東京宣言」もありまして、またウ・タント事務総長の国連に対する報告等があるわけでありまして、いま世界が、あげて公害問題にどう取り組もうかという出発点にきておるし、そのことが七〇年代の経済に對しても、人間性回復のまた重要なポイントにもなつていふかと思ふわけでありまして、したがつて、こうした法律をつくることによつて、それが一時的な小康を保つというふうなことではならぬと私は思ふ。そういう意味で、長官は今後の公害問題全体に對してどういふ姿勢で臨まれるか、ひとつその点の御意思をお聞かせいただきたい。

○佐藤(一)國務大臣 西田さんのお話のように、日本はこの三十年代始まりまして、たいへんないわゆる重化学工業化の道を一筋に歩んでまいりました。そして非常に世界的に誇るに足る高い成長で今日まできましたが、しかし、その裏にそのマイナスの要素がますます累積していったということについての私たちは気のつき方、あるいはまた

取り上げ方が非常におそかつたと思ひます。いわばそういう意味において、公害問題は、今日までの日本経済のそうした重化学工業化に對する、一つの挑戦であるといふことが私は言えると思ひます。まあしかし、いま気がついたといふことは私はまだ十分間に合ふ、こう思ふのでありますが、ただそれについては、これからの発生といふことを絶対に防止すると同時に、過去の分を取り戻さなければならぬといふくらいにの気持ちでもつてやらないとだめである。

水質保全につきましても、これから新しく区域が指定されまして、そうして事業所の規制が始まるものは、これはもう直ちに実行する。ただし、いままでもよごされてきていて、この一年や二年では急にきれいなにならぬといふものも、原則として五年、やむを得ないときに六年とか七年といふことで、過去のものも取り戻そう、こういう態度でいるわけだ。

そこで、やはり特にこの水の問題は、御存じのように複雑でありまして、いわゆる人間の健康問題だけでなく、産業問題が関連してくる。そして人間であれば一〇PPMでいいものが、フェニールだとか一PPMでなければいかぬとか、いろいろなことがありますが、そうした関係方面の調整といふことも相当むずかしい点もありまして、けれども、しかし、いままでのありかたの考え方を捨ててもらつて、そうして各省協力して実現しなければならぬ、こういう気持ちを私持っています。そして公害基本法ができました、久しくこの基準の設定ができておりました、これはやはり各省間の平仄を合わせるということに時間がかつたようでありまして、これも考え方で、思い切つてやろうじゃないかといふことで、このころ、おかげで急速に作業も進みまして、どうやら審議会からの答申を得るような段階まで来たわけでありまして、間もなく閣議決定もありまして、いま御指摘のように、ただ審議会の答申や、あるいはこのたびの水質保全法の改正という、一片の法律の改正やそれだけでも、作文でもつて終わる

問題じゃありませんから、これはやはりもう常時注意を怠らずにやつていく、そしてやはり目標を高く掲げて、いわゆる障害があつてもそれを実施に移していく、こういう強い気持ちを持つてこの対策を進めてまいりたい、こういう決心でございます。

○西田委員 これで最後にいたしたいと思ひますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり経済の発展なり、生産の向上拡大といふことは、結局人間のより豊かな、より快適な生活をするために必要なものだと思ふのです。

ところが、公害が起つてくるといふことは、そうした人間の生活よりも物の生産に重点が置かれる。言いかえますならば私利私欲の追求のために、人間の生活がどうなつてもいいんだというような考え方が、こうした問題を引き起こしてきた大きな原因ではないかと私は思ふのです。しかし、そのことで経済が発展しても、肝心の人間の生活が犠牲にされ、あるいはいわれるところの公害のために人間が埋没されてしまふ、こういうことになつては主客転倒であらうと思ふので、そういう点で今後私はやはり人間生活を犠牲にする、あるいはそれに対して健康保持のために有害な手段であるとするならば、経済の成長をとめてでもとにかく断固たる処置をとるといふ強い姿勢で臨まないと、この十年間いまままで伸びてきた率よりもまた高い率で伸びていく可能性を、日本の経済は特に持っているわけでありまして、そういう意味から、そうした面で人間が窒息しないように臨んでいただきたいと思ふのですが、その点についてひとつ長官の意思をお伺ひして質問を終わります。

○佐藤(一)國務大臣 人間が窒息してはたいへんでございます。この間のシンポジウムなんかでも、あれだけの一流の学者が集まりまして、そしてとにかくだれ一人として異論なく公害の重要性が力説されてきている。私は一つは事態がそこまで進んできたからだと思ひます。そういう事態を踏んまえて、そうしていままでのような経

済成長率だけで人間の幸福を推しはかるというのではなくて、幾ら成長しても、公害が進めばそれはマイナスだ、相殺されるべきものである、経済は成長してないのだ、こういうふうなもの考え方徹底的にかなければいかぬ、そういう気持ちでおりますから、ひとつ大いに今後具体的な政策をそうした考え方で推進していきたい、こう思つております。

○加藤委員長 次回は、明九日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十四分散会